

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月10日
【会社名】	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
【英訳名】	JVC KENWOOD Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者（CEO） 河原 春郎
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者（CFO） 尾高 宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者（CFO） 尾高 宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第1回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円 （第2回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円 （第3回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円 （第4回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円 （第5回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円 （第6回新株予約権） その他の者に対する割当 2,610,500円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円

（第7回新株予約権）

その他の者に対する割当 2,610,500円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円

（第8回新株予約権）

その他の者に対する割当 2,610,500円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,322,610,500円

（第1回乃至第8回の合計）

その他の者に対する割当 20,884,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 18,580,884,000円

（注）新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、かかる金額は、新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日（火）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日（火）
割当日	平成21年7月28日（火）
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第2回乃至第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず、）。
()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによる行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)。</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 号において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日（火）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日（火）
割当日	平成21年7月28日（火）
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回および第3回乃至第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず。）
()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。))

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限(後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)が、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによる行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、500,000株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず。)。)</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日(火)
割当日	平成21年7月28日(火)
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回、第2回および第4回乃至第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の（ ）乃至（ ）の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
（ ）東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
（ ）当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず、）。
（ ）東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
（ ）東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによって行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず。)。)</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 号において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

4【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日（火）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日（火）
割当日	平成21年7月28日（火）
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回乃至第3回および第5回乃至第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず、）。
()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによって行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)。</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日(火)
割当日	平成21年7月28日(火)
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回乃至第4回および第6回乃至第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）。
()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりにより行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができる。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず。)。)</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

6【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日(火)
割当日	平成21年7月28日(火)
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回乃至第5回、第7回および第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず、）。
()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによって行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)。</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 号において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

7【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日(火)
割当日	平成21年7月28日(火)
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回乃至第6回および第8回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等	主幹事証券会社	
	人的関係等	該当事項なし	

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の（ ）乃至（ ）の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
（ ）東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
（ ）当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず、）。
（ ）東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
（ ）東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによって行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)。</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

8【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	40個
発行価額の総額	金2,610,500円
発行価格	金65,262.500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	40個
申込期間	平成21年7月28日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 財務戦略部 横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
払込期日	平成21年7月28日(火)
割当日	平成21年7月28日(火)
払込取扱場所	住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月10日開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権および本新株予約権と同日に発行される当社第1回乃至第7回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

5 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社	
割当新株予約権数		40個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		2,610,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係 （平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	857,500
	取引関係等		主幹事証券会社
	人的関係等		該当事項なし

割当予定先の選定理由

当社は、野村證券株式会社が、当社の主幹事証券会社として当社との良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること等を総合的に勘案した上、同社を割当予定先として選定しております。

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、以下について合意する予定であります。

- 野村證券株式会社は、行使価額修正の決定（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。）が行われた場合、当該行使価額修正の決定が行われた回数に関し、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）以後に、当該回数の本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該行使価額修正の決定に係る行使価額修正決議日（後記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）の前取引日まで（当日を含む。）の終値（気配表示を含まない、以下同じ。）のある20連続取引日の、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高の平均値に2を乗じて得られる数以上となる最小個数の当該回数の本件新株予約権の行使を行うものとする。ただし、行使を行う本件新株予約権に関し、残存する本件新株予約権の個数が当該最小個数に満たない場合は、当該残存する本件新株予約権のすべての行使を行うものとする。
なお、上記に定める終値のある20連続取引日の判断において、以下の（ ）乃至（ ）の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。
（ ）東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日
（ ）当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）または下限（ストップ安）のまま終了した取引日（東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）。
（ ）東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。
（ ）東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数（SQ）を算定する取引日。
- 前1.にかかわらず、野村證券株式会社は、以下に定める場合は、前1.に基づき本件新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

当該行使価額修正の決定に係る修正開始日が、当該行使価額修正の決定が行われた回数の前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた直近の回数の本件新株予約権に係る修正開始日から30日以上経過していない場合（ただし、第1回新株予約権に係る行使価額修正の決定の場合、行使価額修正の決定が行われた本件新株予約権よりも前の回数の本件新株予約権のうち行使価額修正の決定が行われた本件新

株予約権がない場合、または、野村證券株式会社が同意した場合はこの限りではない。）

行使価額修正の決定が行われた場合の当該行使価額修正の決定に係る行使期限（後記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が本件新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当して繰り下がる場合で、当該繰り下がりによる行使期限が平成23年7月27日を経過した場合

災害、戦争、テロ、暴動、労働争議等の発生により、本件新株予約権の行使または本件新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が物理的に不可能もしくは実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

3. 野村證券株式会社は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
4. 野村證券株式会社は、前3.の当社の承認に基づき第三者に本新株予約権を譲渡する場合であっても、あらかじめ転売先に対して前1.から3.に記載する義務を遵守することを約束させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

野村證券株式会社は、本件新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式は適時適切に売却する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式20,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、500,000株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> <p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初116円(注)1とする。ただし、行使価額は、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成21年7月29日以降、平成23年7月11日までの間、1回に限り、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正決議日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)の前銀行営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下同じ。)(当日に当該終値がない場合は、その日に先立つ直近日の当該終値とする。)が、29円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正開始日(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことを、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。なお、当社は、()当社が本新株予約権について行使価額修正の決定を行う時点で存在する本件新株予約権のうち本新株予約権が最も若い回号である場合に限り、本新株予約権について行使価額修正の決定を行うことができ、また、()本新株予約権以外の本件新株予約権について行使価額修正の決定が行われた場合において、当該本件新株予約権に係る修正開始日が経過するまでは、本新株予約権に係る行使価額修正の決定を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正後行使価額算定期間(以下に定義する。)の最終日の翌銀行営業日(以下「修正開始日」という。)以後、行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の3取引日後の日(当日を含む。)に始まる終値のある3連続取引日(以下「修正後行使価額算定期間」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、上記の終値のある3連続取引日の判断において、以下の()乃至()の取引日は、終値のある取引日には含まれないものとし、かつ、連続性を阻害しないものとする。</p> <p>()東証のシステム障害等により当社普通株式の普通取引が終日行われなかった取引日。</p> <p>()当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)または下限(ストップ安)のまま終了した取引日(東証における当社普通株式の普通取引の終値が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず。)。)</p> <p>()東証における当社普通株式の普通取引が買い特別気配または売り特別気配のまま終了した取引日。</p>

()東証における指数先物取引または指数オプション取引の最終清算指数(SQ)を算定する取引日。

また、修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額および修正開始日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

4 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 号において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。))

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)3(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,322,610,500円</p> <p>上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、上記金額は、本新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、上記金額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い修正または調整された場合、修正または調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年7月29日から平成23年7月27日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使価額修正の決定が行われた場合、行使可能期間は、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日（以下「行使期限」という。）までとするが、当該行使価額修正の決定に係る修正開始日または当該行使価額修正の決定に係る修正開始日の翌銀行営業日が、機構が新株予約権行使請求の取次ぎを行わない日に該当する場合、行使期限は、当該取次ぎを行わない日に該当する日数の銀行営業日分繰り下がるものとする。ただし、いかなる場合も、平成23年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>住友信託銀行株式会社 東京営業部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号</p> <p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数に行使価額を乗じた金額を、機構または口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、29円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の当初の行使価額(116円)は、本新株予約権の発行決議日(平成21年7月10日)の当社普通株式の普通取引における終値の200%に相当する金額である。

2 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

4 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

9【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
18,580,884,000	17,000,000	18,563,884,000

(注) 1 上記金額は第1回乃至第8回新株予約権の合計額である。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第1回乃至第8回新株予約権合計20,884,000円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第1回乃至第8回新株予約権合計18,560,000,000円)を合算した金額である。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3 上記金額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、当社が行使価額修正の決定を行った場合、当初行使価額は修正され、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、新株予約権の行使時点の行使価額に応じて減少または増加する。行使価額修正の決定により行使価額が修正される場合に加え、行使価額が調整された場合にも、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少または増加する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。なお、新株予約権の行使時点の行使価額が、発行決議日の当社普通株式の普通取引における終値(58円)と同額であると仮定した場合には、上記払込金額の総額は9,300,884,000円となる。

(2)【手取金の使途】

新株予約権の発行による手取金については、4,000百万円をカーエレクトロニクス事業における設備投資資金に、4,000百万円をカーエレクトロニクス事業における研究開発資金にそれぞれ充当し、残額を有利子負債の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第1期 平成21年3月
売上高(百万円)	309,771
経常損失()(百万円)	6,809
当期純損失()(百万円)	18,795
純資産額(百万円)	85,579
総資産額(百万円)	354,652
1株当たり純資産額(円)	86.60
1株当たり当期純損失金額 ()(円)	28.22
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-
自己資本比率(%)	23.6
自己資本利益率(%)	33.1
株価収益率(倍)	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	9,765
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	11,288
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	9,726
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	52,393
従業員数(人)	19,540
[ほか、平均臨時雇用者数]	[3,774]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成21年3月
営業収益(百万円)	3,983
経常損失() (百万円)	438
当期純損失() (百万円)	1,468
資本金(百万円)	10,000
発行済株式総数(千株)	1,090,002
純資産額(百万円)	110,436
総資産額(百万円)	134,467
1株当たり純資産額(円)	114.22
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額 (円))	- (-)
1株当たり当期純損失金額 () (円)	1.36
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-
自己資本比率(%)	82.1
自己資本利益率(%)	1.2
株価収益率(倍)	-
配当性向(%)	-
従業員数(人)	631

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

2【沿革】

年月	摘要
平成19年7月	日本ビクター株式会社（以下「ビクター」）と株式会社ケンウッド（以下「ケンウッド」）がカーエレクトロニクス事業及びホームオーディオ事業での協業と両社の経営統合の検討を柱とした資本業務提携契約を締結。
平成19年8月	ビクターがケンウッド及びスパークス・インターナショナル（ホンコン）リミテッドが運用する複数の投資ファンドを割当先とした第三者割当増資を実施。
平成19年10月	ビクターとケンウッドの共同出資により技術開発合弁会社「J&Kテクノロジーズ株式会社」（以下「J&Kテクノロジーズ」）を設立。
平成20年5月	ビクターとケンウッドが共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に合意し、契約書を締結。
平成20年10月	ビクターとケンウッドが株式移転の方法により共同持株会社「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」を設立（東京証券取引所市場第一部に上場）
平成20年10月	会社分割（簡易吸収分割）により、ビクターとケンウッドのカーエレクトロニクス事業に関する開発・生産機能をJ&Kテクノロジーズに継承。
平成20年12月	会社分割（簡易新設分割）により、ケンウッドのホームエレクトロニクス事業に関する商品企画・営業機能を新たに設立した「株式会社ケンウッド・ホームエレクトロニクス」に承継。
平成21年6月	J&Kテクノロジーズを「J&Kカーエレクトロニクス株式会社」に改称し、ビクターとケンウッドのカーエレクトロニクス事業に関する商品企画・マーケティング機能を統合。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の子会社134社、並びに関連会社11社により構成され、カーエレクトロニクス関連、ホーム&モバイルエレクトロニクス関連、業務用システム関連、及びエンタテインメント関連の製造・販売を主要な事業とし、且つ、これに付帯する事業を営んでいます。

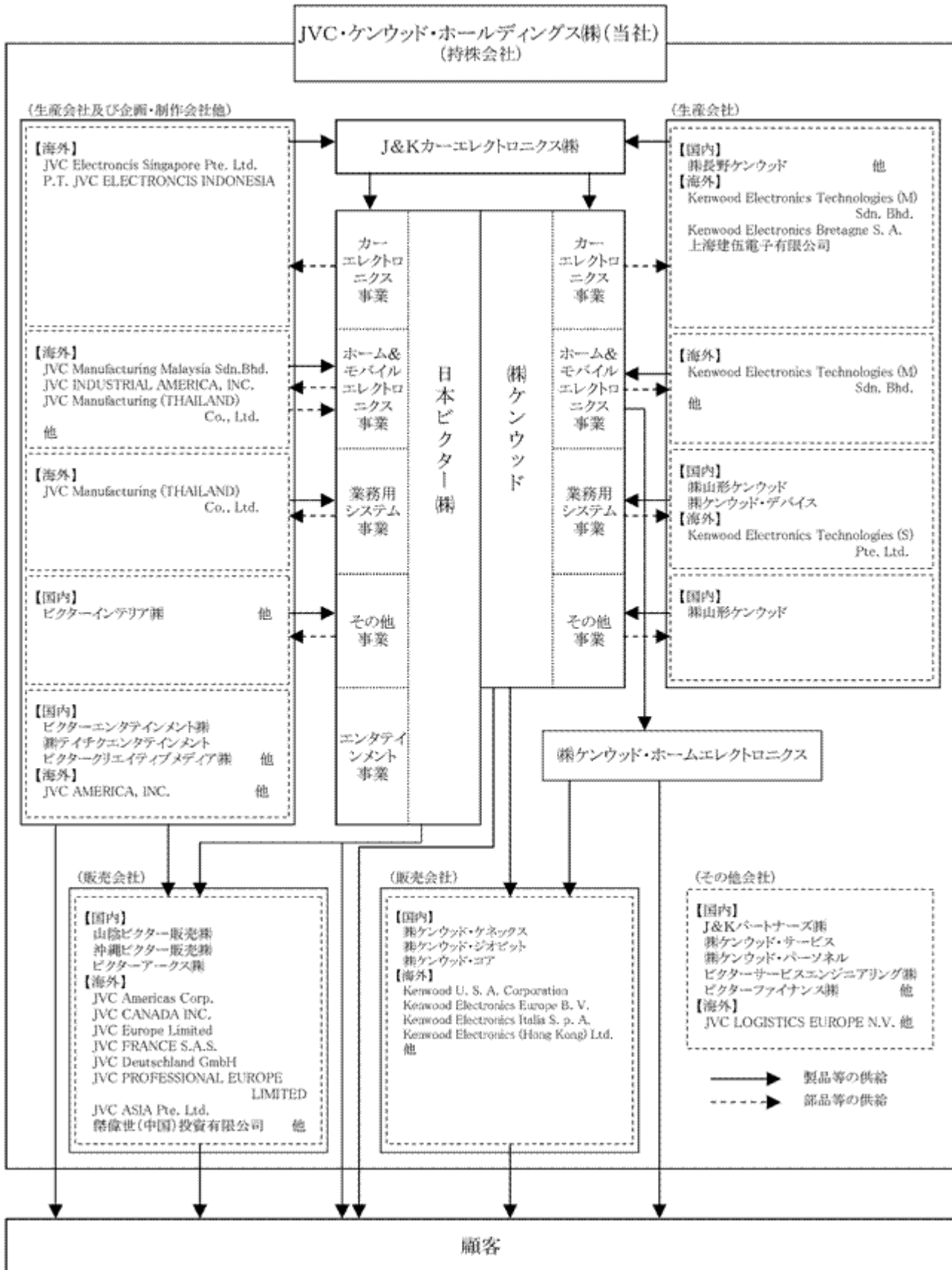
当社グループの事業区分及び主要製品並びにそれに係わる主要な関係会社の位置づけは以下のとおりであり、事業区分は、第5「経理の状況」1「連結財務諸表」注記事項（セグメント情報）「事業の種類別セグメント情報」に記載されている事業区分と同一です。

事業区分	主要製品	主要関係会社名
カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ、カーAVシステム、カーナビゲーションシステム	<p>(生産会社)</p> <p>J & Kカーエレクトロニクス(株) P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIA (株)長野ケンウッド Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn. Bhd. 上海建伍電子有限公司 Kenwood Electronics Bretagne S.A.</p> <p>(販売会社)</p> <p>JVC Americas Corp. JVC Europe Limited JVC ASIA Pte.Ltd (株)ケンウッド (株)ケンウッド・ケネックス Kenwood U.S.A. Corporation Kenwood Electronics Europe B.V. Kenwood Electronics Italia S.p.A.</p>
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	ビデオカメラ、液晶テレビ、プロジェクター、ピュアオーディオ、セットステレオ、ポータブルオーディオ、AVアクセサリ	<p>(生産会社)</p> <p>日本ビクター(株) JVC INDUSTRIAL AMERICA, INC. JVC INDUSTRIAL DE MEXICO, S.A.DE C.V. JVC Manufacturing (THAILAND) Co.,Ltd. JVC Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd. Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn. Bhd.</p> <p>(販売会社)</p> <p>日本ビクター(株) 山陰ビクター販売(株) JVC Americas Corp. JVC Europe Limited JVC ASIA Pte.Ltd (株)ケンウッド (株)ケンウッド・ホームエレクトロニクス (株)ケンウッド・ケネックス Kenwood Electronics Italia S.p.A. Kenwood Electronics Europe B.V.</p>

事業区分	主要製品	主要関係会社名
業務用システム事業	業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用ビデオ機器、業務用オーディオ機器、業務用ディスプレイ	<p>(生産会社)</p> <p>日本ビクター(株) JVC Manufacturing (THAILAND) Co.,Ltd. (株)山形ケンウッド (株)ケンウッド・デバイス Kenwood Electronics Technologies (S) Pte. Ltd.</p> <p>(販売会社)</p> <p>日本ビクター(株) ビクターアークス(株) JVC Americas Corp. JVC PROFESSIONAL EUROPE LIMITED (株)ケンウッド (株)ケンウッド・ジオビット Kenwood U.S.A. Corporation Kenwood Electronics U.K. Ltd. Kenwood Electronics (Hong Kong) Ltd.</p>
エンタテインメント事業	オーディオ・ビデオソフトなどの企画・製作・販売、CD・DVD(パッケージソフト)の製造、パッケージソフトなどの物流業務	<p>(生産会社)</p> <p>ビクタークリエイティブメディア(株) JVC AMERICA, INC.</p> <p>(販売会社)</p> <p>ビクターエンタテインメント(株) (株)テイチクエンタテインメント ビクタークリエイティブメディア(株) JVC AMERICA, INC.</p>
その他事業	非接触移動体識別システム、気象衛星データ受信システム、他電子機器等、記録メディア、インテリア家具他	<p>(生産会社)</p> <p>日本ビクター(株) ビクターインテリア(株) (株)山形ケンウッド</p> <p>(販売会社)</p> <p>日本ビクター(株) ビクターインテリア(株) (株)ケンウッド・コア Kenwood Electronics Italia S.p.A.</p>

事業の系統図は以下のとおりです。

（平成21年7月10日現在）



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成21年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
日本ビクター㈱ (注)3、4	横浜市 神奈川区	51,615	オーディオ・ビジュアル・コン ピュータ関連の民生用・業務用 機器、並びに磁気テープ、ディス クなどの研究・開発、製造、販売	100.0	役員の兼任等・・・有 設備の賃貸借・・・有
山陰ビクター販売㈱	島根県 松江市	20	卸売	90.0 (90.0)	
沖縄ビクター販売㈱	沖縄県 宣野湾市	15	卸売	100.0 (100.0)	
ビクターアークス㈱	東京都 港区	35	業務用音響・映像機器の販売	94.3 (94.3)	
ビクターエンタテインメント㈱ (注)3	東京都 渋谷区	6,310	音楽・映像ソフト等の企画・制 作・販売	100.0 (100.0)	
㈱フライングドッグ	東京都 渋谷区	480	アニメ音楽・映像等の企画・制 作	100.0 (100.0)	
JVCネットワークス㈱	東京都 渋谷区	250	ネットワーク・配信、セールス プロモーションツールの企画・ 制作・運営	100.0 (100.0)	
JVCエンタテインメント㈱	東京都 港区	100	タレント及びアーティストマネ ジメント、キャスティング、広告 代理	100.0 (100.0)	
㈱テイチクエンタテインメント	東京都 渋谷区	123	音楽・映像ソフト等の企画・制 作・販売	96.1 (96.1)	
ビクター クリエイティブメディア㈱ (注)3、4	神奈川県 大和市	1,165	記録済み光ディスクの開発・製 造・販売	94.4 (94.4)	
ビクターインテリア㈱	静岡県 袋井市	150	インテリア家具の製造販売	100.0 (100.0)	
ビクターロジスティクス㈱	横浜市 神奈川区	300	物流業務	100.0 (100.0)	
日本レコードセンター㈱	神奈川県 厚木市	450	音楽・映像ソフト等の物流業務	98.5 (98.5)	
ビクターサービス エンジニアリング㈱	千葉県 浦安市	300	電気・電子機器の修理	100.0 (100.0)	
ビクターパーツ& テクニカルサポート㈱	横浜市 神奈川区	50	補修部品の販売・物流	100.0 (100.0)	
ビクターミュージック パブリッシング㈱	東京都 港区	350	音楽著作権管理、アーティスト マネジメント	100.0 (100.0)	
ビクターファシリティ マネジメント㈱	東京都 港区	30	不動産の管理・売買及び賃貸、 建物付帯設備等の総合保守・管 理	100.0 (100.0)	
ビクターファイナンス㈱	横浜市 神奈川区	30	金融及び経営コンサルティング	100.0 (100.0)	
JVC Americas Corp.	Wayne, New Jersey, U.S.A.	US \$ 1,371千	米州地域における統括・卸売 (アメリカ他)	100.0 (100.0)	
JVC AMERICA, INC.	Tuscaloosa, Alabama, U.S.A.	US \$ 7千	CD及びDVDソフト等の製造 販売	100.0 (100.0)	
JVC INDUSTRIAL AMERICA, INC. (注)3	San Diego, California, U.S.A.	US \$ 155,000千	映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
JVC Entertainment, Inc. (注)3	Los Angeles, California, U.S.A.	US \$ 10,000千	オーディオ・映像ソフトの管理	100.0 (100.0)	
JVC CANADA INC. (注)3	Toronto, Ontario, Canada	CAN \$ 12,600千	卸売 (カナダ)	100.0 (100.0)	
JVC Professional Products Canada Inc.	Toronto, Ontario, Canada	US \$ 100千	卸売 (カナダ)	100.0 (100.0)	
JVC DE MEXICO, S.A. DE C.V. (注)3	Mexico City, Mexico	MPN 158,228千	卸売 (メキシコ)	100.0 (100.0)	
JVC INDUSTRIAL DE MEXICO, S.A. DE C.V.	Tijuana, Mexico	US \$ 10千	映像機器の製造	100.0 (100.0)	
JVC LATIN AMERICA, S.A.	Panama City, Panama	US \$ 1,000千	卸売 (パナマ他)	100.0 (100.0)	
JVC DO BRASIL LTDA.	Sao Paulo, Brazil	R \$ \$ 10,691千	卸売 (ブラジル)	100.0 (100.0)	
JVC Europe Limited (注)3	London, U.K.	STG 44,976千	欧州地域における統括・卸売 (イギリス他)	100.0 (100.0)	
JVC (U.K.) LIMITED (注)3	London, U.K.	STG 11,000千	卸売 (イギリス)	100.0 (100.0)	
JVC PROFESSIONAL EUROPE LIMITED	London, U.K.	EUR 5,054千	卸売 (欧州地域)	100.0 (100.0)	
JVC Manufacturing U.K. Limited (注)3	East Kilbride, Scotland, U.K.	STG 34,000千	映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC FOREX (UK) LIMITED	London, U.K.	STG 1,000千	欧州地域における資金決済業務	100.0 (100.0)	
JVC FRANCE S.A.S.	Carrieres Sur Seine, France	EUR 4,545千	卸売 (フランス)	100.0 (100.0)	
JVC ITALIA S.p.A.	Milano, Italy	EUR 517千	卸売 (イタリア)	100.0 (100.0)	
JVC PROFESSIONAL PRODUCTS ITALIA S.p.A.	Milano, Italy	EUR 774千	卸売 (イタリア)	100.0 (100.0)	
JVC ESPAÑA S.A.	Barcelona, Spain	EUR 2,803千	卸売 (スペイン他)	100.0 (100.0)	
JVC Deutschland GmbH	Friedberg, Hessen, Germany	EUR 5,624千	卸売 (ドイツ)	100.0 (100.0)	
JVC Technical Services Europe GmbH (注)3	Friedberg, Hessen, Germany	EUR 12,271千	欧州地域における品質管理業務	100.0 (100.0)	
JVC PROFESSIONAL BELGIUM SA/NV	Drogenbos, Belgium	EUR 619千	卸売 (ベルギー)	100.0 (100.0)	
JVC LOGISTICS EUROPE N.V.	Boom, Belgium	EUR 500千	欧州地域の物流業務	100.0 (100.0)	
JVC Benelux B.V.	Leiden, Netherlands	EUR 4,540千	卸売 (オランダ・ベルギー他)	100.0 (100.0)	
JVC International (Europe) GmbH	Wien, Austria	EUR 3,335千	卸売 (東欧・オーストリア他)	100.0 (100.0)	
JVC Schweiz AG	Reinach, Switzerland	SFR 3,000千	卸売 (スイス)	100.0 (100.0)	
JVC Scandinavia AB	Stockholm, Sweden	SKR 1,500千	北欧地域における統括	100.0 (100.0)	
JVC Svenska AB	Stockholm, Sweden	SKR 5,000千	卸売 (スウェーデン)	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
JVC Danmark A/S	Tastrup, Denmark	DKR 6,000千	卸売 (デンマーク)	100.0 (100.0)	
JVC NORGE A/S	Toensberg, Norway	NKR 4,200千	卸売 (ノルウェー)	100.0 (100.0)	
JVC Polska Sp. zo. o.	Warszawa, Poland	PLN 4,500千	卸売 (ポーランド)	100.0 (100.0)	
JVC Czech Spol. s r. o.	Praha-Vychod, Czech	CZK 29,000千	卸売 (チェコ)	100.0 (100.0)	
000 JVC CIS "000"はLimited Liability Company を意味する。	Moscow, Russia	Ruble 1,450千	卸売 (ロシア)	100.0 (100.0)	
JVC ASIA Pte. Ltd. (注) 3	Singapore	S \$ 40,250千	アジア地域における統括・卸売 (シンガポール)	100.0 (100.0)	
JVC Sales & Service (Malaysia) Sdn.Bhd.	Selangor, Malaysia	MYR 8,000千	卸売 (マレーシア)	100.0 (100.0)	
JVC Electronics Malaysia SDN.BHD. (注) 3	Selangor, Malaysia	MYR 93,063千	音響機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC Manufacturing Malaysia Sdn.Bhd. (注) 3	Selangor, Malaysia	MYR 50,819千	音響・映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC Sales & Service (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand	BAHT 103百万	卸売 (タイ)	99.0 (99.0)	
JVC Electronics (Thailand)Co.,Ltd.	Pathumthani, Thailand	BAHT 20百万	映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC Manufacturing (THAILAND) Co.,Ltd. (注) 3	Pathumthani, Thailand	BAHT 900百万	映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC OPTICAL COMPONENTS (THAILAND) CO.,LTD.	Nakhon Ratchasima, Thailand	BAHT 300百万	電子部品の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC (PHILIPPINES), INC.	Makati City, Philippines	PHP 91,000千	卸売 (フィリピン)	70.0 (70.0)	
JVC VIETNAM LIMITED	Ho Chi Minh City, Vietnam	US \$ 3,000千	音響・映像機器等の製造・卸売 (ベトナム)	70.0 (70.0)	
P.T. JVC INDONESIA (注) 3	Jakarta, Indonesia	US \$ 10,100千	卸売 (インドネシア)	97.9 (97.9)	
台湾傑偉世股?有限公司	Taipei, Taiwan	NT\$ 52,500千	卸売 (台湾)	76.0 (76.0)	
JVC GULF FZE	Dubai, U.A.E	US\$ 1,905千	卸売 (U.A.E.他)	100.0 (100.0)	
傑偉世(中国)投資有限公司 (注) 3	Beijing, China	US\$ 30,000千	中国における統括・卸売 (中国)	100.0 (100.0)	
北京 J V C 電子産業有限公司 (注) 2、3	Beijing, China	US\$ 32,000千	音響・映像機器の製造販売	50.0 (50.0)	
上海 J V C 電器有限公司 (注) 2	Shanghai, China	US\$ 5,000千	音響・映像機器の製造販売	50.0 (50.0)	
広州 J V C 電器有限公司	Guangzhou, China	US\$ 6,000千	電子部品の製造販売	100.0 (100.0)	
傑偉世建興国際有限公司	Hong Kong, China	US\$ 200千	電子部品の販売	51.0 (51.0)	
㈱ケンウッド (注) 3、4	東京都 八王子市	22,059	カーエレクトロニクス・コミュニ ケーションズ・ホームエレク トロニクス事業の民生用・業務 用機器などの研究・開発、生産、 販売	100.0	役員の兼任等・・・有
㈱ケンウッド・デバイス	神奈川県 横浜市	80	部品の生産	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)山形ケンウッド	山形県 鶴岡市	350	カーエレクトロニクス関連・通 信関連・ホームエレクトロニク ス関連機器の生産	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・プレジジョン (注)5、7	東京都 八王子市	80	部品の生産	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・ケネックス	東京都 目黒区	100	卸売	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・サービス	神奈川県 横浜市	443	修理・保全・物流業務	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・ジオビット	東京都 渋谷区	404	卸売	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・コア	神奈川県 横浜市	150	卸売	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッドエンジニアリング	東京都 八王子市	90	技術者派遣及び技術関連業務受 託	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・パーソネル	東京都 八王子市	30	人材派遣	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッドデザイン	東京都 目黒区	30	工業デザインの企画制作	100.0 (100.0)	
(株)ケンウッド・アドミ	東京都 八王子市	70	総務・人事・経理業務等の受託	100.0	
(株)ケンウッド・ホームエレクトロ ニクス	東京都 八王子市	19	音響・映像・通信機器の製造販 売等	100.0 (100.0)	
Kenwood U.S.A. Corporation (注)3	California, U.S.A.	US \$ 94,600千	米州地域における統括・卸売 (アメリカ他)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Canada Inc.	Ontario, Canada	CAN \$ 10,200千	卸売 (カナダ)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Latin America S. A.	Panama City, Panama	US \$ 3,000千	卸売 (パナマ他)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Brasil Ltda.	Sao paulo, Brasil	R \$ 565千	卸売 (ブラジル)	100.0 (100.0)	
Zetron, Inc. (注)3	Washington, U.S.A.	US \$ 1	通信関連システム・機器の開発 ・生産・販売	100.0 (100.0)	
Zetron UK Ltd.	Hampshire, U.K.	STG 1	卸売 (イギリス)	100.0 (100.0)	
Zetron Australasia Pty Ltd.	Queensland, Australia	A \$ 1	通信関連システム・機器の開発 ・生産・販売	100.0 (100.0)	
Zetron Air Systems Pty Ltd.	Queensland, Australia	A \$ 1	通信関連システムの保守	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Belgium N.V. (注)3	Vilvoorde, Belgium	EUR 2,950千	卸売 (ベルギー・オランダ)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Deutschland GmbH (注)3	Heusenstamm, Germany	EUR 11,887千	卸売 (ドイツ)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics France S.A. (注)3	Roissy Ch De Gaulle Cedex, France	EUR 3,048千	卸売 (フランス)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics U.K. Ltd. (注)3	Hertfordshire, U.K.	STG 14,900千	卸売 (イギリス他)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Italia S.p.A.	Milano, Italy	EUR 4,680千	卸売 (イタリア)	100.0 (100.0)	
Kenwood Iberica S.A.	Barcelona, Spain	EUR 3,203千	卸売 (スペイン)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Europe B. V.	Ui thoorn, Netherlands	EUR 6,099千	欧州地域における統括・卸売 (オランダ他)	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Kenwood Electronics C.I.S. Limited Liability Company	Moscow, Russia	Ruble 800千	卸売 (ロシア)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Australia Pty. Ltd. (注)3	New South Wales, Australia	A \$ 12,250千	卸売 (オーストラリア)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics (Hong Kong) Ltd. (建伍(香港)有限公司)	Hong Kong, China	HK \$ 7,000千	卸売 (中国)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Trading(Shanghai) Co.,Ltd. (建伍電子貿易(上海)有限公司)	Shanghai, China	US \$ 200千	卸売 (中国)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Singapore Pte. Ltd.	Singapore	S \$ 5,600千	アジア地域における統括・卸売 (シンガポール)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.	Selangor, Malaysia	MYR 3,000千	卸売 (マレーシア)	70.0 (70.0)	
Kenwood Electronics Gulf Fze	Dubai, U.A.E.	DHS 2,000千	卸売 (U.A.E.他)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics (Thailand) Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand	BAHT 40,000千	卸売 (タイ)	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Technologies(S) Pte.Ltd. (注)3	Singapore	S \$ 13,869千	通信関連機器の生産	100.0 (100.0)	
J & K テクノロジーズ(株) (注)4	東京都 八王子市	445	カーエレクトロニクス関連機器 の技術開発	100.0 (100.0)	
(株)長野ケンウッド	長野県 伊那市	490	カーエレクトロニクス関連機器 の生産	100.0 (100.0)	
P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIA (注)3	Karawang, Indonesia	US \$ 32,400千	音響・映像機器の製造販売	100.0 (100.0)	
JVC Electronics Singapore Pte. Ltd. (注)3	Singapore	S \$ 15,000千	音響機器の製品開発他	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Technologies (M)Sdn.Bhd. (注)3	Johor Bahru, Malaysia	MYR 67,639千	カーエレクトロニクス関連・ ホームエレクトロニクス関連機 器の生産	100.0 (100.0)	
Kenwood Electronics Bretagne S.A.	Janze, France	EUR 3,048千	カーエレクトロニクス関連機器 の生産	100.0 (100.0)	
Shanghai Kenwood Electronics Co.,Ltd. (上海建伍電子有限公司) (注)3	Shanghai, China	RMB 114,435千	カーエレクトロニクス関連・ ホームエレクトロニクス関連・ 通信関連機器の生産・販売	100.0 (100.0)	
その他連結子会社3社					

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有です。

2. 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としています。

3. 特定子会社です。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社です。ただし、(株)ケンウッド、J & K テクノロジーズ(株)及びビクタークリエイティブメディア(株)は有価証券報告書の届出義務を免除されています。

5. 債務超過額が連結純資産の5%を超えている会社です。その債務超過の金額は、4,385百万円です。

6. 以下の会社は売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えていません。

名称	主な損益情報等				
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
日本ビクター(株)	99,444	6,021	15,712	66,913	195,019
Kenwood U.S.A. Corporation	39,850	1,205	676	11,548	15,532

7. 休眠中であり実質的な営業は行っていません。

(2) 持分法適用関連会社

(平成21年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ビクターアドバンスメディア㈱ (注)2	東京都 港区	200	記録メディアの開発・製造・販 売	35.0 (35.0)	

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有です。

2. 有価証券届出書を提出している会社です。ただし、有価証券報告書の届出義務を免除されています。

(3) その他の関係会社

(平成21年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
パナソニック㈱	大阪府 門真市	258,740	電気・電子・通信機器等の製造 販売	27.6	

(注)1. 有価証券報告書の提出会社です。

2. 議決権の被所有割合は平成21年3月31日現在の被所有割合です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
カーエレクトロニクス事業	6,107 (667)
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	6,868 (998)
業務用システム事業	3,215 (462)
エンタテインメント事業	1,473 (1,247)
その他事業	1,461 (395)
全社(共通)	416 (5)
合計	19,540 (3,774)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平成20年度連結会計期間における平均雇用人員(1日8時間換算)です。
3. 臨時従業員は、パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含み、派遣社員は除いています。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
631	42	18	6,775,121

- (注) 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数です。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、連結子会社である日本ビクター(株)に日本ビクター労働組合、(株)ケンウッド他7社にケンウッドグループユニオンが組織されている他、グループ内の関係会社に労働組合が組織されています。

日本ビクター労働組合はJAM、ケンウッドグループユニオンは全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(略称:電機連合)に各々加盟しています。

労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、ビクターとケンウッドの経営統合にともない、平成20年10月1日付で両社の共同持株会社として設立されました。

当社設立に際してはケンウッドを取得企業として企業結合会計を行ったため、平成20年連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の連結経営成績は、取得企業であるケンウッドの平成20年連結会計年度の連結経営成績を基礎に、ビクターの平成20年度下期（平成20年10月1日～平成21年3月31日）の連結経営成績を連結したものとなります。

当社グループは平成20年10月1日より、両社の基幹事業を4つの事業セグメントに再編成し、新しい企業グループとしてスタートを切ったこと、ビクターの売上高の算定方法をネット方式（顧客に対する値引き額の一部を売上高から控除する方式）に変更したことなどから、平成19年連結会計年度の単純比較はできませんので、平成19年連結会計年度実績については記載しておりません。

（平成20年連結会計年度の概況）

平成20年連結会計年度の世界経済は、米国に端を発した金融不安が平成20年度下期に入って实体经济にも影響し、急激な円高の進行をともなって後半になるにつれ世界規模での景気悪化が深刻化しました。

こうした状況の下、当社グループは経営統合と同時に、経営環境の悪化を想定して「収益構造改革会議」を発足し、統合効果の早期実現に取り組むとともに、緊急対策を含む収益構造改革を強力に推進いたしました。しかしながら、平成20年度第4四半期には、实体经济の悪化や円高の進行など経営環境がさらに悪化し、経営統合に合わせて発表した業績予想の修正を余儀なくされたことから、さらに踏み込んだ緊急対策とともに、収益性に課題の残るディスプレイ分野、カーエレクトロニクスOEM分野、ホームオーディオ分野の事業構造改革や関係会社改革、早期退職優遇措置を含む雇用構造改革などの追加施策に取り組みました。

それらの結果、平成20年度下期に営業利益段階で100億円を上回るコスト削減効果及び統合効果を創出し、全社的な固定費削減と前述の各事業分野の損益改善が進みましたが、平成20年3月期に比べて為替レートが大幅な円高で推移した影響に加え、平成20年度下期の販売減少の影響が構造改革効果を相殺しました。

なお、平成20年連結会計年度の決算処理に使用した為替レート（為替予約分を除く）は以下のとおりです。

	平成20年度第1四半期	平成20年度第2四半期	平成20年度第3四半期	平成20年度第4四半期
米ドル	約105円	約108円	約96円	約94円
ユーロ	約163円	約162円	約127円	約122円

* 売上高

平成20年連結会計年度の売上高は、経営統合にともないビクターの売上高の算定方法をネット方式に変更した影響や、経営統合以前に取り組んだ構造改革による非中核事業の譲渡・終息、不採算事業の絞り込みの影響など、想定していた減収要因に加えて、大幅な円高の影響や販売減少の影響により、3,097億71百万円となりました。

参考までに、ビクターの平成20年度上期の売上高を加えた両社通期売上高の合算は、約5,495億円となりました。

* 営業利益

平成20年連結会計年度の営業利益は、大幅な円高の影響に加え、景気悪化による販売減少の影響が減益要因となりました。特に平成20年度第4四半期には、コンシューマーエレクトロニクス市場全体での在庫過多に対処するため、国内・海外工場の一時帰休などの生産調整を行いながら旧商品の販売促進に注力し、商品在庫の大幅圧縮・適正化をはかりましたが、価格下落は一段と進み、損益が悪化したことに加え、旧商品在庫の影響により期待していた市販向けカーエレクトロニクスやカムコーダー（ビデオカメラ）の新商品投入効果の発生が平成21年3月にずれ込み、損益改善が遅れたことが減益要因となりました。

しかしながら、経営統合と同時に開始した収益構造改革によるコスト削減効果（約90億円）、コストシナジー効果（約14億円）、経営統合による会計上の効果（約14億円）を合わせて約118億円の収益増を創出し、平成20年度第4四半期は期末に向けて収益が大幅に改善したことから、平成20年連結会計年度の営業利益は1億7百万円の黒字となりました。

参考までに、ビクターの平成20年度上期の営業利益を加えた両社通期営業利益の合算は、約14億円の黒字となりました。

* 経常利益

経常利益は、営業利益の減少が減益要因となりましたが、経営統合にともなって生じた「負のれん」の償却額など経営統合による会計上の効果（約19億円）やコストシナジー効果（約3億円）などにより、経営統合にともなう一時的な費用などを計上した中でも営業外収支が改善したことから、68億9百万円の損失にとどまりました。

参考までに、ビクターの平成20年度上期の経常利益を加えた両社通期経常利益の合算は、約95億円の損失となりました。

* 当期純利益

当期純利益は、経常利益の減少に加え、平成20年度第4四半期に実施した事業構造改革や雇用構造改革などの追加施策にともなう費用を特別損失として計上する一方で平成20年連結会計年度は平成19年連結会計年度のような有価証券売却益がなかったことなどが減益要因となりましたが、追加施策に要する費用のうち引当金の計上要件を満たす費用については引当済みであったことや、経営統合にともない連結納税制度を適用したことが会計上の効果（約66億円）となり、187億95百万円の損失となりました。

参考までに、ビクターの平成20年度上期は、国内民生液晶テレビの大幅縮小などにもなう特別損失もあり、両社通期当期純利益の合算は、約269億円の損失となりました。

（事業の種類別セグメントの売上高及び損益）

事業の種類別セグメントの売上高及び営業利益は以下のとおりです。

（百万円）

セグメント		21年3月期	（参考）21年3月期 両社通期合算（未監査）
カーエレクトロニクス事業	売上高	92,237	120,800
	営業利益	4,182	2,600
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	売上高	103,885	247,800
	営業利益	74	1,200
業務用システム事業	売上高	78,758	105,600
	営業利益	4,552	4,100
エンタテインメント事業	売上高	30,616	61,000
	営業利益	33	200
その他	売上高	4,274	14,300
	営業利益	370	1,100
合 計	売上高	309,771	549,520
	営業利益	107	1,416
	経常利益	6,809	9,500
	当期純利益	18,795	26,890

（注）（参考）21年3月期両社通期合算（未監査）は、当社グループの平成20年連結会計年度実績にビクターの平成20年度上期実績を合算し、セグメント別売上高・営業利益については億円未満を四捨五入したものです。監査は受けておりません。なお、ビクターの平成20年度上期実績は、売上高を平成20年度下期と同様のネット方式（顧客に対する値引きの一部を売上高から控除する方式）に換算しています。

* カーエレクトロニクス事業

カーエレクトロニクス事業は、新車販売動向の影響を受けているものの、最も統合効果が見込める事業分野です。主力である市販向けカーオーディオ分野では、景気悪化が進む中でも、コストシナジー効果によってコスト競争力を強化しながら、両社ブランド商品の強みを活かした販売活動を推進した結果、平成19年連結会計年度に比べて世界主要市場でのシェアが拡大しました。また、市販向けカーマルチメディア分野でも、PND*最大手Garmin Ltdとの協業によるAV一体型カーナビゲーションシステムが海外市場で好調に推移し、平成20年3月期の販売台数を大幅に上回りました。

しかしながら、平成20年度第4四半期は、市場全体で在庫過多による旧商品の価格下落が激しく、当社グループでも生産調整を行いながら2008年商品群の販売促進に注力した結果、商品在庫の大幅圧縮・適正化がはかれたものの、価格下落が一段と進んだことから損益は悪化し、さらに2009年新商品群の投入効果の発生が平成21年3月にずれ込んだことにより損益改善が遅れました。また、新興市場では金融不安や円高の影響により販売が停滞しました。

これに対して平成21年3月には、市販分野の単月売上が経営統合後の最高水準となり、営業黒字に転換しましたが、2月までの遅れを取り戻すには至りませんでした。

一方、OEM分野においては、車載機器用CD/DVDメカの出荷が大きく伸びましたが、新車販売の減少や自動車メーカー向け純正製品装着率の低迷により、純正製品の販売が大きく減少しました。これに対処するため、開発・生産体制の見直しを進めるとともに、平成20年度第4四半期には追加施策に取り組み、損失拡大を最小限にとどめました。

以上により、平成20年連結会計年度の売上高は922億37百万円、営業利益は 41億82百万円となりました。

参考までに、ビクターの平成20年度上期の連結経営成績を加えた両社通期連結経営成績の合算は、売上高約1,208億円、営業利益約 26億円となりました。

* PND Portable/Personal Navigation Device（ポータブル/パーソナル・ナビゲーション・デバイス）

*** ホーム&モバイルエレクトロニクス事業**

ディスプレイ分野では、競争激化による価格下落など市場環境は悪化したものの、経営統合以前に、最も採算性の悪かった国内市場での事業を大幅に絞り込むとともに、英国工場を閉鎖して自社生産から東欧での生産委託に切り替えた事業構造改革や追加施策の効果が顕在化し、損益改善はおおむね計画どおりに進みました。

ホームオーディオ分野でも、景気悪化や需要の変化による販売減少の影響はあったものの、不採算機種種の絞り込みと収益力のあるAVアクセサリ分野の強化を図るとともに、ケンウッドにおいてホームオーディオ分野を分社化し、ピクターのマレーシア工場を活かした開発・生産体制に移行するなどの追加施策に取り組んだ結果、損益改善はおおむね計画どおりに進みました。

一方、カムコーダー分野では、世界市場で販売が好調なスタンダードタイプに加え、国内市場ではハイビジョンタイプの販売に注力した結果、商品構成が高付加価値化し、シェアも拡大しました。しかしながら、平成20年度第4四半期は、市販向けカーエレクトロニクスと同様、生産調整を行いながら2008年商品群の販売促進に注力した結果、2008年商品群在庫の大幅圧縮・適正化がはかれたものの、価格下落が一段と進んだことから損益は悪化し、さらに2009年新商品群の投入効果の発生が本年3月にずれ込んだことにより損益改善が遅れました。

以上により、平成20年連結会計年度の売上高は1,038億85百万円、営業利益は74百万円となりました。

参考までに、ピクターの平成20年度上期の連結経営成績を加えた両社通期連結経営成績の合算は、売上高約2,478億円、営業利益約12億円となりました。

*** 業務用システム事業**

収益基盤である業務用無線機器分野では、円高の影響に加え、民間産業向けが景気悪化の影響を受けました。また、平成20年度第3四半期の後半は、デジタル業務用無線機器の普及を背景に好調に推移していた米国での公共安全向けの受注が新予算年度を控えて停滞しましたが、平成21年3月には受注が回復し、業務用無線機器分野における米国の現地通貨建て単月売上が過去最高となりました。

プロシステム分野では、景気悪化の影響で販売は振いませんでしたが、海外市場に投入した業務用カメラの新商品が好調だったことに加え、平成21年3月は国内市場でも電設向けを中心に受注が増加し、回復を図ることができました。

以上により、平成20年連結会計年度の売上高は787億58百万円、営業利益は45億52百万円となりました。

参考までに、ピクターの平成20年度上期の連結経営成績を加えた両社通期連結経営成績の合算は、売上高約1,056億円、営業利益約41億円となりました。

*** エンタテインメント事業**

コンテンツビジネスは、旧譜販売の減少があったものの、大型作品やアニメ関連のヒットもあり、新譜販売は堅調に推移しました。音楽ソフトなどのプレス、物流、制作などの受託ビジネスは、販売は減少したものの、コスト削減効果によって損益が改善しました。

以上により、平成20年連結会計年度の売上高は306億16百万円、営業利益は33百万円となりました。

参考までに、ピクターの平成20年度上期の連結経営成績を加えた通期連結経営成績の合算は、売上高約610億円、営業利益約2億円となりました。

(所在地別セグメントの売上高及び損益)

所在地別セグメントの売上高及び営業利益は以下のとおりです。

*** 日本**

景気悪化による販売減少の影響に加え、ディスプレイ分野における国内市場での事業絞り込みをはじめとする構造改革の影響などにより、売上高は1,133億52百万円、営業利益は59億13百万円となりました。

*** 米州**

業務用無線機器分野は堅調に推移しましたが、急激な円高の影響に加え、景気悪化による民生市場向け販売の減少の影響などにより、売上高は876億15百万円、営業利益は7億49百万円となりました。

*** 欧州**

急激な円高の影響に加え、景気悪化による販売減少の影響などにより、売上高は711億16百万円、営業利益は3億52百万円となりました。

*** アジア**

景気悪化による販売減少の影響などにより、売上高は352億62百万円、営業利益は24億46百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー*** 営業活動によるキャッシュ・フロー**

税金等調整前当期純損失は167億52百万円となったものの、たな卸資産の圧縮を進め、必要運転資金の改善をはかったことなどにより、97億65百万円の収入となりました。

*** 投資活動によるキャッシュ・フロー**

固定資産の売却による収入があったものの、有形固定資産及び無形固定資産の取得などにより、112億88百万円の支

出となりました。

* 財務活動によるキャッシュ・フロー

主に短期借入金の増加により、97億26百万円の収入となりました。

なお、平成20年連結会計年度末の現金及び現金同等物については、本経営統合にともなう現金及び現金同等物327億60百万円の増加により、523億93百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前連結会計年度比
カーエレクトロニクス事業	72,977	-
ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	80,443	-
業務用システム事業	55,233	-
エンタテインメント事業	30,638	-
その他	2,067	-
合計	241,357	-

(注) 金額は販売価格で計上しており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当社グループの製品のうち、カーエレクトロニクス事業・ホーム&モバイルエレクトロニクス事業・業務用システム事業・その他事業については原則として見込生産によっております。また、エンタテインメント事業の一部は受注生産によっていますが、これらは受注と同時に生産・引渡しを行うため受注高と販売高はほぼ同額です。

(3) 販売実績

平成20年連結会計年度における販売実績は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に、事業の種類別セグメントごとに記載しております。なお、主要な販売先については、総販売実績に対する販売割合が100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは経営統合以降、統合効果の早期実現に取り組みながら、経営環境の悪化に対処するため、収益構造改革を推進し、平成20年度第4 四半期には、实体经济の悪化や円高の進行など経営環境がさらに悪化したことから、思い切った追加施策に取り組み、平成20年連結会計年度末までに主な施策を完了いたしました。

また、これらの取り組みによって創出した経営リソースを再配置することにより、今後の成長に向けた施策も開始いたしました。

次期（平成22年3月期）は、経営環境の悪化に対処するため、平成20年連結会計年度に引き続いてキャッシュマネジメントを重視した経営を加速し、追加施策の本格的な効果として200億円以上のコスト改善をめざすと同時に、早期の業績貢献と中長期的な成長のそれぞれの視点から、今後の成長に向けた施策を推進してまいります。

（１）重点施策

キャッシュの増出

平成20年連結会計年度は、グループワイドなキャッシュマネジメントを重視した経営を進め、ビクター新橋ビルやビクター守屋工場跡地の売却による固定資産のキャッシュ化（約56億円）や、在庫の大幅圧縮によるキャッシュ・フローの増出をはかりました。次期は、平成20年連結会計年度に引き続いてキャッシュマネジメントを重視した経営を加速し、在庫改革によって在庫日数をさらに圧縮するとともに、グローバルな資金管理の革新を行い、フリーキャッシュ・フロー増出をめざします。

構造改革の徹底

* 収益構造改革

平成20年10月1日付の経営統合と同時に、経営環境の悪化を想定して収益構造改革を開始し、コーポレート部門・事業部門の費用構造改革や、開発コスト・IT投資の見直し、連結経営の強化によるグループ間取引の改革などのコスト構造改革に取り組むとともに、役員・役職者の報酬一部返上、イベント関連の見直しなどの緊急対策を実施いたしました。その結果、平成20年度下期には営業利益段階で約90億円のコスト削減効果を創出いたしました。

次期は、緊急対策を継続・強化し、さらに以下の追加施策による本格的な効果の発生を期待しております。

* 追加施策

平成20年度第4四半期は、収益性に課題の残るビクターのディスプレイ分野、ケンウッドのカーエレクトロニクスOEM分野、ビクターとケンウッドの共通事業であるホームオーディオ分野の事業構造改革や、それに係る生産・販売体制や物流・サービス関係会社の構造改革、経営統合時のグループ人員の12.8%にあたる約3,000名の削減を含む雇用構造改革、さらに踏み込んだ役員・役職者の報酬一部返上などの緊急対策を中心とした追加施策に取り組み、平成21年3月期末までに主な施策を完了いたしました。

次期は、前述の収益構造改革によるコスト削減効果に加え、これらの追加施策による本格的な効果の発生により、200億円以上のコスト改善をめざします。

なお、一連の構造改革の中で、カーエレクトロニクスOEM分野の国内主工場である株式会社長野ケンウッド（以下「長野ケンウッド」）において人員削減を含む生産体制の見直しを実施したことから、平成20年4月15日にケンウッドが発表した長野ケンウッドと株式会社山形ケンウッドの合併によるケンウッドの国内生産体制の再編については実施しないことといたしました。

利益ある売上拡大

* 統合の深化による現行事業の復活

カーエレクトロニクス事業では、本年6月24日付で、J&Kテクノロジーズ株式会社（以下「J&Kテクノロジーズ」）をJ&Kカーエレクトロニクス株式会社に改称し、これまでの開発・生産機能に加え、商品企画・マーケティング機能も統合し、実質的な独立事業会社化をはかるとともに、両社の交換人事を徹底し、体制強化をはかりました。これにより、これまでの協業を完全な事業統合へと深化させます。

また、ホームオーディオ分野でも、本年7月1日付で、販売機能を除く両社のすべての機能をビクターに統合し、開発・生産についてはビクターのマレーシア工場に集約して収益改善を加速していきます。さらに、業務用システム事業では、ケンウッドの業務用無線端末、ケンウッドの米国無線通信システム子会社、Zetron Inc.（以下「Zetron」）の指令・管制システム、ビクターのセキュリティカメラを統合した新しいマルチメディアセキュリティシステムの展開を推進するなど、統合効果の早期最大化に向けた取り組みを加速します。

平成21年4月1日付でビクター、ケンウッドそれぞれの子会社で福利厚生サービスなどを手がけるビクター興産株式会社と株式会社ケンウッド・アドミを統合し、J&Kパートナーズ株式会社を発足させましたが、次期は両社の国内サービス拠点の統合や海外物流拠点の再編を実施するなど、関係会社における統合の深化も加速します。

* 育成投資による成長戦略の推進

今後、さらに厳しさを増すことが予想される市場環境の中、当社グループの持つ技術力を活かして他社との差別化がはかれ、今後の当社グループ成長のエンジンとなりうる強い商品やサービスなどを、早期の業績貢献が期待できる「トップ戦略商品」として選定しました。

これらの商品やサービスに対しては、当社及び傘下の事業会社であるビクター、ケンウッド、J&Kテクノロジーズが全社をあげて資金、技術、人員サポートなどを行うことにより、選定商品・技術の開発促進や販売促進・プロモーション活動を強化し、グローバルな売上拡大と収益力の向上をめざします。

また、中長期的な視点では、新事業開発センターを中心に、企業ビジョンにふさわしいカテゴリーな新商品の開発を加速します。

（２）事業の種類別セグメントの重点施策

*カーエレクトロニクス事業 - J & Kテクノロジーズを実質的な独立事業会社化

平成20年連結会計年度の最大の課題であったカーエレクトロニクス事業の改革を進めます。

ビクターとケンウッドの最大の共通事業であり、最も統合効果が見込めるカーエレクトロニクス事業では、本年6月24日付で、J & KテクノロジーズをJ & Kカーエレクトロニクス株式会社に改称し、これまでの開発・生産機能に加え、商品企画・マーケティング機能も統合し、実質的な独立事業会社化をはかるとともに、両社の交換人事を徹底し、体制強化をはかりました。これにより、これまでの協業を完全な事業統合へと深化させ、カーオーディオやカーナビゲーションシステムのプラットフォームの統合など、開発・生産、商品企画・マーケティング機能の一体化による統合効果の早期最大化をはかります。これにより、市販分野では、コストシナジー効果をさらに高めるとともに、カーナビゲーションシステムを中心とする商品ラインアップの拡充をはかり、グローバルトップをめざします。また、OEM分野でも、構造改革を完遂するとともに、両社の経営リソースを活かした新しいカーナビゲーションシステムの開発や車載機器用デバイスの開発に取り組んでいきます。

*ホーム&モバイルエレクトロニクス事業

ディスプレイ分野では、平成21年3月期中にアウトソーシングやODM（Original Design Manufacturing：設計段階も含めた生産委託）、EMS（Electronics Manufacturing Service）の活用によって海外向け民生液晶テレビの自社開発・生産を大幅に縮小させるとともに、国内生産体制の再構築や基板生産前工程のタイ工場への集約、国内・米州・欧州販売体制の改革、物流・サービス体制の改革などにより、損益改革を推進しました。これにともない、従来タイプの民生液晶テレビの開発人員を従来の3割程度に減少させ、そのリソースを次世代ディスプレイの開発など育成事業分野にシフトしました。今後は、その成果として業務用フルハイビジョン3D液晶モニターや業務用薄型（最薄部7mm）液晶モニターなどを発売し、商品構成の改革を加速します。

ホームオーディオ分野では、本年7月1日付で、販売機能を除く両社のすべての機能をビクターに統合し、開発・生産についてはビクターのマレーシア工場に集約しました。これにより、両社の経営リソースの統合による事業統合を進めながら、ブルーレイディスクプレーヤー搭載のホームシアターシステムなど高付加価値商品やAVアクセサリーの販売強化をはかり、収益改善を加速します。

カムコーダー分野では、平成20年度下期に市場全体で在庫過多が生じ、欧州を中心に販売の低迷が続いたことから、当社グループでも生産調整を行いながら2008年商品群の販売促進に注力し、平成21年3月期末までに商品在庫を大幅に圧縮しました。今後は、国内市場で販売が好調なハイビジョンタイプの新商品を世界市場に本格導入するとともに、さらに新しいコンセプトの新商品を投入し、商品構成の高付加価値化をはかります。

*業務用システム事業

主力である業務用無線分野は、警察、消防、鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとするパブリックセーフティ（公共安全）向けが海外市場を中心に堅調に推移しています。今後は、世界的に公共、安全、環境などに対する投資が進むことが予想されるため、秘話性の高さなどの高機能によって需要が増加しているデジタル業務用無線機器の販売拡大を図るとともに、無線端末の供給からZetronの無線通信指令・管制システムを活かしたシステムソリューションの供給へと事業領域を拡大していきます。

さらに、プロシステム分野でもセキュリティカメラの新商品群投入による受注拡大を図るとともに、業務用無線端末、無線通信指令・管制システム、セキュリティカメラを統合した新しいマルチメディアセキュリティシステムの展開を図るなど、グループ全体に占めるB to Bビジネス、特にパブリックセーフティ市場向けの比率を高め、景気変動に強い安定した収益基盤の構築をめざします。

*エンタテインメント事業 - 凸版印刷との資本・業務提携

エンタテインメント事業では、平成21年1月、ヒットコンテンツ創出基盤の強化を目的にビクターエンタテインメント株式会社とJVCエンタテインメント株式会社の融合・再編による事業構造改革を実施いたしました。

今後は、新体制のもとでグループ全体で多くのヒットコンテンツを創出するとともに、新設したネットワーク・配信事業会社を核にネットメディアビジネスを発展させ、収益力の向上をはかります。

メディアビジネスについては、ビクター及びCD/DVDソフトのプレスを手がけるビクターの子会社、ビクタークリエイティブメディア株式会社と、凸版印刷株式会社及びその子会社である凸版製本株式会社が平成21年4月28日付で締結した資本・業務提携を活かして、エンタテインメント系のみならず、非エンタテインメント系CD/DVDのプレスなどの事業を統合し、事業拡大を推進していきます。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

特定の者又はグループが株式を取得することにより、会社の企業価値又は株主共同利益が毀損されるおそれがあると判断される場合には、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値向上及び株主共同利益の確保のための相当な措置を講じることが必要であると考えられております。当社としても企業価値向上及び株主共同利益の確保の重要性は認識しており、慎重に検討を継続しておりますが、現時点において具体的な防衛策等の導入はしていません。

4【事業等のリスク】

当社グループに関するリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載します。ただし、これらは当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものでなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。当社グループの事業、業績及び財務状況は、かかるリスク要因のいずれによっても著しい悪影響を受ける可能性があります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものです。

（1）経済状況等の影響について

当社グループの製品・サービスに対する需要は、その販売を行っている国又は地域の経済状況の影響を受けるため、世界の市場における景気後退、及びこれに伴う需要の減少は、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社グループ製品のうち個人顧客を主力購買層とするものについては、個人顧客の嗜好の変化や可処分所得の増減等によって販売数量が左右されやすい性質をもっています。したがって、これら個人向け製品の販売動向は、その販売地域における経済状況、景気動向、個人消費動向等により大きく変動する傾向があり、これらの諸要因が当社グループにとって有利に作用しない場合、又はこれらの諸要因に対応した当社グループ製品を適時に開発・製造して市場に提供できない場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループ製品のうち各国・地域の官公庁や民間企業などの法人顧客を主力購買層とするものについても、経済状況、景気動向、顧客が所在する国・地域の政治・財政動向等に応じてそれらの販売量が左右され、そのことによって当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（2）為替相場及び金利の変動による影響について

当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は6割を超え、また当社グループの拠点及び取引先は世界各国にわたっています。外貨建てで取引されている海外での製品・サービスのコスト及び価格は為替相場の変動により影響を受け、加えて、海外の現地通貨建ての資産・負債等が連結財務諸表作成のために円換算されることから為替相場の変動による影響を受けるため、為替相場の変動が当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

一般的に、現地通貨に対する円高（特に当社グループの現地通貨建て項目に占める割合の高い米ドル及びユーロに対する円高）は当社グループの業績に悪影響を及ぼし、円安は当社グループの業績に好影響をおよぼします。ただし、為替は世界各国、地域の経済状況の影響を受けて予期せぬ変動をする可能性があり、その変動が当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、金利の変動は営業費用、支払利息、受取利息あるいは金融資産及び負債の価値に影響を与え、一般的に金利の上昇は、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（3）国際的な事業活動におけるリスクについて

当社グループは、海外で幅広くビジネスを展開していますが、海外では為替変動リスクに加え、政情不安、経済動向の不確実性、宗教や文化の相違、現地における労使関係、売掛金の回収や、その他の商慣習等に関する障害に直面する可能性があります。また、投資に係る規制、収益の本国送金に関する規制、輸出入規制や外国為替規制の変更等といったさまざまな政治的、法的あるいはその他の障害に遭う可能性があります。

また、国内外を問わず、当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入・変更により、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、税務申告における税務当局との見解の相違により、当社グループに予想以上の税負担が生じる可能性があります。

輸出製品については、関税その他の障壁、あるいは物流費用等により、当社グループの製品の競争力が弱まる可能性があります。また、当社グループは国内・海外での製品輸入通関申告手続をその時点で適切と考えられる関税分類に従って実施していますが、輸入国の通関当局との見解の相違により、この通関申告への修正を後日当局より要請される可能性があります。このような場合の修正申告が当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場における競争の激化について

当社グループ製品の市場においては、国際的な大企業から小規模ながら急成長中の専門企業まで、さまざまなタイプの企業が激しい競争を展開しています。それらの競合他社のうち当社グループよりも大きな財務、技術及びマーケティング資源を有し得る企業が、市場におけるシェアの拡大や寡占化を実現する目的で大規模な投資を行うことや、商品の低価格化を進めることがあります。

このような市場環境において、当社グループがそれらの競合他社との競争に勝つことができない場合、当社グループ製品の需要が減少し、当社グループ製品の価格が下落したり、当社グループのブランド価値が下落したりする恐れや、当社グループが優位にある市場の規模が縮小したりあるいは収益性が悪化したりする恐れがあり、それらの結果、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはコスト削減、高付加価値商品の開発に取り組んでいますが、市場における激しい競争において当社グループのそうした企業努力を上回る価格下落圧力が生じ、当社グループにとって十分に利益を確保できる製品価格の設定を困難にし、当社グループの利益の維持に深刻な影響を与える可能性があります。かかる影響は製品の需要が低迷した場合に特に顕著となります。

(5) 技術革新における競争について

当社グループは、新製品やサービスをタイムリーに開発・提供できない可能性があります。当社グループの主要事業においては技術革新が重要な競争要因になっているため、絶えず研究開発に資金・資源を注入し続ける必要があります。また技術の高度化に伴ってそれらに要する資金が増加していく可能性があります。当社グループがこのような研究開発活動のために十分な資金・資源の注入を将来にわたって安定的に行うことができるの保証はなく、また、当社グループが将来の市場ニーズに応える新技術を正しく予想して研究開発に取り組み、商品化した際には当社グループの業績向上に確実に寄与するとの保証もありません。したがって、当社グループの研究開発活動が、結果的に費用倒れに終わり、そのため当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの研究開発活動は人材の確保に大きく依存しており、特に有能かつ熟練した研究開発要員が何らかの事情（競合他社による引き抜き、当社グループの賃金水準・待遇の相対的低下、研究開発環境の劣化等を含みますが、これらに限りません）によって当社グループ外に流出した場合、また人材の新たな獲得ができない場合は、当社グループの将来の研究開発活動に悪影響を与え、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 原材料等の調達的外部依存について

当社グループ製品の開発・製造活動において、十分な品質の原材料、部品、機器、ソフトウェア、サービスなどをそれぞれに競争力を有するコストでタイムリーに必要なだけ外部より入手することは不可欠であり、そのために外部の部品開発・生産業者、部品供給業者、製品開発・生産業者、ソフトウェア開発業者等からの購入、生産委託、又はこれらの業者との共同開発等に一定程度以上を依存しています。したがって、これらの外部業者との関係の悪化、これら外部業者からの供給の遅滞・停止、これら外部業者自身の経営問題等といった事情が発生した場合には当社グループ製品の開発・製造活動に支障が生じ、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループとこれらの外部業者は、契約によりその取引価格を決定していますが、需給環境の変化などにより原材料や部品、その他の価格が高騰する可能性があります。原材料や部品により特定の業者しか供給できないものもあり、この場合には当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 顧客の資金状況・財務状況について

当社グループの顧客のなかには、代金後払の条件で当社グループより製品・サービスを購入している場合があります。当社グループが多額の売掛債権を有する顧客の財務状況が悪化し、期限どおりの支払いを得られない場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 他社との提携の成否

当社グループは、新しい製品・サービスの提供や新たな事業展開のために他社とのパートナーシップを不可欠として、業務・資本提携や合弁会社設立などを行うことがあります。このようなパートナーとのコラボレーションが円滑に進まない可能性や、当初期待したパートナーシップによる効果が得られない可能性があります。また、当社グループはこれらのパートナーを支配することはできないため、事業展開の過程で相手先が当社グループの利益に反する決定を行う可能性があり、加えて、これらのパートナーが事業戦略を変更した場合などには、当社グループは提携関係を維持することが困難になる可能性があります。以上のような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業界動向と再編について

当社グループ製品の業界は、ネットワーク化やブロードバンド化などを含む科学・技術の進歩やビジネスの進化による製品・サービスの融合により、隣接する業界やその他の業界との垣根を越えた新たな市場開拓と成長の機会を秘めています。しかしながら、このような業界内外の動向が、当社グループ製品の業界における競争の構図を短期間に塗り替える可能性もあります。このような競争の構図が刷新されるような状況においては、当社グループが当社グループ製品の業界における現在の地位をその後も維持・発展していくことができるとの保証は無く、かかる場合に当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 将来の見通し等に関するリスクについて

当社グループは、平成20年10月1日付でビクターとケンウッドの経営統合によって発足し、統合によるシナジー効果と新たな成長戦略を含むグループ経営計画を推進しています。この計画は、当時において適切と考えられる情報や分析等に基づき策定されていますが、同計画が前提としていた事項が実際と異なることが判明した場合、またその後事業環境が大きく変化した場合、その他さまざまな要因によってグループ経営計画のすべての目標の達成、あるいはシナジー効果を含む期待される成果の実現に至らない可能性があります。また、追加的な事業再編や構造改革にかかる費用などの予期しない要因により、このような改革による効率性の向上及び成長の達成ができない可能性があります。

(11) 製造物責任や補償請求による直接・間接費用の発生

当社グループの製品に欠陥が発生した場合、欠陥に起因する損害（間接損害を含む）に対して、当社グループは製造物賠償責任保険で十分補償しきれない賠償責任を負担する可能性や多大な対策費用を負担する可能性があります。また、当該問題に関する報道などを通じて、当社グループのイメージ・評判の低下、ブランド価値の低下、顧客の流出等を引き起こし、ひいては、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権について

当社グループは、当社グループが所有する特許及びその他の知的財産権の活用によって収入を得ていますが、特許の権利満了や今後の市場の動向次第でそれらの収入が減少する可能性があります。

当社グループが、出願する特許に対して権利が付与されない場合もあり、知的財産権による十分な保護が得られない可能性があります。加えて、国によっては知的財産権の一部又はすべてが保護されない場合があります。また、知的財産権により保護されている第三者の技術を利用したい場合に、その技術が利用できないことや不利な条件で利用せざるをえないこともあり得ます。現在でも、当社グループの製品のなかには、第三者からのライセンスを受けて第三者の特許その他の知的財産権を使用しているものがありますが、現在、他社からライセンスを受けていても、将来使用できなくなったり、条件が不利に変更されたりする可能性があります。また、今後、当社グループが必要なライセンスを第三者から受けられない可能性や、不利な条件でのライセンスしか受けられなくなる可能性があります。これらの場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは第三者の知的財産権を必ずしも全て認識しているわけではなく、意図せず第三者の知的財産権を侵害している可能性がないと言い切ることはできません。このような場合、当社グループに対して第三者より知的財産権に基づく権利侵害の主張又は訴訟がなされ、製品の差し止めによる事業損失や、当社グループのイメージ・評判の低下、ブランド価値の低下を引き起こす可能性があり、また、紛争解決にかかる費用、弁護士費用等、多額の支払が発生する可能性があります。他方、当社グループが自らの知的財産権保全のために訴訟等を提起しなければならない可能性があります。かかる場合にも多額の費用と経営資源が費やされる可能性があります。以上のような知的財産権に関する紛争が起こった場合には、訴訟等の結果に関わらず、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 法的規制について

当社グループは、日本及び諸外国・地域の法規制に従って事業を行っています。法規制には、商取引、独占禁止、知的財産権、製造物責任、環境保護、消費者保護、個人情報保護、金融取引、内部統制等に加え、事業及び投資を行うために必要とされる政府の許認可、電気通信事業及び電気製品の安全性に関する法規制、国の安全保障に関する法規制、及び輸出入に関する法規制等があります。

より厳格な法規制が導入されたり、当局の法令解釈が従来よりも厳しくなることなどにより、技術的観点や経済的観点などから当社グループがこれらの法規制に従うことが困難となり、事業の継続が困難と判断される場合には、当社グループの事業活動が制限を受けることになります。また、これらの法規制等を遵守するために当社グループの費用が増加する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 環境保護について

当社グループは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、有害物質の除去、廃棄物処理、製品リサイクル、及び土壌・地下水汚染などに関するさまざまな環境関連法令の適用を受けており、環境に関連する費用負担や賠償責任が発生する可能性があります。将来、環境に関する規制がより厳しくなり、有害物質等を除去する義務がさらに追加された場合や、CSRの観点から当社が任意に環境問題に取り組んだ場合には、法令違反による賠償や任意の支払いが当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらの環境に関する規制への取り組みにおいて、事故等の発生により環境基準を超過して制限物質が環境に放出されることを、完全に防止又は軽減することを保証することはできません。また、当社グループの工場跡地等の土壌に制限物質が基準を超えて残留することによりその除去や浄化に費用が発生する可能性、あるいはそれらの工場跡地等の売却価格に影響が出る可能性を完全に無くすこともできず、これらが当社グループの社会的評価や、事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報の流出について

当社グループは、事業を推進する過程で顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客の個人情報を含む）を入手することがあり、また他の企業等の情報を受け取ることがありますが、これらの情報が誤って又は避けられない理由で外部に流出する可能性があります。情報が外部に流出した場合には、被害を受けた者に対して損害賠償責任を負う可能性があり、また当社グループの事業や社会的評価、ブランドイメージに悪影響が及ぶ可能性があります。また、当社グループの営業秘密が第三者等の行為により不正に又はその過失により流出する危険を完全に防止することはできず、その結果、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) コンプライアンスについて

当社グループは、業務を遂行する上でさまざまな法令諸規制及び社内規則の適用を受けており、これらの法令諸規制及び社内規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、これらに対する違反等の発生する可能性が皆無とは言えず、発生した場合には、当社グループの社会的信用や、事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 災害や政情混乱等の影響について

当社グループは、世界中に事業拠点を展開しており、地震、津波、火災、洪水等の災害、鳥インフルエンザ等の疫病発生、政治・社会の混乱、戦争、テロ行為、又はそれらを要因とする電気等のライフラインの断絶等の二次災害の発生、コンピューターウイルスの攻撃等によって情報システムや通信ネットワークの停止又は誤動作等が発生した場合には、当社グループの拠点の設備又は従業員が損害を被り、取引先やロジスティクスを含めて操業、就労が中断され、また生産及び出荷が遅延するなど、当社グループの企業活動が一時的又は一定の期間にわたり影響を受ける可能性があり、また損害の修復のために費用が発生する可能性があります。

(18) 繰延税金資産及び法人税等について

当社グループは、繰延税金資産について将来の課税所得の合理的な予測に基づき回収可能性を評価しています。今後、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、一時差異及び繰越欠損金が将来減算される期間における課税所得により回収できないと判断された場合には、繰延税金資産に対し評価性引当金を認識することにより、法人税等が増加する可能性があります。

(19) 退職年金給付債務について

当社及び一部の子会社は、一定の受給資格を満たす日本国内の従業員について外部積立による退職年金制度を設けており、それらの退職年金給付費用及び債務は、割引率等数理計算上設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されています。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響は累積され将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。したがって今後、金利の低下により退職年金給付債務に関する割引率を引き下げる必要が生じる可能性や、株価の下落により年金資産の目減りや運用利回りの低下をもたらす可能性があり、その結果、年金数理上の損失が増加し、将来、年金制度の期間退職給付費用が増加する可能性、退職給付引当金の追加計上が必要となる可能性、あるいは未認識の過去勤務債務が発生する可能性等があります。

(20) 財務状況等の変動に係る事項について

< 固定資産の減損 >

当社グループは、有形固定資産ほかの固定資産を保有しており、当社グループの各社は固定資産の貸借対照表計上額について当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローにより資産の帳簿価額を回収することができるかどうかを定期的にまた必要に応じて検討しています。当該資産が十分なキャッシュ・フローを生み出さない場合は、減損を認識しなければならない可能性があります。

< 有利子負債 >

当社グループの一部子会社の有利子負債に係るシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約には期限前弁済条項及び財務制限条項が付されており、これらの条項が維持できない場合には、期限前弁済を行わなければならない可能性があります。

< 投資有価証券 >

当社グループの一部子会社は、投資有価証券の一部として取引先企業等の株式を保有しており、これらの株価の下落により保有株式の評価損の計上が必要となる可能性があります。

< 持分法適用関連会社の業績・財務状況 >

当社グループは、持分法適用の可能性を有する関連会社の株式を保有しています。かかる関連会社は通常、自らの方針のもとで経営を行っており、こうした関連会社が損失を計上する場合には当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

当社グループが提供を受けている主な技術受入契約は以下のとおりです。

契約会社名	相手先	国名	技術受入契約の内容	契約期間
JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	Dolby Laboratories Licensing Corporation	米国	DVDプレーヤー/レコーダー、ビデオカメラ、デジタルテレビ等に関する特許実施権	平成20年10月から特許権満了日まで
JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	Divx Inc.	米国	DVDプレーヤー/レコーダーに関する特許実施権	平成21年1月から平成23年12月まで
JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	Thomson Licensing	フランス	MP3 エンコーダー/デコーダーに関する特許実施権	平成15年1月から特許権満了日まで

契約会社名	相手先	国名	技術受入契約の内容	契約期間
日本ビクター(株)	Thomson Licensing	米国	ビデオカメラに関する特許実施権	平成19年7月から平成24年6月まで
			デジタルテレビジョン受像機に関する特許実施権	平成17年4月から平成22年3月まで
日本ビクター(株)	Eastman Kodak Company	米国	ビデオカメラに関する特許実施権	平成19年12月から平成29年12月まで
日本ビクター(株)	MPEG LA, LLC	米国	DVDプレーヤー/ディスク、MPEG-2 エンコーダー/デコーダー、デジタルチューナー等に関する特許実施権	平成14年1月から平成22年12月まで
日本ビクター(株)	Texas Instruments Inc.	米国	デジタル機器全般に関する特許実施権	平成18年4月から平成28年3月まで
日本ビクター(株)	Microsoft Corporation	米国	デジタル機器全般に関する特許実施権	平成19年12月から特許権満了日まで
日本ビクター(株)	International Business Machines Corporation	米国	デジタル機器全般に関する特許実施権	平成18年1月から平成22年12月まで
日本ビクター(株)	パナソニック(株) (Lucent Technologies International Sales, Ltd.)	日本 (米国)	DVDプレーヤー/レコーダー、ビデオカメラ、デジタルテレビ等に関する特許実施権	平成17年1月から平成21年12月まで
日本ビクター(株)	Apple Inc.	米国	オーディオ製品に関する特許実施権	平成18年5月から平成20年5月まで *自動更新付
JVC AMERICA, INC.	MPEG LA, LLC	米国	DVDディスクに関する特許実施権	平成14年1月から平成22年12月まで

契約会社名	相手先	国名	技術受入契約の内容	契約期間
(株)ケンウッド	Thomson Licensing	フランス	光学方式ディスクプレーヤーに関する特許実施権の許諾	昭和62年10月1日から平成24年9月30日まで
(株)ケンウッド	DVDフォーマット ロゴ ライセンス(株)	日本	DVDフォーマットとロゴ(商標)の使用許諾	平成17年3月15日から平成21年12月31日まで
(株)ケンウッド	(株)東芝	日本	日立、松下、三菱、タイムワーナー(Time Warner Inc.)、東芝、日本ビクター他各社のDVDに関する特許実施権	平成14年4月1日から平成24年12月31日まで
(株)ケンウッド	Koninklijke Philips Electronics N.V.	オランダ	フィリップス、ソニー、パイオニア他各社のDVDに関する特許実施権	平成14年12月27日から平成24年12月26日まで

(注) 対価として特許料を支払っています。

(2) 技術援助を与えている契約

当社グループが提供している主な技術援助に係る契約は以下のとおりです。

契約会社名	相手先	国名	技術援助契約の内容	契約期間
日本ビクター(株)	シャープ(株)ほか 10社	日本ほか 2カ国	ビデオテープレコーダーに関する特許実施権の許諾	昭和55年9月から5年毎に更新
日本ビクター(株)	MPEG LA, LLC	米国	MPEG-2ビデオ関連製品に関する特許再実施権の許諾	平成9年7月から最終特許満了日まで
日本ビクター(株)	(株)東芝	日本	DVD関連製品に関する特許再実施権の許諾	平成10年1月から平成19年12月まで 5年毎の自動更新付き

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、ビクター、ケンウッド及びJ&Kテクノロジーズの各事業部門における開発部門によるものに加え、平成20年度第3四半期より当社内に設立された新事業開発センターで既存のカテゴリーを越えた新商品の開発を行っています。平成20年連結会計年度における主たる事業セグメントの研究開発活動は以下のとおりです。

なお、当社グループの平成20年連結会計年度における研究開発費の総額は159億56百万円です。

*カーエレクトロニクス事業

- 1) DSRC(専用狭域通信)を用いた次世代道路サービスに対応するITS車載器と発話型車載器の試作機開発を行いました。
- 2) カーナビゲーションシステムに内蔵可能な低消費電力の地上デジタル放送用フロントエンドの開発を行いました。
- 3) ソフトウェアの変更により複数の変調方式に対応できる車載用ラジオ受信機の開発を行っています。
- 4) 米国の移動体向け地上デジタルTV放送規格であるATSC M/H方式の車載用試作機を開発し、米・ラスベガスで開催される世界最大の家電見本市CES2009に出展しました。
- 5) 購入時に必要とする機能を選択でき、さらに必要に応じて手軽にシステムアップできる新タイプのナビゲーションシステムを(株)ホンダアクセスと共同開発し、(株)ホンダアクセスの純正カーAVシリーズ“Gathers(ギャザズ)”のユニットナビゲーションシステム「VXM-090/VXM-090CV」として採用されました。

当事業に係る研究開発費の金額は、50億71百万円です。

*ホーム&モバイルエレクトロニクス事業

- 1) 無線LAN等によるネットワーク接続が可能なポータブルデジタルプレーヤーの開発を行いました。
- 2) 室内及び車室内でのDSP(デジタルシグナルプロセッサ)を用いた音場制御を行う新しい技術開発を行いました。
- 3) 次世代薄型液晶ディスプレイ技術を新たに開発し、32型で薄さ7mm、世界最軽量(重さ5Kg)を実現し、同時に使用資源量を約50%削減した液晶ディスプレイをCES2009に出展しました。
- 4) 1秒当たり600コマの高速撮影機能を搭載した新しいコンセプトのビデオカメラ“Everio X”「GZ-X900」を開発し、北米最大のカメラ&映像用品展示会PMA2009で発表しました。
- 5) 世界最小・最軽量の本体質量325gという軽量ボディでありながら、業界最高倍率、光学20倍ズームの新開発スリムレンズと、大容量ハードディスクを内蔵、1920フルハイビジョンで最長約50時間の長時間撮影が可能なハイビジョンビデオカメラ「GZ-HD320」を開発、商品化しました。

当事業に係る研究開発費の金額は、65億45百万円です。

*業務用システム事業

- 1) APCO(The Association of Public-Safety Communications Officials International)が中心となって主に北米の警察、消防、緊急車両などの公共機関向けに規格化された標準仕様 P25 に準拠したデジタル陸上業務用無線システムの基地局用無線機器・制御装置、及び車載用、携帯用業務無線機の開発を行っています。
- 2) 一般企業向け業務用無線システムの次世代デジタル方式技術「通信プロトコル、ベースバンド信号処理技術、ネットワーク接続技術など」の研究とその技術を利用した日本、欧州を始めとする各国の要求事項に則した標準規格の開発、及びそれらコア技術を利用した業務用無線機器・システムの開発を行っています。
- 3) 業務用ノンリニア編集システムで広く普及しているApple社のQuickTimeファイルフォーマットに世界で初めて対応しながら約1.4kgの軽量・コンパクトサイズを実現した業務用HDメモリーカードカメラレコーダー「GY-HM100」を開発、商品化しました。

当事業に係る研究開発費の金額は、30億50百万円です。

*エンタテインメント事業

- 1) ビクタークリエイティブメディア(株)は(株)バイオマステクノロジー、中谷産業(株)、(株)音技の杜と共同で米(非食用米)を使ったバイオマスプラスチック製のCD・DVD用パッケージを製品化しました。このバイオマスプラスチックは、米と可塑性樹脂の複合化によって作られるもので、従来品(ポリプロピレン)と比較して約10%の化石資源節約と地球温暖化防止効果を持っています。

当事業に係る研究開発費の金額は、6億4百万円です。

* その他事業

当事業に係る研究開発費の金額は、6億85百万円です。

上記成果に加え、映像関連技術として、

- 1) フルハイビジョンの17倍以上にあたる3500万画素（水平8192×垂直4320）映像を表示できる、世界最高画素数の1.75インチ8K4K D-ILAデバイスを採用したコントラスト比110万対1の8K高コントラストプロジェクター
- 2) 2D映像をリアルタイムに3D映像に変換する技術
- 3) NICT（情報通信研究機構）との共同開発による、メガネ無しで3D映像を実現する「裸眼立体映像表示システム」

を開発成果としてCEATEC Japan 2008に出展しました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

平成21年3月期末の総資産は、販売環境の悪化にともなう売上債権の減少もありましたが、収益・事業構造改革の一環としてたな卸資産の圧縮及び不動産の売却を積極的に進めたこともあり、3,546億52百万円となりました。

純資産は、株主資本合計は1,020億55百万円となりましたが、円高にともない為替換算調整勘定を209億12百万円計上したことから、純資産合計は855億79百万円となりました。また、自己資本比率は23.6%となりました。

有利子負債は1,326億61百万円、ネットデット（有利子負債から現金及び預金を控除した金額）は802億44百万円となり、負債合計は2,690億73百万円となりました。

(2) 平成20年連結会計年度の経営成績の分析

「1 業績等の概要（1）業績」参照

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4 事業等のリスク」参照

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」参照

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成20年連結会計年度の設備投資については総額93億円余りを実施しました。事業の種類別セグメントの設備投資については、以下のとおりです。

* カーエレクトロニクス事業

カーエレクトロニクス事業については、主としてカーオーディオ及びカーナビゲーションの生産設備の拡充更新の為、ケンウッドにおいて3億2百万円、J & Kテクノロジーズにおいて4億30百万円、Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn. Bhd.において7億18百万円、上海建伍電子有限公司において1億32百万円、P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIAにおいて3億41百万円の設備投資を行いました。上記に加え他の子会社においても主として生産設備の拡充更新の為、1億43百万円の設備投資を行いました。

平成20年連結会計年度のカーエレクトロニクス事業における設備投資の総額は20億69百万円です。

* ホーム&モバイルエレクトロニクス事業

ホーム&モバイルエレクトロニクス事業については、主としてカムコーダー、ディスプレイ、ホームオーディオ及びホームシアターシステムの生産設備の拡充更新の為、ビクターにおいて23億48百万円、ケンウッドにおいて98百万円、JVC Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd.において8億63百万円、JVC INDUSTRIAL AMERICA, INC.において1億74百万円、JVC Manufacturing (THAILAND)Co.,LTD.において1億44百万円の設備投資を行いました。上記に加え、他の子会社においても主として新商品生産に関する設備の拡充更新の為、3億45百万円の設備投資を行いました。

平成20年連結会計年度のホーム&モバイルエレクトロニクス事業における設備投資の総額は39億75百万円です。

* 業務用システム事業

業務用システム事業については、主として無線機器等の生産設備の拡充更新の為、ビクターにおいて1億90百万円、ケンウッドにおいて78百万円、Kenwood Electronics Technologies (S) Pte. Ltd.において3億7百万円、(株)山形ケンウッドにおいて1億37百万円の設備投資を行いました。上記に加え、他の子会社においても主として生産設備の拡充更新等の為、3億66百万円の設備投資を行いました。

平成20年連結会計年度のコミュニケーションズ事業における設備投資の総額は10億81百万円です。

* エンタテインメント事業

エンタテインメント事業については、主としてブルーレイソフトのプレス生産設備の拡充の為、ビクタークリエイティブメディア(株)で11億72百万円の投資を行いました。上記に加え、他の子会社においても主として生産設備の拡充更新等の為、4億26百万円の設備投資を行いました。

平成20年連結会計年度のエンタテインメント事業における設備投資の総額は15億99百万円です。

* その他事業

光ピックアップの生産設備に対して4億72百万円の設備投資を行い、平成20年連結会計年度のその他における設備投資の総額は6億13百万円です。

平成20年連結会計年度において、子会社において主要な設備の譲渡を実施しました。内容は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
						面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
ビクターファシリティマネジメント(株)	新橋ビクタービル (東京都港区)	その他事業	事務所	646	2	0	5,950	0	6,599	-

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名(所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
					面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
本社 (横浜市神奈川区)	全事業	本社開発設備他	-	15	-	-	7	22	631

(2) 国内子会社

・日本ビクター(株)

平成21年3月31日現在

事業所名(所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
					面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
本社・横浜工場 (横浜市神奈川区)	ホーム&モバイルエ レクトロニクス事業、 その他事業	事務所・商品開 発設備他	4,292	132	58	8,501	2,255	15,181	1,259
横須賀工場 (神奈川県横須賀市)	ホーム&モバイルエ レクトロニクス事業	ビデオ・ディス プレイ機器の製 造設備他	517	144	45	3,200	213	4,075	263
大和工場 (神奈川県大和市)	ホーム&モバイルエ レクトロニクス事業、 エンタテインメント 事業、その他事業	部品の製造設備 他	695	480	-	-	1,337	2,514	346
八王子工場 (東京都八王子市)	業務用システム事業	業務用・教育用 機器の製造設備 他	372	36	42	5,400	158	5,967	546
前橋工場 (群馬県前橋市)	カーエレクトロニク ス事業、ホーム&モバ イルエレクトロニク ス事業	商品開発設備他	328	0	65	2,100	79	2,508	226
水戸工場 (茨城県水戸市)	その他事業	ビデオテープ・ DVDディスク の製造設備他	600	-	77	2,000	0	2,601	-
久里浜技術センター (神奈川県横須賀市)	カーエレクトロニク ス事業、ホーム&モバ イルエレクトロニク ス事業、業務用システ ム事業、エンタテイン メント事業	研究開発設備他	1,090	327	37	2,600	137	4,155	219

・(株)ケンウッド

事業所名(所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
					面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
本社 (東京都八王子市)	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	事務所、研究開発・商品開発設備他	1,089	12	(1) 21	3,600	279	4,982	251
横浜事業所 (横浜市緑区)	業務用システム事業	事務所、研究開発・商品開発設備他	960	148	10	2,695	54	3,859	412

・その他の国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	所在地 (事業所名)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
ビクターエンタテインメント(株)	東京都渋谷区他	エンタテインメント事業	レコーディング設備他	637	129	1	7,919	74	8,760	291
ビクタークリエイティブメディア(株)	神奈川県大和市他	エンタテインメント事業	ディスクの製造設備他	431	719	26	3,600	1,568	6,319	156
J&Kテクノロジーズ(株)	東京都八王子市他	カーエレクトロニクス事業	事務所、カー機器の商品開発設備他	82	138	-	-	1,355	1,576	919
(株)山形ケンウッド	山形県鶴岡市	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、業務用システム事業	生産設備	266	74	30	1,083	99	1,522	164
(株)長野ケンウッド	長野県伊那市	カーエレクトロニクス事業	生産設備	905	133	48	1,505	51	2,597	235

(3) 在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	所在地 (事業所名)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (千㎡)	金額 (百万円)			
JVC AMERICA, INC.	Tuscaloosa, USA	エンタテインメ ント事業	生産設備	767	908	(13) 279	319	81	2,076	517
JVC INDUSTRIAL AMERICA, INC.	San Diego, USA	ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業	生産設備	-	402	-	-	162	565	16
JVC INDUSTRIAL DE MEXICO, S.A.DE C.V.	Tijuana, Mexico	ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業	生産設備	485	14	(37) 118	1,250	4	1,755	252
P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIA	Karawang, Indonesia	カーエレクトロ ニクス事業、 ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業	生産設備	624	478	(100) -	-	428	1,532	2,568
JVC Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd.	Selangor, Malaysia	ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業	生産設備	962	468	(80) -	-	695	2,125	1,494
JVC Manufacturing(THAILAND) Co.,Ltd.	Pathumthani, Thailand	ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業、業務 用システム事業	生産設備	232	437	82	711	491	1,872	1,103
JVC OPTICAL COMPONENTS(THAILAND)CO., LTD.	Nakhon Ratchasima, Thailand	その他事業	生産設備	38	615	6	15	161	830	1,072
Kenwood Electronics Technologies(S)Pte. Ltd.	Singapore	業務用システム 事業	生産設備	296	247	(8) -	-	383	927	229
Kenwood Electronics Technologies(M)Sdn. Bhd.	Johor Bahru, Malaysia	カーエレクトロ ニクス事業、 ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業	生産設備	657	945	(34) -	-	21	1,624	575
Shanghai Kenwood Electronics Co.Ltd	Shanghai, China	カーエレクトロ ニクス事業、 ホーム&モバイ ルエレクトロニ クス事業、業務 用システム事業	生産設備	586	12	(41) -	-	509	1,109	327

(注) 1. 「その他」とは、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」です。

2. ()内は貸借中のものであり、外書きです。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地 (事業所名)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
日本ビクター㈱	横浜市 神奈川区	ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、その他事業、全社	耐震補強工事	300	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
J&Kテクノロジーズ㈱	東京都 八王子市	カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ関連機器の開発設備、金型 他	400	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
JVC Manufacturing Malaysia Sdn.Bhd.	Selangor, Malaysia	ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	カムコーダー新機種対応設備 他	100	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIA	Karawang, Indonesia	カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ新機種対応設備 他	100	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
Kenwood Electronics Technologies (M)Sdn. Bhd.	Johor Bahru, Malaysia	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業	音響機器の生産設備、金型 他	700	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
Kenwood Electronics Technologies (S)Pte. Ltd.	Singapore	業務用システム事業	金型 他	300	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-
ビクタークリエイティブ メディア㈱	神奈川県 大和市	エンタテインメント事業	ディスク生産設備 他	500	-	平成 21年 4月	平成 22年 3月	-

(注) 1 上記設備所要資金は、自己資金又は借入金にてまかなう予定です。

2 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,090,002,015	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	1,090,002,015	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
(第1期) 平成20年10月1日	1,090,002	1,090,002	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、平成20年10月1日付でビクター及びケンウッドの共同株式移転による当社の設立に際して新株式を発行したことによるものです。

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	49	53	545	145	20	65,410	66,222	-
所有株式数(単元)	-	1,468,680	84,695	2,916,481	1,777,992	1,760	4,646,853	10,896,461	355,915
所有株式数の割合(%)	-	13.48	0.78	26.77	16.32	0.02	42.65	100.00	-

(注) 1. 自己株式123,115,713株は「個人その他」に1,231,157単元及び「単元未満株式の状況」に13株含まれています。

2. 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が81単元含まれています。

3. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	266,455	24.45
HSBC - FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	57,235	5.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	48,965	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	32,296	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	32,273	2.96
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	18,523	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,742	1.26
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	13,725	1.26
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14 号)	10,357	0.95
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証 券業務部)	Aeschenvorstadt 48 CH-4002 Basel Switzerland (東京都品川区東品川2丁目3-14 シ ティグループセンター)	6,796	0.62
計	-	500,366	45.91

- (注) 1. 所有株式は、千株未満を四捨五入して表示しています。
2. 当社は、自己株式123,116千株(11.29%)を保有しています。
3. 上記大株主の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式として当社が把握しているものは以下のとおりです。
HSBC - FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD 57,235千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 32,296千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) 32,273千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 13,742千株
4. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年10月7日付で提出された大量保有報告書等の写しの送付を受け、平成20年10月1日現在の保有株券等の数及び株券等保有割合は下記(大量保有報告書等の内容)のとおりである旨報告がありました。第1期事業年度末日時点における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。大量保有報告書等は都度開示されています。

(大量保有報告書等の内容)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	保有株券等 の数 (千株)	発行済株式総数 に対する株券等 保有割合(%)
スパークス・アセット・マネ ジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2 号ゲートシティ大崎	平成20年 10月7日	平成20年 10月1日	67,206	6.17

(注) 上記法人から平成21年4月27日付大量保有報告書等の写しの送付を受けており、平成21年4月22日現在の保有株券等の数は43,085千株、株券等保有割合は3.95%である旨の報告がありました。

5. カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システムから平成21年3月19日付で提出された大量保有報告書等の写しの送付を受け、平成21年3月13日現在の保有株券等の数及び株券等保有割合は下記(大量保有報告書等の内容)のとおりである旨報告がありました。第1期事業年度末日時点における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。大量保有報告書等は都度開示されています。

(大量保有報告書等の内容)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	保有株券等 の数 (千株)	発行済株式総数 に対する株券等 保有割合(%)
カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システム	アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメントQストリート400番地4800号	平成21年 3月19日	平成21年 3月13日	49,715	4.56

6. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 123,115,700	-	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 966,530,400	9,665,304	同上
単元未満株式	普通株式 355,915	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,090,002,015	-	-
総株主の議決権	-	9,665,304	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,100株(議決権の数81個)含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の株式が13株含まれています。

3. 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) JVC・ケンウッド・ ホールディングス株式会 社	神奈川県横浜市神奈 川区守屋町三丁目12 番地	123,115,700	-	123,115,700	11.29
計	-	123,115,700	-	123,115,700	11.29

(注) 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号又は第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成20年10月1日～平成21年3月31日)	123,115,713	1,496,269
最近期間における取得自己株式	1,179	58,355

- (注) 1. 上記の最近事業年度における取得自己株式数の内訳は、会社法第155条第7号に規定されている単元未満株式の買取請求に応じて取得したものが37,713株(価額の総額 1,496,269円)で、当社子会社であるケンウッドの平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議による剰余金の配当(現物配当)として、ケンウッドが保有する当社普通株式を取得したものが123,078,000株(価額の総額 0円)です。
2. 上記の最近期間における取得自己株式は、すべて会社法155条第7号に規定されている単元未満株式の買取請求に応じたものです。
3. 最近期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	123,115,713	-	123,116,892	-

(注) 最近期間における処理自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社では、安定的に利益還元を行うことが経営上の最重要課題の一つと考え、収益力及び財務状況を総合的に考慮して剰余金の配当及びその他処分などを決定することを配当の基本的な方針としています。

当社は、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3月31日）、中間配当の基準日（9月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めています。毎事業年度における配当の回数は、2回とすることを基本的な方針としています。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款で定めています。

この方針に基づき、第1期期末の剰余金の配当は、想定を上回る経済環境の悪化が構造改革効果や統合効果を相殺したことを受けて、見送ることと決議し、剰余金は内部留保資金とし、今後の回復に向けて経営資源を集中することとしました。

また、当社は会社法第454条第5項に規定されている中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期
決算年月	平成21年3月
最高(円)	79
最低(円)	30

(注) 1. 東京証券取引所市場第一部における株価です。

2. 当社は平成20年10月1日から東京証券取引所市場第一部に上場されており、第1期の最高・最低株価は設立日後6ヶ月間の株価であり、また平成20年3月期以前の計数はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	42	40	39	76	73	83
最低(円)	35	31	30	34	47	66

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価です。

5【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	執行役員 最高経営 責任者 (CEO)	河原 春郎	昭和14年3月9日生	平成8年6月 ㈱東芝 取締役 総合企画部長委嘱 平成9年6月 同社 常務取締役 平成12年7月 同社 顧問 平成14年6月 ㈱ケンウッド 取締役社長 同社 代表取締役 同社 執行役員CEO 平成19年6月 同社 取締役会長 平成20年10月 当社 代表取締役会長 当社 執行役員・最高経営責任者 (現任) 日本ビクター㈱ 代表取締役 (現任) 平成21年6月 当社 代表取締役会長兼社長(現任)	(注)3	217
取締役	執行役員 最高財務 責任者 (CFO) CEO補佐 (経営戦 略、財務戦 略、グルー プ連結経 営改革) 企業戦略 部長	尾高 宏	昭和27年9月20日生	昭和51年4月 日本不動産銀行(現 ㈱あおぞら銀 行)入行 平成5年8月 同行 退社 コンサルティング業務に従事する かたわら複数企業の取締役、顧問等 を兼任 平成15年3月 プライスウォーターハウスクーパ ス・フィナンシャル・アドバイザー リー・サービス㈱(現 PwCアドバイ ザリー㈱)入社 ターンアラウンド ・マネージャー 企業再生業務担当 平成16年11月 日本みらいキャピタル㈱ 入社 第一化成㈱ 出向、同社 顧問 平成17年1月 同社 専務執行役員 平成17年6月 同社 代表取締役社長 平成20年6月 ㈱ケンウッド 執行役員待遇 CEO補 佐(持株会社設立準備担当) 平成20年10月 当社 取締役副社長 当社 執行役員・最高財務責任者 兼 企業戦略部長(現任) 平成21年6月 当社 取締役(現任) CEO補佐(経営戦略、財務戦略、グルー プ連結経営改革) (現任)	(注)3	41
取締役	執行役員 常務 CEO補佐 (構造改 革、 日本ビク ター、 J & K カーエレ クトロニ クス支援) コーポ レート 戦略部長	岩崎 二郎	昭和20年12月6日生	昭和49年4月 東京電気化学工業㈱(現 TDK㈱) 入 社 平成4年6月 同社 経営企画室長 平成8年6月 同社 取締役人事教育部長 平成10年6月 同社 常務取締役記録メディア事業 本部長 平成14年6月 同社 取締役 常務執行役員 アドミ ニストレーショングループ ゼネラ ル・マネージャー 平成18年6月 同社 取締役 専務執行役員 アドミ ニストレーショングループ ゼネラ ル・マネージャー 平成20年3月 GCAサヴィアングループ㈱ 監査役 (現任) 平成20年6月 TDK㈱ 顧問(現任) 平成20年10月 当社 取締役(現任) 平成21年6月 当社 執行役員常務(現任) CEO補佐(構造改革、日本ビクター、 J & Kカーエレクトロニクス支 援)(現任)、コーポレート戦略部長 (現任)、J & Kカーエレクトロニク ス㈱取締役(現任)	(注)3	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 常務 CEO補佐 (マーケティング、 ブランド 戦略、IT) 事業戦略 推進部長	足立 元美	昭和30年1月26日生	昭和52年4月 日本ビクター(株) 入社 平成11年4月 同社 AV&マルチメディア事業本部 海外営業本部 マーケティング推進 部長 平成15年2月 JVC Canada Inc. 副社長 平成17年1月 日本ビクター(株) AV&マルチメディア カンパニー 経営企画部 主幹 平成18年1月 同社 モバイルAV事業グループAVCア クセサリーカテゴリー海外営業部 長 平成18年9月 同社 モバイルAV事業グループ AVC アクセサリーカテゴリー長 兼 同 カテゴリー 海外営業部長 平成20年10月 当社 取締役(現任) 当社 執行役員・事業戦略担当 兼 事業戦略推進部長(現任) 平成21年6月 当社 執行役員常務(現任) CEO補佐(マーケティング、ブランド 戦略、IT)(現任)	(注)3	21
取締役	日本 ビクター (株) 代表 取締役 社長	吉田 秀俊	昭和31年11月20日生	昭和55年4月 日本ビクター(株)入社 平成18年6月 同社 取締役 欧州カンパニー社長 兼 ジェイブ イシー・ヨーロッパ・リミティッ ド社長 兼 ジェイブイシー・イン ターナショナル・ヨーロッパ・ ゲーエムペーハー社長 平成19年4月 欧州カンパニー社長 兼 ジェイブイ シー・ヨーロッパ・リミティッ ド社長 兼 ジェイブイシー・ロジス ティクス・ヨーロッパ・エヌ・ ヴィー社長 平成20年4月 ディスプレイ事業担当 兼 ディスプ レイ事業グループ ディスプレイカ テゴリー長 平成20年6月 同社 常務取締役 ILA・ディスプレイ事業担当 兼 ディスプレイ事業部長 平成20年10月 同社 代表取締役社長(現任) 平成21年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	4
取締役	J & K カーエレ クトロニ クス(株) 代表 取締役 社長 (株)ケン ウッド 代表 取締役	塩畑 一男	昭和25年6月29日生	平成13年7月 (株)あさひ銀行(現 (株)りそな銀行) 横 浜地域営業部長 平成14年6月 (株)ケンウッド 執行役員常務 平成14年10月 同社 財務・経理統括部長 平成15年4月 同社 社長補佐(財務経理関係(CFO)) 平成15年6月 同社 取締役 同社 執行役員上席常務 同社 社長補佐(CFO) 平成16年6月 同社 CFO 同社 CEO補佐(株式法務・広報担 当) 平成17年10月 同社 CR統括部長 平成18年4月 同社 CEO補佐(人事勤労担当) 平成18年6月 同社 CEO補佐(人事勤労担当、財務戦 略支援) 平成19年6月 同社 代表取締役社長 同社 執行役員CEO ケンウッド環境会議議長 平成20年8月 J & Kテクノロジーズ(株) 代表取締 役 平成20年10月 (株)ケンウッド 最高経営責任者(CEO) 平成21年6月 当社 取締役(現任) J & Kカーエレクトロニクス(株) 代 表取締役社長(現任) (株)ケンウッド 代表取締役(現任)	(注)3	199

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	㈱ケンウッド 代表取締役 社長	相神 一裕	昭和32年10月27日生	平成2年4月 ㈱ケンウッド 入社 平成16年4月 同社 コミュニケーションズ事業部 海外営業部長 平成17年6月 同社 コミュニケーションズ事業部 海外営業統括、海外営業部長 平成17年10月 同社 コミュニケーションズ事業部 海外マーケティング統括、海外マー ケティング推進部長 平成19年4月 同社 コミュニケーションズ事業部 長(現任) 平成19年6月 同社 執行役員常務 平成20年6月 同社 取締役 同社 執行役員上席常務 CEO補佐(コミュニケーションズ戦 略担当) 平成20年10月 同社 常務取締役 社長補佐(コミュニケーションズ戦 略担当) 平成21年6月 当社 取締役(現任) ㈱ケンウッド 代表取締役社長 (現任)	(注)3	61
取締役 (非常勤)		柏谷 光司	昭和14年1月1日生	昭和36年4月 大蔵省 入省 昭和53年6月 東京税関 総務部長 昭和55年6月 大阪国税局 直税部長 昭和57年6月 大蔵省 証券局 資本市場課長 昭和59年6月 世界銀行 東京事務所長 昭和62年7月 大蔵省 国際金融局 審議官 平成元年6月 世界銀行 副総裁 平成6年9月 野村プロジェクトファイナンス 社長 平成8年1月 AIMAC 会長 兼 社長 平成20年10月 当社 取締役(現任)	(注)3	16
取締役 (非常勤)		松尾 眞	昭和24年5月28日生	昭和50年4月 弁護士登録 尾崎・桃尾法律事務所 昭和53年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州 Weil, Gotshal & Manges 法律事務 所 昭和54年3月 弁護士登録(アメリカ合衆国ニュー ヨーク州) 昭和55年9月 尾崎・桃尾法律事務所 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士(現任) 平成11年6月 日本ビクター㈱ 監査役 平成20年10月 当社 取締役(現任)	(注)3	2
常勤監査役		土谷 繁晴	昭和22年4月20日生	昭和47年4月 日本ビクター㈱ 入社 平成12年6月 同社 取締役 経営戦略部長、海外・ デザインセンター担当 平成13年6月 同社 常務取締役 平成14年6月 同社 経営企画部長、海外・デザイン センター担当 平成14年10月 同社 米州カンパニー社長 兼 JVC Americas Corp. 社長 平成19年6月 同社 常勤監査役 平成20年10月 同社 監査役 当社 常勤監査役(現任) 平成21年6月 ㈱ケンウッド 監査役(現任)	(注)4	40
常勤監査役		加藤 英明	昭和16年7月28日生	昭和41年5月 ㈱ケンウッド 入社 平成2年7月 同社 主計部長 平成10年4月 同社 経営企画部アシスタント マネージャー 平成12年6月 同社 常勤監査役 平成20年10月 同社 監査役 当社 常勤監査役(現任) 平成21年6月 日本ビクター㈱ 監査役(現任)	(注)4	150

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		庄山 範行	昭和21年6月21日生	昭和44年7月 住友信託銀行(株) 入社 平成8年6月 同社 取締役 平成10年3月 同社 常務取締役 平成11年6月 同社 常務執行役員 平成13年6月 同社 取締役 兼 常務執行役員 平成14年6月 東西土地建物(株) 取締役社長 平成15年6月 (株)いずみゴルフサービス 取締役社長 平成18年6月 信泉(株) 常勤監査役(現任) 日本ビクター(株) 監査役(現任) 平成20年10月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役		鷲田 彰彦	昭和17年11月5日生	平成4年5月 ソニー(株) 総合企画グループ経営企画担当副本部長 平成6年8月 同社 コンシューマA.V.カンパニー ヴァイスプレジデント 兼 総合企画部門 経営管理部長 平成8年4月 同社 セミコンダクターカンパニー シニアヴァイスプレジデント 平成10年7月 同社 監査部 統括部長 平成15年2月 (株)三井ハイテック 執行役員 事業推進本部長 平成16年2月 同社 経営企画部長 平成18年6月 (株)ケンウッド 監査役 平成20年10月 当社 監査役(現任)	(注)4	29
監査役		黒崎 功一	昭和20年5月16日生	平成7年5月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行)本店営業第一部長 平成14年6月 (株)あさひ銀総合研究所(現(株)りそな総合研究所(株)) 専務取締役 平成15年6月 (株)ケンウッド 監査役(現任) 平成15年12月 りそなキャピタル(株) 常勤監査役 平成17年7月 (株)宝島ワンダーネット 常勤監査役(現任) 平成21年6月 当社 監査役(現任)	(注)5	27
計						828

- (注) 1. 柏谷光司氏及び松尾眞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 庄山範行氏、鷲田彰彦氏及び黒崎功一氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時より、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役土谷繁晴氏、加藤英明氏、庄山範行氏、鷲田彰彦氏の任期は、当社の設立日である平成20年10月1日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 監査役黒崎功一氏の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 当社は執行役員制度を導入しています。
執行役員は上記取締役のうち河原春郎、尾高宏、岩崎二郎、足立元美の各氏のほか、取締役会により選任された以下の3名です。
多木 宏行
前田 悟
土井敬一郎

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化によって経営における意思決定の透明性と効率性を高め、企業価値の向上を図ることを経営上の最も重要な課題の一つとらえています。そのため、経営と執行の分離、社外取締役・社外監査役の招聘、内部監査部門の設置によるチェック機能向上の体制をとり、グループをあげた内部統制システムの整備を進め、コーポレート・ガバナンスの充実、強化を図ることを基本としています。

以下は当社グループのコーポレート・ガバナンスの状況です。

会社の機関の内容並びに内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

株主総会は会社の最高意思決定機関として、会社法に定める基本的事項について会社の意思を決定していますが、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、定款の定めにより、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定されます。

取締役会は基本的・戦略的意思決定機関であると同時に、業務執行の監督機関と位置づけられ、毎月1回の定例開催及び必要に応じた臨時開催などにより、経営の基本方針や重要事項を審議、決議するとともに、業務執行状況の監視、監督を行っています。また、取締役の責任の明確化、経営の迅速性のため、取締役の任期を1年としています。あわせて社外取締役を積極的に招聘し、透明性の高い意思決定をはかっています。

定款の定めにより、取締役は9名以内とされ、株主総会による取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことになっています。

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めています。また、社外取締役として優秀な人材を招聘できるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めています。

当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行機能が分化され、経営責任と業務執行責任の明確化がなされており、平成21年6月以降、取締役9名（うち社外取締役2名）、執行役員7名（取締役兼務者4名）がその責務を遂行しています。

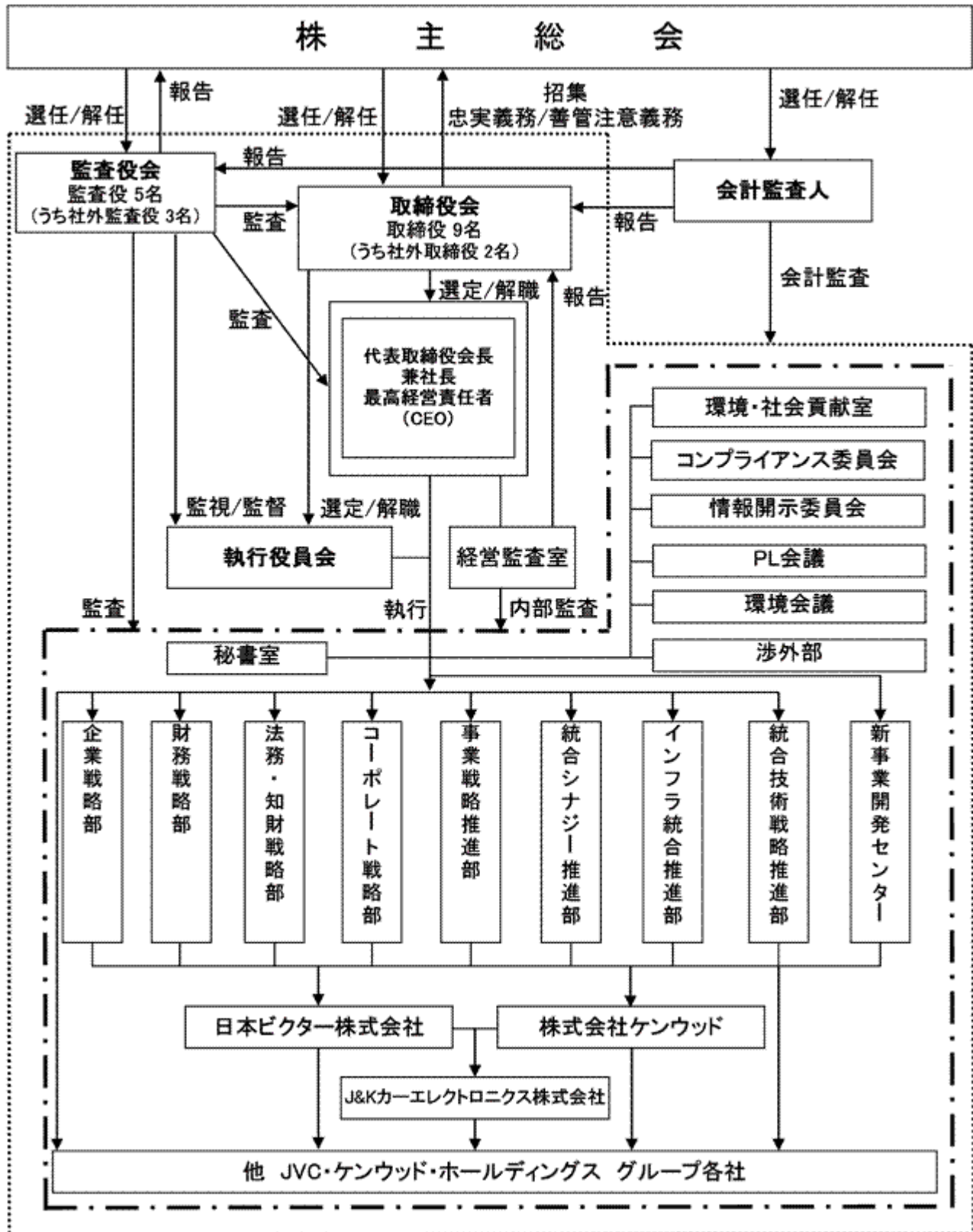
当社は、監査役会設置会社であり、監査役は取締役会その他重要会議に出席するとともに、監査役会を開催し、取締役の職務執行、当社グループ全体の業務執行の監査、会計監査を実施しており、経営監査の機能を担っています。

監査役についても、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めています。また、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めています。

監査役会は毎月1回及び必要に応じて随時開催され、平成21年6月以降、監査役5名（うち社外監査役3名）の監査役がその任にあっています。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制

平成21年7月10日現在



八．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は当社グループの業務の適正を確保するために以下のとおり体制を整備しています。

- 1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 経営理念実践の指針を具体的に定め、これを遵守する。
 - 2) 役員の倫理に関する規程を定め、これを遵守する。

- 3) 「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務執行の監督を適正に行う。
- 4) 監査役は、独立した立場から、取締役の職務執行状況を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、本店に永年保存する。
 - 2) 稟議決裁及び財務等の重要情報の管理や文書の作成・保存について規程を定め、明確な取扱いを行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) コンプライアンス・リスクマネジメントに関する規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にする。
 - 2) リスク別の管理規程を整備し、各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 事業計画等の策定により経営目標を明確化し、その達成状況を検証する。
 - 2) 「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定めて、経営意思決定の方法を明確にする。
 - 3) 各部門の職務分掌に関する規程を定め、明確な執行を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業理念と社員の行動指針を示す基準を制定し、企業倫理に関する統括部門を定め、内外グループ会社を含めた全従業員に徹底を図る。
 - 2) 各種の社内規程類又はガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。
 - 3) 内部監査を実施するほか、内部通報制度を整備する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ子会社と経営理念・経営方針を共有するとともに、「職務権限規程・意思決定権限基準・意思決定項目一覧表」の対象をグループ子会社に拡大して、企業集団全体での業務の適正化を図る。
 - 2) 主なグループ子会社に役員又は業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。
 - 3) 内部監査部門によるグループ子会社の監査等を実施する。
7. 監査役を補助する使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査業務を補助するため、監査役スタッフとして専任の使用人を置く。
 - 2) 監査役スタッフとしての専任の使用人の人事考課は監査役が行い、任用については監査役と事前協議する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は取締役会その他重要会議に出席し、報告を受ける。
 - 2) 取締役及び本社部門長が定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
 - 3) 監査役は上記を含む年度監査計画に基づき、各事業所・内外グループ会社の監査を実施し、報告聴取を受ける。
 - 4) 監査役への通報システムを設け、会計及び監査における不正や懸念事項について、従業員等が直接監査役会に通報する体制を構築する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役は、監査役が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - 2) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - 3) 取締役は、監査役が職務の遂行に当たり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - 1) 金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
 - 2) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶いたします。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識しております。

二．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、業務遂行全般にわたって当社グループ全体への内部監査を実施し、これを監督機関である取締役会へ報告する経営監査室を設置し、6名が業務監査、内部統制監査に従事しています。監査対象が当社グループ全体であるため、経営監査室は監査計画を策定するに当たり、「リスク評価表」を作成し、リスク評価に基づく監査対象の選定を行い、内部監査の有効性を高めています。

監査役監査は監査計画に基づいて実施され、全グループを対象とした監査の他、社内決裁書のチェックを行っており、取締役及び執行役員を対象としたモニタリングとなっています。また経営監査室の監査へ同行するなど監査役監査の幅を広げています。

ホ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は川村博氏、小野敏幸氏、松浦利治氏、白田英生氏の4名で、有限責任監査法人トーマツに所属しています。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、会計士補等6名、その他の補助者11名、合わせて25名となっています。

ヘ．内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携

監査役は自ら経営監査を実施するとともに、取締役会に出席し、経営監査室がグループの業務全般にわたって実施した内部監査の状況を把握し、さらに適宜、経営監査室と打合せを持ち、情報の交換及び確認を行っています。経営監査室は経営者による不正等の兆候を察知したときは、監査役への報告をルートとして定めています。

また、監査役は取締役会において定期的に会計監査人による会計監査結果の報告を受けており、各監査は相互連携による実効性の向上に努めています。

ト．社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社と社外取締役及び社外監査役の間には、一部当社株式の所有（5「役員状況」に記載）を除き、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係は存在しません。

社外取締役2名と、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。

また、社外監査役3名と、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。

尚、社外取締役の柏谷光司氏は他の会社の取締役（丸善繊維株式会社及び武桑不動産株式会社）を、松尾眞氏は他の会社の社外取締役（デメルジャパン株式会社及び株式会社カプコン）並びに社外監査役（株式会社ナイキジャパン、ピリングシステム株式会社、株式会社アクアキャスト、東レ株式会社及びパーバリージャパン）を、社外監査役の鷲田彰彦氏は他の会社の監査役（株式会社クーレボ）を、社外監査役の黒崎功一氏は他の会社の常勤監査役（株式会社宝島ワンダーネット）をそれぞれ兼任しています。

役員報酬の内容

当社は、設立の際の定款第40条において、当社成立の日である平成20年10月1日から最初の株主総会終結の時までの取締役及び監査役に対する報酬等の額を取締役は月額360万円以内、監査役は月額900万円以内と定め、また、平成21年6月24日開催の第1回定時株主総会決議によりこれまで同様、取締役の報酬等の額を月額360万円以内（うち社外取締役分400万円以内）に、また、監査役の報酬等の額を月額900万円以内とそれぞれ決議しています。

平成20年連結会計年度に取締役及び監査役に支払った報酬その他の業務遂行の対価である財産上の利益の額は119百万円（12名）です。

その内訳は、取締役920万円（7名）（うち社外取締役210万円（3名））、監査役270万円（5名）（うち社外監査役70万円（3名））です。

最近の会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況

当社は、第1期事業年度末において、金融商品取引法第24条の4の4第1項に規定される内部統制報告書を作成・提出するため、より一層の内部統制の整備、運用を図るとともに、「財務報告に係る内部統制」の整備、運用、文書化を遂行し、評価対象拠点の内部統制の整備、文書化、評価を推進しています。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	27	-
連結子会社	127	44
計	154	44

【その他重要な報酬の内容】

ケンウッドの連結子会社であるKenwood U.S.A. Corporationの他、主要な在外連結子会社において、当社の監査公認会計士である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワーク（デロイト トウシュ トーマツ）に属している監査法人に対し、財務諸表の監査証明業務に対する報酬の他、税務申告等に係る助言・指導等に対し報酬を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当該監査公認会計士等より、年間の監査計画に基づき予想される監査実施時間による見積もり額の提示を受け、その監査計画の合理性等を検討した上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
- (3) 当社は平成20年10月1日に設立され1決算期しか経過していないため、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び第1期事業年度（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

なお、平成20年連結会計年度および同年事業年度の監査報告書については、当該期の有価証券報告書に添付されたものである。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		52,417
受取手形及び売掛金		78,743
商品及び製品		48,843
仕掛品		5,314
原材料及び貯蔵品		14,305
その他		16,876
貸倒引当金		2,911
流動資産合計		213,588
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		22,765
機械装置及び運搬具（純額）		8,172
工具、器具及び備品（純額）		10,514
土地	4	57,508
建設仮勘定		4,172
有形固定資産合計	1	103,134
無形固定資産		
ソフトウェア		9,015
のれん		5,580
その他		5,503
無形固定資産合計		20,100
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3	4,468
その他	2	13,476
貸倒引当金		738
投資その他の資産合計		17,206
固定資産合計		140,441
繰延資産		
社債発行費		463
株式交付費		158
繰延資産合計		622
資産合計		354,652

(単位:百万円)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	30,391
短期借入金	6 91,101
1年内償還予定の社債	20,960
未払費用	48,731
未払法人税等	1,457
製品保証引当金	3,452
返品調整引当金	1,401
構造改革引当金	3,744
その他	3 14,650
流動負債合計	215,892
固定負債	
社債	20,600
退職給付引当金	17,422
再評価に係る繰延税金負債	4 2,027
繰延税金負債	8,489
負ののれん	2,433
その他	2,208
固定負債合計	53,181
負債合計	269,073
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	111,143
利益剰余金	1,174
自己株式	20,261
株主資本合計	102,055
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	401
繰延ヘッジ損益	39
土地再評価差額金	4 2,954
為替換算調整勘定	20,912
評価・換算差額等合計	18,320
少数株主持分	1,843
純資産合計	85,579
負債純資産合計	354,652

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		309,771
売上原価	1, 3	216,037
売上総利益		93,734
販売費及び一般管理費	2, 3	93,626
営業利益		107
営業外収益		
受取利息		301
受取配当金		82
負ののれん償却額		819
特許料調整額		538
その他		1,237
営業外収益合計		2,979
営業外費用		
支払利息		2,311
売上割引		846
為替差損		2,578
その他		4,159
営業外費用合計		9,896
経常損失（ ）		6,809
特別利益		
固定資産売却益	4	1,323
投資有価証券売却益		372
その他		87
特別利益合計		1,783
特別損失		
固定資産除却損	6	661
たな卸資産評価損		740
雇用構造改革費用		1,382
固定資産売却損	5	3,332
減損損失	7	3,526
その他		2,082
特別損失合計		11,726
税金等調整前当期純損失（ ）		16,752
法人税、住民税及び事業税		2,073
法人税等調整額		35
法人税等合計		2,109
少数株主損失（ ）		66
当期純損失（ ）		18,795

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		11,059
当期変動額		
株式移転による減少		1,059
当期変動額合計		1,059
当期末残高		10,000
資本剰余金		
前期末残高		13,373
当期変動額		
株式移転による増加		97,894
自己株式の消却		125
当期変動額合計		97,769
当期末残高		111,143
利益剰余金		
前期末残高		21,534
実務対応報告第18号の適用等に伴う利益剰余金の減少高		96
当期変動額		
剰余金の配当		1,467
当期純損失（ ）		18,795
当期変動額合計		20,263
当期末残高		1,174
自己株式		
前期末残高		118
当期変動額		
自己株式の取得		8
自己株式の消却		125
株式移転による増加		20,260
当期変動額合計		20,143
当期末残高		20,261
株主資本合計		
前期末残高		45,848
実務対応報告第18号の適用等に伴う利益剰余金の減少高		96
当期変動額		
株式移転による増加		76,575
剰余金の配当		1,467
当期純損失（ ）		18,795
自己株式の取得		8
自己株式の消却		-
当期変動額合計		56,303
当期末残高		102,055

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		7,319
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		6,918
当期変動額合計		6,918
当期末残高		401
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		39
当期変動額合計		39
当期末残高		39
土地再評価差額金		
前期末残高		2,954
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-
当期変動額合計		-
当期末残高		2,954
為替換算調整勘定		
前期末残高		11,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		9,354
当期変動額合計		9,354
当期末残高		20,912
評価・換算差額等合計		
前期末残高		15,923
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		2,396
当期変動額合計		2,396
当期末残高		18,320
少数株主持分		
前期末残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		1,843
当期変動額合計		1,843
当期末残高		1,843

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計	
前期末残高	29,925
実務対応報告第18号の適用等に伴う利益剰余金の減少高	96
当期変動額	
株式移転による増加	76,575
剰余金の配当	1,467
当期純損失()	18,795
自己株式の取得	8
自己株式の消却	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	553
当期変動額合計	55,750
当期末残高	85,579

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失（ ）	16,752
減価償却費	15,430
のれん償却額	404
負ののれん償却額	819
減損損失	3,526
貸倒引当金の増減額（ は減少）	183
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,118
受取利息及び受取配当金	383
支払利息	2,311
投資有価証券売却損益（ は益）	370
固定資産除却損	661
固定資産売却損益（ は益）	2,009
売上債権の増減額（ は増加）	17,919
たな卸資産の増減額（ は増加）	22,366
仕入債務の増減額（ は減少）	22,226
構造改革引当金の増減額（ は減少）	5,739
未払費用の増減額（ は減少）	7,716
その他	4,911
小計	14,230
利息及び配当金の受取額	384
利息の支払額	2,471
法人税等の支払額	2,377
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,768
有形固定資産の売却による収入	6,841
無形固定資産の取得による支出	6,690
投資有価証券の売却による収入	1,196
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2
その他	1,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,288
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（ は減少）	12,303
社債の償還による支出	480
配当金の支払額	1,452
その他	643
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,726
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,523
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	4,680
現金及び現金同等物の期首残高	14,952
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	3
現金及び現金同等物の期末残高	1

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 116社

主要な連結子会社

日本ビクター(株)、(株)ケンウッド、
J & Kテクノロジーズ(株)

当社は平成20年10月1日付でビクターとケンウッドの経営統合に伴い、両社の共同持株会社として設立されました。設立に際し、ケンウッドを取得企業として企業結合会計を行っているため、日本ビクター(株)、JVC Americas Corp.他69社を新たに連結の範囲に含めています。当連結会計年度中に、Kenwood Electronics C.I.S. Limited Liability Company、JVC Professional Products Canada Inc. 及び(株)ケンウッド・ホームエレクトロニクスが新たに設立されました。また、JVCエンタテインメント(株)は会社分割を行い、新たにJVCエンタテインメント(株)及びJVCネットワークス(株)を設立すると共に、自らは(株)フライングドッグに社名変更を行いました。これら新規設立の子会社は、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。なお、当連結会計年度において、Kenwood Logistics (M) Sdn. Bhd.及びビクター伊勢崎電子(株)は清算終了により、ビクターアドバンストメディア(株)は株式の売却により持分比率が100%から35%に低下したため、それぞれ連結の範囲から除外しました。

(2) 非連結子会社 18社

主要な非連結子会社

ビクター興産(株)

非連結子会社は小規模であると共に、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 1社

(2) 持分法非適用会社 28社

・非連結子会社 18社 ・関連会社 10社

J & Kテクノロジーズ(株)は、持分法適用関連会社でしたが、ビクターとケンウッドとの経営統合に伴い持分比率が100%に増加したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

ビクターアドバンストメディア(株)は、株式の売却により持分比率が100%から35%に低下したため、連結の範囲から除外し持分法を適用しています。

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておらず、且つ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しました。

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JVC INDUSTRIAL DE MEXICO, S.A. DE C.V.、JVC DE MEXICO, S.A. DE C.V.、JVC DO BRASIL LTDA.、000 JVC CIS ("000"は Limited Liability Company を意味しています)、傑偉世(中国)投資有限公司、広州JVC電器有限公司、上海JVC電器有限公司、北京JVC電子産業有限公司及び傑偉世建興国際有限公司、上海建伍電子有限公司、Kenwood Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、及びKenwood Electronics C.I.S. Limited Liability Companyの決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、いずれも連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

4. 会計処理基準に関する事項

当社は平成20年10月1日にビクターとケンウッドが経営統合し、株式移転により設立した完全親会社であり、採用する会計処理の原則及び手続きは、原則として従来ケンウッドが連結財務諸表作成にあたって採用していたものを引き継いでいます。

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっています。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっています。

(会計方針の変更)

その他有価証券のうち、時価のあるものについては、連結会計年度末前1ヶ月間の平均市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)によりましたが、ビクターとケンウッドとの経営統合を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、グループの会計処理方法を統一することとしました。

この結果、当連結会計年度より、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に、売却原価は移動平均法により処理)により算定しています。

この変更による損益への影響は軽微です。

2) デリバティブ

時価法によっています。

3) たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価していますが、一部の在外連結子会社は主として先入先出法による低価法で評価しています。

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しています。

また、これに伴い、ケンウッド及びその連結子会社は、従来営業外費用に計上していたたな卸資産廃棄損を、当連結会計年度から売上原価に計上しています。

これにより、当連結会計年度の営業利益が734百万円減少し、経常損失は77百万円増加し、税金等調整前当期純損失が818百万円増加しています。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

(リース資産除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法により、在外連結子会社は主として定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～16年

工具、器具及び備品 1年～20年

2) 無形固定資産

(リース資産除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3年から5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては製品の特性に応じ、見込販売数量又は見込販売期間(1年から5年)に基づく方法によっています。

のれんについては原則として5年から20年の定額法、それ以外の無形固定資産については主として5年から15年の定額法によっています。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

なお、ケンウッド及びその国内子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

当連結会計年度
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を、当連結会計年度より適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。

なお、ケンウッド及びその国内子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

この変更による損益への影響は軽微です。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

1) 社債発行費

社債発行期間にわたって均等償却しています。

2) 株式交付費

3年間の定額法により償却を行っています。

(4) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

連結会計年度末現在における債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、原則として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。在外連結子会社は債権の回収不能見込み額を計上しています。

2) 製品保証引当金

販売製品に係る一定期間内の無償サービスを対象とし、無償サービスの発生割合に基づいて見積もった額を計上しています。

(追加情報)

製品の無償保証期間中の修理・交換等に要する費用については、在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より、過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。また、前連結会計年度末まで「未払費用」に含めて表示していた在外連結子会社の製品保証引当金については、ビクターとケンウッドとの経営統合を機に、グループの表示方法を統一することとしたため、当連結会計年度から「製品保証引当金」に含めて表示しています。

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

これに伴い、期首時点での要引当額195百万円を製品保証引当金繰入額として特別損失に計上し、当連結会計年度に支出したアフターサービス費用に対応する取崩額195百万円及び当連結会計年度の繰入額170百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、当連結会計年度の営業利益は24百万円増加し、経常損失は24百万円減少し、税金等調整前当期純損失は170百万円増加しています。また、前連結会計年度末の「未払費用」に含まれる在外子会社の製品保証引当金は848百万円であり、当連結会計年度末の「製品保証引当金」に含まれる当該金額は773百万円です。

3) 返品調整引当金

コンパクトディスク、音楽テープ及びビデオディスク等の販売製品の返品実績率に基づいて設定した返品損失見込み額をもって設定しています。

4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年から10年)による定額法で按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法で按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。

5) 構造改革引当金

ピクターとケンウッドの経営統合について、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)等に基づき取得の会計処理を適用する際、今後具体的に予定される資産の廃棄、子会社の整理及び人員削減に係る損失等のうち、引当金の計上要件を満たすものについて個別に発生見込額を見積もり計上しています。

当連結会計年度
 （自 平成20年4月1日
 至 平成21年3月31日）

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務(為替予約の振当処理したものを除く)は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めています。

(会計方針の変更)

従来、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準のうち、一部の在外連結子会社等の収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、当連結会計年度より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しています。この変更は、連結会計年度を通じて発生する在外連結子会社等の業績をより実態に合わせて連結財務諸表に反映させるため、及び当期より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)が適用されたことに伴い、四半期決算と年度決算を整合させるために行ったものです。

この変更による損益への影響は軽微です。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が振当処理の要件を満たしている場合は振当処理、金利スワップ及び金利キャップが特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっています。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約及び通貨オプション	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入利息及び社債利息
金利キャップ	社債利息

3) ヘッジ方針

輸出入取引等により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ適切な利益管理を行う目的から、先物為替予約及び通貨オプション取引を行い為替変動リスクをヘッジしています。

また、借入金及び社債に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ及び金利キャップ取引を行いヘッジを行っています。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

1) 在外子会社等の採用する会計処理基準

在外子会社等の財務諸表が、各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠している場合には、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して修正しています。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。この変更による損益への影響は軽微です。

2) 消費税等にかかわる会計処理方法

税抜方式によっています。

3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年から20年の定額法により償却を行い、負ののれんは、2年間で均等償却を行っています。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっています。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 254,966百万円
 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは以下のとおりです。

科目	金額(百万円)
投資有価証券(株式)	342
投資その他の資産「その他」 (出資金)	430

3 株券等貸借取引

投資有価証券には貸付有価証券1,158百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として906百万円計上しています。

- 4 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金2,954百万円、再評価に係る繰延税金負債2,027百万円を計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法」によっています。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,656百万円

5 偶発債務

債務保証契約

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	1,091	住宅資金借入金等
JVC Europe Limited	1,869	賃借保証による債務
JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	315	リースによる債務
傑偉世貿易(上海) 有限公司	79	借入による債務
Alphana Technology (Thailand) Co., Ltd.	282	借入による債務
計	3,638	-

輸出為替手形割引高

33百万円

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

受取手形の流動化を実施しています。この手形流動化にともなう遡及義務は429百万円です。

その他

当社グループの上海建伍電子有限公司は平成10年12月期から平成19年12月期の10会計期間におけるケンウッドとの取引に関し中国税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けていますが、調査の最終的な結果は得ていません。現時点において、その調査により生ずるかも知れない影響額を合理的に見積もることは困難です。従って、当該事象による影響は当連結財務諸表には反映していません。

6 財務制限条項

当社の子会社であるピクター及びケンウッドは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とローン契約等を締結しており、それぞれについて財務制限条項が付されています。契約及び財務制限条項の内容は以下のとおりです。

シンジケートローンによるコミットメントライン契約（ピクター）

当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。

コミットメントラインの総額	24,500百万円
借入実行残高	13,930
未実行残高	10,570

上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。

- ・平成21年3月決算期末におけるピクターの連結株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）の合計金額を970億円以上に維持すること。
- ・平成22年3月決算期に係る第1四半期会計期間の末日におけるピクターの連結株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）の合計金額を900億円以上に維持すること。

コミットメントライン契約（ピクター）

当連結会計年度末における借入実行残高は以下のとおりです。

コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	1,000
未実行残高	-

上記の契約には、下記の財務制限条項が付されています。

- ・平成20年3月期以降の各決算期末及び第2四半期の末日におけるピクターの連結貸借対照表における株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）の合計金額を1,000億円以上に維持すること。

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

リボルピング・ローン契約（ケンウッド）

当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりです。

リボルピング・ローン契約の 借入枠	19,500百万円
借入実行残高	10,817
未実行残高	8,682

ターム・ローン契約（ケンウッド）

借入実行残高 21,900百万円

上記の契約には、主に下記の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期及び第2四半期の末日におけるケンウッドの連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期末の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日におけるケンウッドの連結有利子負債（長期借入金、短期借入金、社債、及び手形割引）の金額を800億円以下にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期におけるケンウッドの連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。
- ・当社について各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。

ターム・ローン契約（ケンウッド）

借入実行残高 20,000百万円

上記の契約には、主に下記の財務制限条項が付されています。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日におけるケンウッドの連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期末の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日におけるケンウッドの連結有利子負債（長期借入金、短期借入金、社債、及び手形割引）の金額を800億円以下にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期におけるケンウッドの連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度
（自平成20年4月1日
至平成21年3月31日）

- 1 期末たな卸高は収益性の低下にともなう簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損の前連結会計年度洗替後の戻入額が、売上原価に含まれています。
872百万円
- 2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりです。
- | | |
|----------------|------------|
| (1) 宣伝販促費 | 22,354 百万円 |
| (2) 貸倒引当金繰入額 | 187 |
| (3) 製品保証引当金繰入額 | 3,452 |
| (4) 人件費 | 42,549 |
| (5) 運送費 | 10,448 |
- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、15,956百万円です。
- 4 固定資産売却益の内訳は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物 | 111 百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 189 |
| 工具・器具及び備品 | 40 |
| 土地 | 959 |
| 無形固定資産 | 22 |
| 合計 | 1,323 |
- 5 固定資産売却損の内訳は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物 | 291 百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 317 |
| 工具、器具及び備品 | 48 |
| 土地 | 2,675 |
| 合計 | 3,332 |
- 6 固定資産除却損の内訳は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 15 百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 147 |
| 工具、器具及び備品 | 63 |
| 無形固定資産 | 433 |
| リース資産 | 1 |
| 合計 | 661 |
- 7 減損損失

当社の連結子会社において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	場所	用途	種類	金額 (百万円)
（１）フロントプロジェクター事業				
連結子会社 (ビクター)	神奈川県 横須賀市 他	事業用資産	建物及び構築物	558
			機械装置	502
			工具、器具及び備品	84
			金型	315
			無形固定資産	37
			リース資産	3
フロントプロジェクター事業 減損損失 計				1,502
（２）ディスプレイ事業				
連結子会社 (ビクター)	神奈川県 横浜市	事業用資産	機械装置	58
			工具、器具及び備品	144
			金型	1,564
			無形固定資産	33
			リース資産	8
ディスプレイ事業 減損損失 計				1,809

当連結会計年度
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

会社	場所	用途	種類	金額 (百万円)
(3) ホームエレクトロニクス事業				
連結子会社 (ケンウッド)	東京都 八王子市 他	事業用資産	建物及び構築物	15
			機械装置	70
			運搬具	7
			工具、器具及び備品	98
			無形固定資産	19
			リース資産	2
ホームエレクトロニクス事業 減損損失 計				214
連結子会社 減損損失 計				3,526
減損損失 合計				3,526

(減損損失の認識に至った経緯)

(1) フロントプロジェクター事業

消費の低迷による売上の伸び悩みが、開発コスト負担を増加する要因となり、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しました。

(2) ディスプレイ事業

国内向け販売の絞込み、欧州清算のEMS化等の事業構造改革を進めてきたものの、市場環境等が予想以上に悪化したことにより将来キャッシュ・フローの回復が見込まれず、当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しました。

(3) ホームエレクトロニクス事業

消費の低迷による売上の伸び悩みが、収益を圧迫する要因となり、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しました。

(資産のグルーピングの方法)

事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎としつつ、収支把握単位・経営管理単位を勘案しグルーピングを行っています。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

(回収可能額の算定方法)

遊休資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。事業用資産については、合理的に算定した正味売却価額もしくは使用価値により測定していますが、当連結会計年度においては、回収可能価額を零として評価しています。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	367,524	1,090,002	367,524	1,090,002
合計	367,524	1,090,002	367,524	1,090,002
自己株式				
普通株式(注)2	651	123,183	719	123,115
合計	651	123,183	719	123,115

(注)1. 発行済株式の増加1,090,002千株は、株式移転による当社株式の増加、減少367,524千株は、株式移転による(株)ケンウッド株式の減少です。

(注)2. 自己株式の増加123,183千株は、主として株式移転による(株)ケンウッド保有の当社株式の増加、減少719千株は、(株)ケンウッドの自己株式消却によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(株)ケンウッド

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	733百万円	2円	平成20年3月31日	平成20年6月3日
平成20年9月30日 取締役会	普通株式	733百万円	2円	平成20年9月30日	平成20年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	52,417 百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	24 百万円
現金及び現金同等物	52,393 百万円
2 株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却により連結子会社でなくなったピクチャーアドバンスメディア㈱の連結除外時の資産及び負債の内訳並びに同社株式売却による支出との関係は以下のとおりです。	
流動資産	5,114 百万円
固定資産	63 百万円
流動負債	4,818 百万円
固定負債	6 百万円
持分法による投資評価額	153 百万円
ピクチャーアドバンスメディア㈱ 株式売却価額	200 百万円
ピクチャーアドバンスメディア㈱ 現金及び現金同等物	1,418 百万円
差引：売却による支出	1,218 百万円
3 株式移転による共同持株会社の設立により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式移転により新たに連結子会社となったピクチャーから引き継いだ現金及び現金同等物は32,358百万円であり、引き継いだ現金及び現金同等物以外の資産及び負債等の主な内訳は以下のとおりです。	
流動資産	168,975 百万円
固定資産	119,508 百万円
資産合計	288,484 百万円
流動負債	176,621 百万円
固定負債	41,595 百万円
負ののれん	3,244 百万円
負債合計	221,461 百万円
少数株主持分	2,022 百万円
なお上記の他に、株式移転により持分法適用関連会社から新たに連結子会社となったJ&Kテクノロジーズ㈱から引き継いだ現金及び現金同等物401百万円があり、合わせて32,760百万円となります。	

（リース取引関係）

当連結会計年度
（自平成20年4月1日
至平成21年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、ホストコンピューター、サーバーです。

無形固定資産

主として、ソフトウェアです。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「4.(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」
に記載しています。

なお、ケンウッド及びその国内子会社の所有権移転外
ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が
平成20年3月31日以前のリース取引については通常の
賃貸借取引によっており、その内容は以下のとおりで
す。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当
額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	百万円
機械装置及び運搬具 取得価額相当額	3
減価償却累計額相当額	2
減損損失累計額相当額	-
期末残高相当額	0

(2)未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	0百万円
1年超	-
合計	0

リース資産減損勘定期末残高 -百万円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償
却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	3百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-
減価償却費相当額	2
支払利息相当額	0
減損損失	-

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法によっています。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差
額を利息相当額とし、各期への配分方法については、
利息法によっています。

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年以内	582百万円
1年超	947
合計	1,529

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	16	22	6
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	16	22	6
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,855	2,094	760
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,855	2,094	760
合計		2,871	2,116	754

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
1,196	372	2

3. 時価のない有価証券の主な内容

	当連結会計年度(平成21年3月31日)	
	連結貸借対照表計上額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	2,004	
非上場外国債券	4	

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(1) 取引の内容

当社グループは、先物為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を行っています。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当社グループは、輸出入取引等により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ適切な利益管理を行う目的から、先物為替予約取引及び通貨オプション取引を行っています。また、金融債務に係る将来の市場金利の変動リスクを回避するため、変動金利での調達分を対象に金利スワップ及び金利キャップ取引を行っています。なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っていますが、投機目的でのデリバティブの使用は行っておりません。

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理、金利スワップ及び金利キャップが特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっています。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約及び 通貨オプション	外貨建債権債務及び 外貨建予定取引
金利スワップ	借入利息及び社債利息
金利キャップ	社債利息

3) ヘッジ方針

輸出入取引等により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ適切な利益管理を行う目的から、先物為替予約及び通貨オプション取引を行い為替変動リスクをヘッジしています。また、借入金及び社債に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ及び金利キャップ取引を行いヘッジを行っています。

4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(3) 取引に係るリスクの内容

当社グループが利用している先物為替予約取引及び通貨オプション取引は、為替相場の変動によるリスクを有し、また金利スワップ取引及び金利キャップ取引は市場金利の変動によるリスクを有していますが、取引の契約先はいずれも大手金融機関であるため契約不履行によるリスクはほとんど無いと認識しています。

当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
(4)取引に係るリスクの管理体制 当社グループはデリバティブ取引に関して取引権限等を定めた取引規定を設け、取引の実行はグループ会社の財務担当部門及び同部門担当役員の指名した者が行っています。取引については、担当役員の承認ないし担当役員への報告が都度行われています。
(5)定量的情報の補足説明 「取引の時価等に関する事項」における「契約額等」は、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクの大きさを表すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 通貨関連

区分	種類	当連結会計年度末（平成21年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	638	-	582	56
	ユーロ	3,388	-	3,525	136
	英ポンド	196	-	207	11
	カナダドル	242	-	246	4
	オーストラリアドル	158	-	168	10
	香港ドル	430	-	430	0
	買建				
シンガポールドル	643	-	654	10	
	合 計	-	-	-	93

(注) 1 時価は連結会計年度末日現在の先物為替相場を使用して算出しています。

2 ヘッジ会計が適用されているもの及び振当処理されているものは開示の対象から除いています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度の他、確定拠出型制度を設けています。

2. 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	121,706
(2) 年金資産(百万円)	88,344
(3) 未積立退職給付債務(百万円)	33,361
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	2,698
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	14,538
(6) 未認識過去勤務債務(百万円)	18
(7) 連結貸借対照表計上額純額(百万円)	16,143
(8) 前払年金費用(百万円)	1,279
(9) 退職給付引当金(百万円)	17,422

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を適用しています。

また、総合設立型厚生年金基金制度を採用している連結子会社の年金資産の額は、当連結会計年度末において456百万円であり、上記年金資産には含まれておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	2,742
(2) 利息費用(百万円)	1,804
(3) 期待運用収益(百万円)	1,807
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	451
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	477
(6) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	14
(7) 退職給付費用(百万円)	3,653

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に含めています。

2. 上記退職給付費用以外に割増退職金として、特別損失の「雇用構造改革費用」に1,382百万円を計上しています。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%～2.7%
(3) 期待運用収益率	3.0%～3.5%
(4) 過去勤務債務の処理年数	5年～10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生の翌期から費用処理しています。）
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年

（企業結合等関係）

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（パーチェス法の適用）

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

日本ビクター株式会社

オーディオ、ビジュアル、コンピュータ関連の民生用・業務用機器、並びに磁気テープ、ディスクなどの研究・開発、製造、販売

(2) 企業結合を行った主な理由

近年のコンシューマーエレクトロニクス業界は、デジタル化の進展にともなって、企業の設備投資やソフト開発負担が増加する一方、汎用部品による商品化が容易になり商品の差別化が難しくなったことから韓国・台湾・中国などのメーカーが台頭し、世界市場でシェア競争と価格競争が激化しています。さらにAV業界ではIT業界からの参入などもあり、市場競争が一層熾烈なものとなっています。ビクター及びケンウッドは、このような厳しい競争環境を勝ち残り、企業価値の拡大・創造を図るためには日本のAV専門メーカーの再編が不可欠だと考えたためです。

(3) 企業結合日

平成20年10月1日

(4) 企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

株式移転 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社

(5) 取得した議決権比率

100%

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成20年10月1日から平成21年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	当社普通株式及び現金	96,835百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	523百万円
取得原価		97,359百万円

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び移転比率

ビクターの普通株式1株に対して当社の普通株式2株を、ケンウッドの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付しました。

(2) 移転比率の算定方法

ビクターはUBS証券会社、ケンウッドはGCAサヴィアン株式会社をそれぞれ第三者機関として選定して株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに両社間で協議の上、決定しました。

(3) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 723,196,886株

評価額 96,835百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 負ののれん金額 3,244百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価は、当該株式移転に関する合意の発表前5日間の株価を基礎にして算定しており、企業結合日の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれんとして認識しています。

(3) 償却の方法及び償却期間

2年間で均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその内訳

流動資産	201,334 百万円
固定資産	119,508 百万円
資産合計	320,843 百万円
流動負債	176,621 百万円
固定負債	41,595 百万円
負ののれん	3,244 百万円
負債合計	221,461 百万円
少数株主持分	2,022 百万円

7. 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	239,748 百万円
営業利益	2,676 百万円
経常損失	514 百万円
当期純損失	5,918 百万円

上記概算影響額は、被取得企業であるビクターの平成20年4月1日から9月30日までの連結損益計算書の金額に、負ののれんの償却額の調整等を行い算出しました。

なお、上記概算額につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

日本ビクター株式会社

カーエレクトロニクス事業の一部及びカーエレクトロニクス事業関連の開発・生産子会社2社の株式株式会社ケンウッド

カーエレクトロニクス事業の一部及びカーエレクトロニクス事業関連の開発・生産子会社4社の株式

(2) 企業結合の法的形式

当社の連結子会社であるビクター及びケンウッドを分割会社、当社の連結子会社であるJ&Kテクノロジーズ株式会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 結合後企業の名称

J&Kテクノロジーズ株式会社(当社の連結子会社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

ビクター及びケンウッドの共通事業であり、もっとも大きなシナジー効果が見込めるカーエレクトロニクス事業に関して、売上拡大・コストダウンの両面からシナジー効果の早期最大化を図るため、両社のカーエレクトロニクス事業・資産をJ&Kテクノロジーズ株式会社に集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位:百万円)	
(繰延税金資産)	
減価償却費	8,951
パーチェス法適用にともなう時価評価差額	4,888
退職給付引当金	4,260
たな卸資産評価減	3,839
繰越欠損金	57,015
その他	13,633
繰延税金資産小計	92,589
評価性引当額	81,052
繰延税金資産合計	11,536
(繰延税金負債)	
前払年金費用	3,375
パーチェス法適用にともなう時価評価差額	13,174
その他	679
繰延税金負債合計	17,228
差引:繰延税金負債の純額	5,692
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。	
流動資産 - その他	1,903
固定資産 - その他	1,006
流動負債 - その他	113
固定負債 - 繰延税金負債	8,489
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税金等調整前当期純損失のため注記を省略しています。	

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	カーエレクトロニクス 事業 (百万円)	ホーム&モバイルエレクトロ ニクス事業 (百万円)	業務用 システム 事業 (百万円)	エンタテインメント 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,237	103,885	78,758	30,616	4,274	309,771		309,771
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,056	3,342			120	4,519	(4,519)	
計	93,293	107,227	78,758	30,616	4,395	314,291	(4,519)	309,771
営業費用	97,475	107,152	74,205	30,583	4,766	314,184	(4,519)	309,664
営業利益又は営業損失 ()	4,182	74	4,552	33	370	107		107
・資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出								
資産	80,411	124,321	59,712	45,018	22,604	332,068	22,584	354,652
減価償却費	5,356	5,245	2,487	1,112	1,229	15,430		15,430
減損損失		3,526				3,526		3,526
資本的支出	4,622	4,498	2,428	1,692	2,364	15,605		15,605

(注) 1. 事業区分は、当社グループの社内管理区分を基に製品、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しています。

2. 各事業区分に属する主要な製品の名称は以下のとおりです。

事業区分	主要製品
カーエレクトロニクス 事業	カーオーディオ、カーAVシステム、カーナビゲーションシステム
ホーム&モバイルエレクトロ ニクス事業	ビデオカメラ、液晶テレビ、プロジェクター、ピュアオーディオ、セットステレオ、 ポータブルオーディオ、AVアクセサリ
業務用システム事業	業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用ビデオ機器、業務用オーディオ機器、 業務用ディスプレイ
エンタテインメント事業	オーディオ・ビデオソフトなどの企画・製作・販売、 CD、DVD(パッケージソフト)の製造、パッケージソフトなどの物流業務
その他事業	光ピックアップ、非接触移動体識別システム、気象衛星データ受信システム、 他電子機器等、記録メディア、インテリア家具他

3. 当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は22,584百万円で、その主なものは、当社、ピク
ター、及びケンウッドでの現金預金及び長期投資資産（投資有価証券）です。

5. 会計処理の方法の変更

たな卸資産の評価の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価
基準及び評価方法 3) たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変
更しています。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度のカーエレクトロニクス事業及びその他事業
の営業損失は、それぞれ507百万円、6百万円増加し、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業及び業務用シ
ステム事業の営業利益は、それぞれ75百万円、144百万円減少しています。

製品保証引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の
計上基準 2) 製品保証引当金」（追加情報）に記載のとおり、製品の無償保証期間中の修理費用については、
在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的
重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度よ
り、過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度のカーエレクトロニクス事業の営業損失は25百万円減少し、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業の営業利益は4百万円増加し、業務用システム事業の営業利益は5百万円減少しています。

（追加情報）

平成20年10月1日のビクターとケンウッドの経営統合により、事業の種類別セグメントの再編が行われ、ケンウッドに従来なかった「エンタテインメント事業」が新設されました。また、ケンウッドの「コミュニケーションズ事業」は、ビクターの「産業用機器事業」と統合され、「業務用システム事業」に再編されました。また、ケンウッドの「ホームエレクトロニクス事業」は、ビクターの「民生用機器事業」のうち関連する事業と統合され、「ホーム&モバイルエレクトロニクス事業」に再編されました。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	113,352	87,615	71,116	35,262	2,424	309,771		309,771
(2) セグメント間の内部売上高	127,018	127	1,954	78,803	24	207,928	(207,928)	
計	240,370	87,743	73,070	114,066	2,448	517,700	(207,928)	309,771
営業費用	246,284	86,993	73,423	111,620	2,460	520,782	(211,117)	309,664
営業利益又は営業損失 ()	5,913	749	352	2,446	11	3,081	3,189	107
・資産	295,349	64,717	51,717	68,068	1,054	480,907	(126,254)	354,652

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
- (2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
- (3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
- (4) その他の地域 オーストラリア

3．所在地別セグメント情報は、当社及び連結子会社の売上高・営業利益等を、当社及び連結子会社が所在する国又は地域ごとに区分し表示したものです。

4．当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

5．資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は22,584百万円で、その主なものは、当社、ビクター、及びケンウッドでの現金預金及び長期投資資産（投資有価証券）です。

6．会計処理の方法の変更

たな卸資産の評価の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 3) たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しています。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度は、日本及び欧州の営業損失がそれぞれ356百万円、31百万円増加し、米州及びアジアの営業利益がそれぞれ240百万円、106百万円減少しています。

製品保証引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 2) 製品保証引当金」（追加情報）に記載のとおり、製品の無償保証期間中の修理費用については、在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より、過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の日本の営業損失は、24百万円減少しています。

【海外売上高】

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	米州	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高(百万円)	89,534	72,417	38,319	7,360	207,631
・連結売上高(百万円)					309,771
・海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	28.9	23.4	12.4	2.4	67.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1)米州 アメリカ、カナダ、パナマ

(2)欧州 ドイツ、フランス、イギリス

(3)アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦

(4)その他の地域 オーストラリア、アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高（ただし、連結会社間の内部売上高は除く）を、販売先の国又は地域ごとに区分し表示したものです。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	86円 60銭
1株当たり当期純損失金額()	28円 22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純損失()(百万円)	18,795
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	18,795
期中平均株式数(千株)	666,053

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	85,579
純資産の部の合計から控除する金額(百万円)	1,843
(うち少数株主持分)	(1,843)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	83,735
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	966,886

（重要な後発事象）

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．重要な子会社の清算決議について

当社は、平成21年4月28日の取締役会において、ビクターの子会社である北京JVC電子産業有限公司（以下「北京JVC」）の清算を決議しました。

(1) 当該子会社の概要

商号：北京JVC電子産業有限公司

所在地：中国北京市天竺空港工業区天柱路26号

代表者：総経理 平岡 康司

事業内容：民生用機器の製造・販売

設立年月：1993年7月

資本金：227,907千人民元（約3,350百万円）

決算期：12月

主要株主：日本ビクター株式会社（73.4%）、傑偉世（中国）投資有限公司（26.6%）

(2) 清算決定の理由

中国（北京）生産の優位性、及び将来性を勘案した結果、当該子会社を清算することとしました。

(3) 清算の日程

平成21年 北京JVC董事会・株主総会決議（予定）

平成22年 清算終了（予定）

(4) 連結財務諸表へ与える影響等

当該事象にともなう損失の内、将来の発生金額が合理的に見積れるものについては、平成21年3月期の連結財務諸表に織り込まれています。今後清算にともなう事務費用が発生するものと見込まれますが、連結財務諸表へ与える影響は僅少と考えています。

2．社債の買入償還について

当社は、平成21年5月29日の取締役会において、ビクター発行の無担保社債の一部買入償還を決議し、平成21年6月5日に同償還を実施しました。

(1) 償還の理由

社債権者の一部より償還の依頼があり、期限前償還の実施による支払利息減少のメリット等を総合的に勘案した結果、社債の一部買入償還を実施しました。

(2) 償還した社債の種類、銘柄、償還額

償還銘柄 日本ビクター株式会社第6回無担保社債

償還額 3,000百万円（額面金額の100%）

(3) 償還の方法、償還の時期

償還の方法 買入償還

償還の時期 平成21年6月5日

(4) 償還のための資金調達の方法

自己資金より充当

(5) 社債の減少による支払利息の減少見込額

支払利息は減少しますが、損益に与える影響は軽微です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本ビクター㈱	第6回無担保社債	平成18年 9月14日	20,000 (20,000)	年2.00	無担保社債	平成21年 9月14日
日本ビクター㈱	第7回無担保社債	平成19年 8月2日	12,000	年2.66	無担保社債	平成24年 8月2日
日本ビクター㈱	第8回無担保変動利付 社債	平成19年 8月2日	8,000	年0.85 (注)2	無担保社債	平成24年 8月2日
日本ビクター㈱	第9回無担保社債	平成19年 9月28日	1,560 (960)	年2.12	無担保社債	平成22年 9月28日
合計	-	-	41,560 (20,960)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は1年内償還予定額の金額です。

2. 変動金利6ヶ月ユーロ円LIBOR+年1.00%

利率0.85%の計算期間は、平成21年2月3日～平成21年8月3日です。

3. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりです。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20,960	600	-	20,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	71,101	2.24	-
1年以内に返済予定の長期借入金	20,000	1.50	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,502	5.91	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,709	6.07	平成22年4月30日～平成28年9月30日
その他有利子負債 預り金(流動負債「その他」に含まれる。)	2,802	0.93	-
合計	97,116	-	-

(注) 1. 「平均利率」については期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年毎の返済予定総額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	968	412	241	66

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第3四半期	第4四半期
	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	126,290	103,391
税金等調整前四半期純損失 金額(百万円)	2,002	15,063
四半期純損失金額 (百万円)	3,412	15,458
1株当たり四半期純損失金 額(円)	3.53	15.99

(注) 当社は、平成20年10月1日に設立されたため、第1四半期及び第2四半期には四半期報告書を提出していません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

		当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		249
前払費用		8
未収入金	2	485
流動資産合計		743
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）		9
車両運搬具（純額）		5
工具、器具及び備品（純額）		7
有形固定資産合計	1	22
無形固定資産		
ソフトウェア		35
無形固定資産合計		35
投資その他の資産		
関係会社株式		133,665
投資その他の資産合計		133,665
固定資産合計		133,723
資産合計		134,467
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金		367
リース債務		2
未払金	2	794
未払費用	2	684
未払法人税等		10
その他		159
流動負債合計		2,019
固定負債		
関係会社長期借入金		22,000
リース債務		11
固定負債合計		22,011
負債合計		24,030

(単位:百万円)

当事業年度 (平成21年3月31日)	
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	
資本準備金	10,000
その他資本剰余金	112,166
資本剰余金合計	122,166
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,468
利益剰余金合計	1,468
自己株式	20,261
株主資本合計	110,436
純資産合計	110,436
負債純資産合計	134,467

【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益	1	3,983
営業費用	1, 2, 3	3,857
営業利益		125
営業外収益		0
営業外費用		
支払利息	1	15
統合関連費用		550
営業外費用合計		565
経常損失()		438
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	4	1,131
特別損失合計		1,131
税引前当期純損失()		1,570
法人税、住民税及び事業税		101
法人税等合計		101
当期純損失()		1,468

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	10,000
当期変動額合計	10,000
当期末残高	10,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	10,000
当期変動額合計	10,000
当期末残高	10,000
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	112,166
当期変動額合計	112,166
当期末残高	112,166
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
当期純損失()	1,468
当期変動額合計	1,468
当期末残高	1,468
自己株式	
前期末残高	-
当期変動額	
自己株式の取得	20,261
当期変動額合計	20,261
当期末残高	20,261
株主資本合計	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	132,166
当期純損失()	1,468
自己株式の取得	20,261

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
当期変動額合計	110,436
当期末残高	110,436
純資産合計	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	132,166
当期純損失()	1,468
自己株式の取得	20,261
当期変動額合計	110,436
当期末残高	110,436

【重要な会計方針】

当事業年度
(自 平成20年10月1日
至 平成21年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法によっています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

機械及び装置	2～7年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～9年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては社内における使用可能期間（2年から5年）に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等にかかる会計処理
税抜方式によっています。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	8百万円
2 関係会社に係る注記	
区分掲記したもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりです。	
未収入金	471百万円
未払金	691百万円
未払費用	339百万円

（損益計算書関係）

当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
1 関係会社に係る注記	
各科目に含まれている関係会社との取引は以下のとおりです。	
営業収益	3,983百万円
営業費用	300百万円
支払利息	15百万円
2 営業費用のうち、主要な費目及び金額は以下のとおりです。	
人件費	3,256百万円
支払手数料	406百万円
3 営業費用に含まれる研究開発費は、720百万円です。	
4 ケンウッドが保有していた当社株式を現物配当により当社へ移管し自己株式とした結果、当社が受け入れた自己株式の帳簿価額と、保有していたケンウッド株式の帳簿価額のうち、受け入れた資産と引き換えられたとみなされる額との差額である1,131百万円を抱合せ株式消滅差損として特別損失に計上しました。	

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自平成20年10月1日至平成21年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)		123,115		123,115
合計		123,115		123,115

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加123,115千株のうち、123,078千株は(株)ケンウッドからの現物配当による増加、37千株は単元未満株式の買取による増加です。

（リース取引関係）

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 車両運搬具です。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアです。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

（有価証券関係）

当事業年度（平成21年3月31日）における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（税効果会計関係）

当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> (繰延税金資産) 繰越欠損金 5,984 その他 134 繰延税金資産小計 6,119 評価性引当額 6,119 繰延税金資産合計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため記載を省略しています。

（1株当たり情報）

当事業年度 （自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	114円22銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	1円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当事業年度 （自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）
当期純損失（ ）（百万円）	1,468
普通株主に帰属しない金額（百万円）	
普通株式に係る当期純損失（ ）（百万円）	1,468
期中平均株式数（千株）	1,083,893

（注）2．1株当たり当期純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当事業年度末 （平成21年3月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	110,436
純資産の部の合計から控除する金額（百万円）	
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	110,436
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（千株）	966,886

（企業結合等関係）

当事業年度（自平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

連結財務諸表注記に同一の内容が記載されているため、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
機械及び装置		12		12	3	3	9
車両運搬具		7		7	1	1	5
工具、器具及び備品		10		10	3	3	7
有形固定資産計		30		30	8	8	22
無形固定資産							
ソフトウェア		41		41	6	6	35
無形固定資産計		41		41	6	6	35

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

項目	金額(百万円)
預金	
当座預金	225
普通預金	24
その他	0
計	249

固定資産

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
日本ビクター(株)	97,359
(株)ケンウッド	35,939
ビクター興産(株)	277
(株)ケンウッド・アドミ	89
計	133,665

固定負債

関係会社長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)ケンウッド	22,000
計	22,000

(3)【その他】

株式移転により当社の完全子会社となった日本ビクター株式会社及び株式会社ケンウッドの最近2連結会計年度に係る連結財務諸表は、以下のとおりです。

（日本ビクター株式会社）

（１）連結財務諸表

連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
[資産の部]						
流動資産						
1. 現金及び預金		43,434		35,285		
2. 受取手形及び売掛金		82,404		62,012		
3. たな卸資産		78,467		-		
4. 商品及び製品		-		35,720		
5. 仕掛品		-		5,029		
6. 原材料及び貯蔵品		-		11,650		
7. 繰延税金資産		2,896		1,367		
8. その他		16,628		13,304		
9. 貸倒引当金		2,939		2,459		
流動資産合計		220,890	70.1	161,910	62.8	
固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物		84,050		79,524		
減価償却累計額		62,693	21,357	60,613	18,910	
(2) 機械装置及び運搬具		82,582		73,466		
減価償却累計額		73,407	9,175	65,918	7,548	
(3) 工具・器具及び備品		123,798		117,935		
減価償却累計額		115,946	7,851	108,483	9,451	
(4) 土地			22,586		20,188	
(5) 建設仮勘定			3,335		4,172	
有形固定資産合計			64,307		60,271	23.4
2. 無形固定資産						
(1) 施設利用権他			3,980		7,849	
無形固定資産合計			3,980		7,849	3.0
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券(純額)	1.3.4		3,402		2,014	
(2) 長期貸付金			648		1,088	
(3) 長期前払費用			3,894		2,702	
(4) 前払年金費用			11,983		16,327	
(5) 繰延税金資産			1,158		814	
(6) その他	3		4,662		5,135	
(7) 貸倒引当金			706		686	
投資その他の資産合計			25,043		27,397	10.6
固定資産合計			93,331		95,519	37.0
繰延資産						
1. 社債発行費			636		463	
2. 株式交付費			145		83	
繰延資産合計			781		547	0.2
資産合計			315,003		257,977	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
[負債の部]					
流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		48,910		25,645	
2. 短期借入金		27,045		37,480	
3. 一年内返済予定長期借入金		80		-	
4. 一年内償還予定社債		960		20,960	
5. 未払費用	2	56,385		41,307	
6. 未払法人税等		1,859		901	
7. 繰延税金負債		205		95	
8. 製品保証引当金		4,236		2,508	
9. 返品調整引当金		1,554		1,401	
10. その他	4	10,222		12,281	
流動負債合計		151,460	48.1	142,581	55.3
固定負債					
1. 社債		41,560		20,600	
2. 退職給付引当金		5,506		4,512	
3. 役員退職慰労引当金		269		202	
4. 繰延税金負債		357		207	
5. その他		1,723		1,728	
固定負債合計		49,416	15.7	27,250	10.5
負債合計		200,876	63.8	169,832	65.8
[純資産の部]					
株主資本					
1. 資本金		51,615	16.4	51,615	20.0
2. 資本剰余金		84,716	26.9	84,716	32.8
3. 利益剰余金		10,249	3.3	34,920	13.5
4. 自己株式		228	0.1	-	-
株主資本合計		125,853	39.9	101,411	39.3
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		424	0.1	142	0.1
2. 繰延ヘッジ損益		89	0.0	39	0.0
3. 為替換算調整勘定		14,621	4.6	20,277	7.9
評価・換算差額等合計		14,107	4.5	20,095	7.8
少数株主持分		2,380	0.8	6,828	2.7
純資産合計		114,126	36.2	88,145	34.2
負債純資産合計		315,003	100.0	257,977	100.0

連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
売上高			658,449	100.0	462,086	100.0
売上原価	1.3		436,524	66.3	308,577	66.8
売上総利益			221,924	33.7	153,508	33.2
販売費及び一般管理費	2.3		218,662	33.2	154,442	33.4
営業利益又は営業損失()			3,262	0.5	933	0.2
営業外収益						
1.受取利息		1,357			501	
2.受取配当金		472			216	
3.その他		575	2,405	0.4	911	1,628
営業外費用						
1.支払利息		4,634			2,898	
2.持分法による投資損失		147			323	
3.為替差損		2,158			955	
4.その他		6,678	13,619	2.1	6,825	11,002
経常損失()			7,951	1.2	10,307	2.2
特別利益						
1.固定資産売却益	4	11,202			9,362	
2.投資有価証券売却益		4,233			285	
3.事業譲渡精算益		-			1,122	
4.貸倒引当金戻入額		72			-	
5.その他		104	15,612	2.4	355	11,126
						2.4

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別損失							
1. 固定資産除却損	5	1,264			913		
2. 投資有価証券売却損		8			19		
3. 投資有価証券評価損		27			635		
4. 関係会社整理損		1,253			-		
5. 関係会社出資金売却損		461			-		
6. たな卸資産廃棄損		3,613			-		
7. たな卸資産評価損	6	-			2,519		
8. 過年度役員退職慰労引当金繰 入額		365			-		
9. 関係会社事業構造改善費用		2,685			-		
10. 事業構造改革費用	7	-			6,405		
11. 雇用構造改革費用	8	15,002			3,424		
12. 海外関係会社減資に伴う 為替差損		2,598			-		
13. 減損損失	9	8,715			4,387		
14. サーキット事業売却に伴う 損失		2,118			-		
15. その他		1,629	39,742	6.0	4,045	22,350	4.8
税金等調整前当期純損失 ()			32,082	4.9		21,531	4.7
法人税、住民税及び事業税		3,803			2,651		
法人税等調整額		11,674	15,477	2.4	1,785	4,436	1.0
少数株主損失()			38	0.0		1,617	0.4
当期純損失()			47,521	7.2		24,350	5.3

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	34,115	67,216	37,273	219	138,386
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	17,500	17,500			35,000
当期純利益			47,521		47,521
自己株式の取得				11	11
自己株式の処分			1	2	1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	17,500	17,500	47,523	9	12,532
平成20年3月31日 残高 (百万円)	51,615	84,716	10,249	228	125,853

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,655	766	10,967	7,545	2,946	133,786
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						35,000
当期純利益						47,521
自己株式の取得						11
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	2,231	676	3,654	6,561	565	7,126
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,231	676	3,654	6,561	565	19,659
平成20年3月31日 残高 (百万円)	424	89	14,621	14,107	2,380	114,126

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高 （百万円）	51,615	84,716	10,249	228	125,853
在外子会社の会計処理の変更 に伴う増減			310		310
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			24,350		24,350
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分			3	5	1
自己株式の消却			226	226	-
新規連結に伴う利益剰余金の増 加高			25		25
持分変動差額			195		195
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	-	-	24,360	228	24,131
平成21年3月31日 残高 （百万円）	51,615	84,716	34,920	-	101,411

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高 （百万円）	424	89	14,621	14,107	2,380	114,126
在外子会社の会計処理の変更 に伴う増減						310
連結会計年度中の変動額						
当期純利益						24,350
自己株式の取得						3
自己株式の処分						1
自己株式の消却						-
新規連結に伴う利益剰余金の増 加高						25
持分変動差額						195
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	281	50	5,655	5,987	4,447	1,539
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	281	50	5,655	5,987	4,447	25,670
平成21年3月31日 残高 （百万円）	142	39	20,277	20,095	6,828	88,145

連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(損失:)		32,082	21,531
減価償却費		22,949	15,900
退職給付引当金の増減額(減少:)		2,159	1,081
前払年金費用増減額(増加:)		11,983	4,344
貸倒引当金の増減額(減少:)		493	221
受取利息及び受取配当金		1,829	717
支払利息		4,634	2,898
持分法による投資損益(は益)		147	323
投資有価証券売却損益(は益)		4,233	285
有形固定資産売却損益(は益)		11,202	9,003
減損損失		8,715	4,387
事業構造改革費用		-	6,405
雇用構造改革費用		15,002	3,424
売上債権の増減額(増加:)		8,879	15,786
たな卸資産の増減額(増加:)		16,923	23,490
仕入債務の増減額(減少:)		8,758	25,081
未払費用の増減額(減少:)		-	10,389
その他		8,493	2,512
小計		13,000	2,550
利息及び配当金の受取額		1,829	717
利息の支払額		4,512	2,942
雇用構造改革退職加算金支払額		14,863	-
法人税等の支払額		4,677	3,448
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,222	8,224

		前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		19,374	16,179
有形固定資産の売却による収入		14,899	14,875
無形固定資産の取得による支出		-	6,520
投資有価証券の取得による支出		21	73
投資有価証券の売却による収入		4,436	330
事業譲渡による収入	2	10,292	-
連結子会社株式の追加取得による支出		505	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		293	28
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	3	-	1,218
関連会社株式取得による支出		445	-
長期前払費用の取得による支出		3,202	544
その他		2,492	1,357
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,880	10,659
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		49,635	15,168
長期借入金の返済による支出		11,364	82
社債の発行による収入		22,317	-
社債の償還による支出		10,480	960
株式貸借取引契約による収入(支出:)		2,860	370
株式の発行による収入		34,813	-
少数株主への配当金の支払額		18	-
ファイナンス・リース債務の返済		1,217	2,344
その他		75	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		18,369	11,414
現金及び現金同等物に係る換算差額		2,875	2,358
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		26,587	9,829

		前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
現金及び現金同等物の期首残高		70,022	43,434
新規連結に伴う現金及び現金同等物の 増加額	4	-	1,680
現金及び現金同等物の期末残高	1	43,434	35,285

[次へ](#)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は68社である。 連結子会社のうち国内連結子会社は16社、在外連結子会社は52社であり、うち主なものはビクターエンタテインメント(株)、JVC Americas Corp.及びJVC Europe Limitedである。 当連結会計年度において、ソフト・メディア事業部門の分社化によりビクタークリエイティブメディア(株)を設立したこと、また、モータ事業の事業分離によりJVC COMPONENTS (THAILAND) CO.,LTD.が連結除外されるに当たり、JVC COMPONENTS (THAILAND) CO.,LTD.の光ピックアップ部門を分離しJVC OPTICAL COMPONENTS (THAILAND) CO.,LTD.を設立したことにより、2社を新たに連結の範囲に含めた。 また当連結会計年度において、US JVC CORP. をJVC Americas Corp. に吸収合併したこと、JVC Austria GmbHをJVC International (Europe) GmbHに吸収合併したこと、JVC KOREA CO.,LTD.が清算終了したこと、福建JVC電子有限公司を売却したこと、また、JVC COMPONENTS (THAILAND) CO.,LTD.をモータ事業の事業分離に伴い売却したことにより、5社を連結から除外した。 以上により、連結子会社の数は当連結会計年度で3社減少している。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 ビクター興産(株) 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみてもいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数は1社である。 当連結会計年度において、株式会社ケンウッドとの共同出資によりJ&Kテクノロジー(株)が設立され、関連会社に該当することとなったため持分法適用の関連会社に含めた。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は75社である。 連結子会社のうち国内連結子会社は19社、在外連結子会社は56社であり、うち主なものはビクターエンタテインメント(株)、JVC Americas Corp.及びJVC Europe Limitedである。 当連結会計年度において、当社及び(株)ケンウッドは会社分割（簡易吸収分割）によりカーエレクトロニクス事業に関して有する権利義務の一部及び両子会社株式等の管理事業に関して有する権利義務の一部を、両社の共同出資による技術開発合弁会社であるJ&Kテクノロジー(株)に承継させた。本吸収分割に係る持分比率の変更により、J&Kテクノロジー(株)は持分法適用関連会社から連結子会社となった。また、これによりJ&Kテクノロジー(株)の子会社である(株)長野ケンウッド、Kenwood Electronics Bretagne S.A.、Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn. Bhd.、上海建伍電子有限公司を連結の範囲に含めた。JVCネットワークス(株)、JVCエンタテインメント(株)は、(株)フライングドッグの会社分割により設立したこと、000 JVC CIS () は取引の拡大が見込まれ重要性が増したこと、JVC Professional Products Canada Inc.はカナダにおける業務用商品の販売強化のため設立したことにより、9社を新たに連結の範囲に含めた。 また当連結会計年度において、光元股?有限公司を売却したこと、ビクター伊勢崎電子(株)が清算したことにより、2社を連結の範囲から除外した。 以上により、連結子会社の数は当連結会計年度で7社増加している。 社名の“000 (オーオーオー)”はLimited Liability Company を意味する。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 (株)ビデオテック 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみてもいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数は1社である。 当連結会計年度において、新規設立によりビクターアドバンストメディア(株)を持分法適用の関連会社に含めた。 また、J&Kテクノロジー(株)が当社の連結子会社になったことにより持分法の適用範囲から除外している。</p>

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社はビクター興産(株)他17社、関連会社はJVC通広北京技術中心他6社であり、これらの関係会社については持分法の適用による連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちJVC INDUSTRIAL DE MEXICO,S.A.DE C.V.、JVC DE MEXICO,S.A.DE C.V.、JVC DO BRASIL LTDA.、傑偉世(中国)投資有限公司、広州JVC電器有限公司、上海JVC電器有限公司、北京JVC電子産業有限公司及び傑偉世建興国際有限公司の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成に当たって、これらの連結子会社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法によっている。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券については、時価のあるものは連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。</p> <p>(2) デリバティブの評価基準 時価法によっている。</p> <p>(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として総平均法に基づく原価法によっている。</p> <p>(4) 固定資産の減価償却方法 イ．有形固定資産 主として資産の経済的若しくは機能的な実情を考慮して決定した耐用年数（法定耐用年数を20%～40%短縮。）に基づき、定率法によっているが、在外子会社の一部は定額法によっている。</p> <p>ロ．無形固定資産 定額法によっている。なお、販売用製品機器組込ソフトウェアについては、関連製品のライフサイクルにおける見込販売数量の動向を勘案し、製品群別見込販売可能期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっている。</p>	<p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社は㈱ビデオテック他15社、関連会社はJVC通広北京技術中心他6社であり、これらの関係会社については持分法の適用による連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちJVC INDUSTRIAL DE MEXICO,S.A.DE C.V.、JVC DE MEXICO,S.A.DE C.V.、JVC DO BRASIL LTDA.、000 JVC CIS、傑偉世(中国)投資有限公司、広州JVC電器有限公司、上海JVC電器有限公司、上海建伍電子有限公司、北京JVC電子産業有限公司及び傑偉世建興国際有限公司の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成に当たって、これらの連結子会社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法によっている。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) デリバティブの評価基準 同左</p> <p>(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品はいずれも総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。</p> <p>(4) 固定資産の減価償却の方法 イ．有形固定資産（リース資産を除く） 主として資産の経済的若しくは機能的な実情を考慮して決定した耐用年数に基づき、定率法によっているが、在外子会社の一部は定額法によっている。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物及び構築物 2～50年 機械装置及び運搬具 2～10年 工具器具備品 1～10年</p> <p>ロ．無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>ハ．リース資産</p> <p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>イ．社債発行費 社債発行期間にわたって均等償却している。</p> <p>ロ．株式交付費 3年間で定額法により償却している。</p> <p>(6) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ．貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>ロ．投資評価引当金 市場価格のない非連結子会社及び非持分法適用会社等に係る株式を対象とし、当該株式の実質価額の低下額を基礎として設定している。なお、連結貸借対照表上は、投資有価証券に含まれる株式から当該引当金を控除して表示している。</p> <p>ハ．製品保証引当金 販売製品にかかわる一定期間内の無償サービスを対象とし、無償サービス実績率に基づいて算定した金額をもって設定している。</p> <p>ニ．返品調整引当金 コンパクトディスク、音楽テープ及びビデオディスク等の販売製品の返品実績率等に基づいて設定した返品損失見込額をもって設定している。</p> <p>ホ．退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期間末において発生していると認められる金額を計上している。 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。過去勤務債務の額は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によっている。</p> <p>ヘ．役員退職慰労引当金 役員の退任時に支出が予測される役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支払見込額を計上している。</p>	<p>ハ．リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>イ．社債発行費 同左</p> <p>ロ．株式交付費 同左</p> <p>(6) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ．貸倒引当金 同左</p> <p>ロ．投資評価引当金 同左</p> <p>ハ．製品保証引当金 同左</p> <p>ニ．返品調整引当金 同左</p> <p>ホ．退職給付引当金 同左</p> <p>ヘ．役員退職慰労引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)												
<p>(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。</p> <p>(8) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(9) 重要なヘッジ会計の方法 1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。</p> <p>2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" data-bbox="220 1003 715 1176"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約及び通貨オプション</td> <td>外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>社債利息</td> </tr> <tr> <td>金利キャップ</td> <td>社債利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしている。為替予約及び通貨オプションについては原則として1年を超える長期契約は行わず、実需のみの契約を行う方針である。</p> <p>4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としている。</p> <p>(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 2) 連結納税制度の適用</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっている。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約及び通貨オプション	外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引	金利スワップ	社債利息	金利キャップ	社債利息	<p>(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(8) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(9) 重要なヘッジ会計の方法 1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" data-bbox="874 1003 1225 1070"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) ヘッジ方針 同左</p> <p>4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 1) 消費税等の会計処理 同左 2) 連結納税制度の適用 当連結会計年度よりJVC・ケンウッド・ホールディングス(株)を連結納税親法人として連結納税制度を適用している。</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	同左	同左
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約及び通貨オプション	外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引												
金利スワップ	社債利息												
金利キャップ	社債利息												
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
同左	同左												

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資としている。	6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>（役員退職慰労引当金）</p> <p>役員の退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していたが、役員在任期間に亘り費用配分することが期間損益の適正化に資すると判断したこと、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第42号）が公表されたことに伴い、内規に基づく期末支給見込額を当連結会計年度より引当金として計上する方法に変更している。</p> <p>また当連結会計年度の繰入額457百万円のうち、当連結会計年度にかかる発生額92百万円は販売費及び一般管理費に計上し、過年度相当額365百万円は特別損失として計上している。</p>	<p>（棚卸資産の評価に関する会計基準）</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を当連結会計年度より適用し、評価基準については、原価法から原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）に変更している。また本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を「たな卸資産評価損」として特別損失に2,519百万円計上している。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べて、売上総利益が1,291百万円増加し、営業損失、経常損失がそれぞれ1,291百万円減少、税金等調整前当期純損失は1,228百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
	<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当連結会計年度より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更している。また所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっている。</p> <p>これによる損益への影響は軽微である。</p> <p>（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>この結果、期首の利益剰余金を310百万円減額しているが、損益への影響は軽微である。</p> <p>（販売促進費及び価格対策費の計上基準）</p> <p>これまで販売費及び一般管理費に計上していた、販売促進費や価格対策費のうち販売単価や販売数量に基づく値引きや割戻しと認められる取引については売上高から控除する方法に変更している。この変更は、株式会社ケンウッドとの経営統合に伴い、グループ内での類似する業種業態の会計処理方法の統一を図る目的で実施したものである。この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費が、25,526百万円それぞれ減少しているが、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響はない。</p> <p>なお、この変更は平成20年10月1日に実施した経営統合に伴い、下期より行ったものであるため、当中間連結会計期間は従来の方法によっている。このため、当中間連結会計期間の売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費は変更後の方法に比べて30,398百万円それぞれ多く計上されているが、営業利益、経常損失、税金等調整前中間純損失に与える影響はない。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載している。</p>

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで、営業外費用の「その他」に含めて表示していた為替差損は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「為替差損」として区分掲記している。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている為替差損は701百万円である。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた長期前払費用の取得による支出を、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「長期前払費用の取得による支出」として区分掲記している。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている長期前払費用の取得による支出は 1,159百万円である。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記している。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ57,397百万円、5,757百万円、15,312百万円である。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた未払費用の増減額を、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「未払費用の増減額（は減少）」として区分掲記している。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている未払費用の増減額は 2,726百万円である。</p> <p>前連結会計年度まで、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた無形固定資産の取得による支出を、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「無形固定資産の取得による支出」として区分掲記している。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている無形固定資産の取得による支出は 3,069百万円である。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>当社の特許料収入は、原則、特許使用者から特許使用料報告書を受け取った時点で収益計上を行っている。従来、特許使用料報告書を受け取れなかった一部の特許料については、入金時に収益計上を行っていたが、特許使用料報告書を恒常的に受け取れる状況になってきたことから、当連結会計年度より、原則的方法により収益計上を行っている。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の売上高、売上総利益はそれぞれ、965百万円増加、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ、965百万円減少している。</p>

注記事項

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成20年3月31日）		当連結会計年度 （平成21年3月31日）																																											
<p>1 投資有価証券の連結貸借対照表計上額は投資評価引当金75百万円を控除後の金額である。</p> <p>2 未払法人税等に含まれている法人税及び住民税の未納付額は1,616百万円、事業税の未納付額は242百万円である。</p> <p>3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりである。</p>		<p>1 投資有価証券の連結貸借対照表計上額は投資評価引当金81百万円を控除後の金額である。</p> <p>2 未払法人税等に含まれている法人税及び住民税の未納付額は709百万円、事業税の未納付額は192百万円である。</p> <p>3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりである。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資有価証券（株式）</td> <td>611</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産「その他」 （出資金）</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額（百万円）	投資有価証券（株式）	611	投資その他の資産「その他」 （出資金）	430	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資有価証券（株式）</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産「その他」 （出資金）</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額（百万円）	投資有価証券（株式）	287	投資その他の資産「その他」 （出資金）	430																														
科目	金額（百万円）																																												
投資有価証券（株式）	611																																												
投資その他の資産「その他」 （出資金）	430																																												
科目	金額（百万円）																																												
投資有価証券（株式）	287																																												
投資その他の資産「その他」 （出資金）	430																																												
<p>4 預り担保金</p> <p>投資有価証券には貸付有価証券916百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として756百万円計上している。</p> <p>保証債務等</p> <p>(1) 債務保証契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>1,416</td> <td>住宅資金借入金等</td> </tr> <tr> <td>JVC Europe Limited</td> <td>2,642</td> <td>賃借保証による債務</td> </tr> <tr> <td>JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH</td> <td>410</td> <td>リースによる債務</td> </tr> <tr> <td>傑偉世貿易（上海） 有限公司</td> <td>80</td> <td>借入による債務</td> </tr> <tr> <td>JVC COMPONENTS (THAILAND) CO., LTD.</td> <td>2,235</td> <td>借入による債務</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,786</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>輸出為替手形割引高 71百万円</p>		被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	1,416	住宅資金借入金等	JVC Europe Limited	2,642	賃借保証による債務	JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	410	リースによる債務	傑偉世貿易（上海） 有限公司	80	借入による債務	JVC COMPONENTS (THAILAND) CO., LTD.	2,235	借入による債務	計	6,786	-	<p>4 預り担保金</p> <p>投資有価証券には貸付有価証券454百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として386百万円計上している。</p> <p>保証債務等</p> <p>(1) 債務保証契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>1,091</td> <td>住宅資金借入金等</td> </tr> <tr> <td>JVC Europe Limited</td> <td>1,869</td> <td>賃借保証による債務</td> </tr> <tr> <td>JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH</td> <td>315</td> <td>リースによる債務</td> </tr> <tr> <td>傑偉世貿易（上海） 有限公司</td> <td>79</td> <td>借入による債務</td> </tr> <tr> <td>Alphana Technology (Thailand) Co., Ltd.</td> <td>282</td> <td>借入による債務</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,638</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>輸出為替手形割引高 33百万円</p> <p>受取手形の流動化を実施している。この手形流動化に伴う遡及義務は429百万円である。</p> <p>偶発債務</p> <p>上海建伍電子有限公司は、平成10年12月期から平成19年12月期の10会計期間におけるJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社グループとの取引に関し中国税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けているが、調査の最終的な結果は得ておらず、その影響額を合理的に見積もることは困難であることから当該事象は当連結財務諸表には反映されていない。</p>		被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	1,091	住宅資金借入金等	JVC Europe Limited	1,869	賃借保証による債務	JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	315	リースによる債務	傑偉世貿易（上海） 有限公司	79	借入による債務	Alphana Technology (Thailand) Co., Ltd.	282	借入による債務	計	3,638	-
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																											
従業員	1,416	住宅資金借入金等																																											
JVC Europe Limited	2,642	賃借保証による債務																																											
JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	410	リースによる債務																																											
傑偉世貿易（上海） 有限公司	80	借入による債務																																											
JVC COMPONENTS (THAILAND) CO., LTD.	2,235	借入による債務																																											
計	6,786	-																																											
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																											
従業員	1,091	住宅資金借入金等																																											
JVC Europe Limited	1,869	賃借保証による債務																																											
JVC TECHNOLOGY CENTRE EUROPE GmbH	315	リースによる債務																																											
傑偉世貿易（上海） 有限公司	79	借入による債務																																											
Alphana Technology (Thailand) Co., Ltd.	282	借入による債務																																											
計	3,638	-																																											

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)												
<p>財務制限条項</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とシンジケートローン契約を締結している。</p> <p>シンジケートローンによるコミットメント契約</p> <p>当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりである。</p> <table data-bbox="204 398 703 488"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>9,747</td> </tr> </table> <hr/> <p>未実行残高 20,253</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月期の末日における連結貸借対照表における株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）の合計金額を1,200億円以上に維持すること。 	コミットメントラインの総額	30,000百万円	借入実行残高	9,747	<p>財務制限条項</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とシンジケートローン契約を締結している。</p> <p>シンジケートローンによるコミットメント契約</p> <p>当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりである。</p> <table data-bbox="858 398 1358 488"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>24,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>13,930</td> </tr> </table> <hr/> <p>未実行残高 10,570</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月期末日における連結株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額）を970億円以上に維持すること。 平成22年3月決算期に係る第1四半期会計期間の末日における連結株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額）を900億円以上に維持すること。 <p>コミットメントライン契約</p> <p>当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりである。</p> <table data-bbox="858 936 1358 1025"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <hr/> <p>未実行残高 -</p> <p>上記の契約には、下記の財務制限条項が付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月期以降の各決算期及び第2四半期の末日における連結貸借対照表における連結株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式の合計金額）を1,000億円以上に維持すること。 	コミットメントラインの総額	24,500百万円	借入実行残高	13,930	コミットメントラインの総額	1,000百万円	借入実行残高	1,000
コミットメントラインの総額	30,000百万円												
借入実行残高	9,747												
コミットメントラインの総額	24,500百万円												
借入実行残高	13,930												
コミットメントラインの総額	1,000百万円												
借入実行残高	1,000												

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																				
<p>1</p> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">(1) 販売促進費</td><td style="text-align: right;">43,632 百万円</td></tr> <tr><td>(2) 販売助成費</td><td style="text-align: right;">43,563</td></tr> <tr><td>(3) 運送費</td><td style="text-align: right;">17,371</td></tr> <tr><td>(4) 広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">17,317</td></tr> <tr><td>(5) 製品保証引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">4,236</td></tr> <tr><td>(6) 給与手当、賞与及び福利費</td><td style="text-align: right;">56,919</td></tr> <tr><td>(7) 減価償却費</td><td style="text-align: right;">4,021</td></tr> <tr><td>(8) 退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,325</td></tr> </table> <p>3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">一般管理費</td><td style="text-align: right;">8,561 百万円</td></tr> <tr><td>当期製造費用</td><td style="text-align: right;">24,405</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,967</td></tr> </table> <p>4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">527 百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">145</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">10,494</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,202</td></tr> </table> <p>5 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">141 百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">554</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">554</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,264</td></tr> </table> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 経営改善のための施策の一環として実施した早期退職優遇措置に伴うものである。</p>	(1) 販売促進費	43,632 百万円	(2) 販売助成費	43,563	(3) 運送費	17,371	(4) 広告宣伝費	17,317	(5) 製品保証引当金繰入額	4,236	(6) 給与手当、賞与及び福利費	56,919	(7) 減価償却費	4,021	(8) 退職給付費用	2,325	一般管理費	8,561 百万円	当期製造費用	24,405	合計	32,967	建物及び構築物	527 百万円	機械装置及び運搬具	145	工具、器具及び備品	33	土地	10,494	合計	11,202	建物及び構築物	141 百万円	機械装置及び運搬具	554	工具、器具及び備品	554	ソフトウェア	13	合計	1,264	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。</p> <p style="text-align: right;">763百万円</p> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">(1) 販売促進費</td><td style="text-align: right;">21,233 百万円</td></tr> <tr><td>(2) 販売助成費</td><td style="text-align: right;">18,178</td></tr> <tr><td>(3) 運送費</td><td style="text-align: right;">15,043</td></tr> <tr><td>(4) 広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">11,576</td></tr> <tr><td>(5) 製品保証引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">2,508</td></tr> <tr><td>(6) 給与手当、賞与及び福利費</td><td style="text-align: right;">50,558</td></tr> <tr><td>(7) 減価償却費</td><td style="text-align: right;">3,697</td></tr> <tr><td>(8) 退職給付費用</td><td style="text-align: right;">3,739</td></tr> </table> <p>3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">一般管理費</td><td style="text-align: right;">7,726 百万円</td></tr> <tr><td>当期製造費用</td><td style="text-align: right;">22,037</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,763</td></tr> </table> <p>4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1,912 百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">406</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">53</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">6,967</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">22</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,362</td></tr> </table> <p>5 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">29 百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">441</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">82</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">350</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">913</td></tr> </table> <p>6 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を当連結会計年度から適用したことに伴う、期首のたな卸資産の評価損である。</p> <p>7 事業構造改革費用の内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">記録メディア事業構造改革に伴う 1,410 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>退職加算金等</td><td></td></tr> <tr><td>国内ディスプレイ事業縮小及びそ</td><td style="text-align: right;">4,317</td></tr> <tr><td>の他事業廃止に伴う在庫関連費用</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">677</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,405</td></tr> </table> <p>8 経営改善のための施策の一環として国内で実施した早期退職優遇措置に伴うものである。</p>	(1) 販売促進費	21,233 百万円	(2) 販売助成費	18,178	(3) 運送費	15,043	(4) 広告宣伝費	11,576	(5) 製品保証引当金繰入額	2,508	(6) 給与手当、賞与及び福利費	50,558	(7) 減価償却費	3,697	(8) 退職給付費用	3,739	一般管理費	7,726 百万円	当期製造費用	22,037	合計	29,763	建物及び構築物	1,912 百万円	機械装置及び運搬具	406	工具、器具及び備品	53	土地	6,967	ソフトウェア	22	合計	9,362	建物及び構築物	29 百万円	機械装置及び運搬具	441	工具、器具及び備品	82	ソフトウェア	350	その他	11	合計	913	記録メディア事業構造改革に伴う 1,410 百万円		退職加算金等		国内ディスプレイ事業縮小及びそ	4,317	の他事業廃止に伴う在庫関連費用		その他	677	合計	6,405
(1) 販売促進費	43,632 百万円																																																																																																				
(2) 販売助成費	43,563																																																																																																				
(3) 運送費	17,371																																																																																																				
(4) 広告宣伝費	17,317																																																																																																				
(5) 製品保証引当金繰入額	4,236																																																																																																				
(6) 給与手当、賞与及び福利費	56,919																																																																																																				
(7) 減価償却費	4,021																																																																																																				
(8) 退職給付費用	2,325																																																																																																				
一般管理費	8,561 百万円																																																																																																				
当期製造費用	24,405																																																																																																				
合計	32,967																																																																																																				
建物及び構築物	527 百万円																																																																																																				
機械装置及び運搬具	145																																																																																																				
工具、器具及び備品	33																																																																																																				
土地	10,494																																																																																																				
合計	11,202																																																																																																				
建物及び構築物	141 百万円																																																																																																				
機械装置及び運搬具	554																																																																																																				
工具、器具及び備品	554																																																																																																				
ソフトウェア	13																																																																																																				
合計	1,264																																																																																																				
(1) 販売促進費	21,233 百万円																																																																																																				
(2) 販売助成費	18,178																																																																																																				
(3) 運送費	15,043																																																																																																				
(4) 広告宣伝費	11,576																																																																																																				
(5) 製品保証引当金繰入額	2,508																																																																																																				
(6) 給与手当、賞与及び福利費	50,558																																																																																																				
(7) 減価償却費	3,697																																																																																																				
(8) 退職給付費用	3,739																																																																																																				
一般管理費	7,726 百万円																																																																																																				
当期製造費用	22,037																																																																																																				
合計	29,763																																																																																																				
建物及び構築物	1,912 百万円																																																																																																				
機械装置及び運搬具	406																																																																																																				
工具、器具及び備品	53																																																																																																				
土地	6,967																																																																																																				
ソフトウェア	22																																																																																																				
合計	9,362																																																																																																				
建物及び構築物	29 百万円																																																																																																				
機械装置及び運搬具	441																																																																																																				
工具、器具及び備品	82																																																																																																				
ソフトウェア	350																																																																																																				
その他	11																																																																																																				
合計	913																																																																																																				
記録メディア事業構造改革に伴う 1,410 百万円																																																																																																					
退職加算金等																																																																																																					
国内ディスプレイ事業縮小及びそ	4,317																																																																																																				
の他事業廃止に伴う在庫関連費用																																																																																																					
その他	677																																																																																																				
合計	6,405																																																																																																				

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
9 減損損失 当社グループ（当社及び連結子会社）は以下の資産グループについて減損損失を計上している。					9 減損損失 当社グループ（当社及び連結子会社）は以下の資産グループについて減損損失を計上している。				
会社	場所	用途	種類	金額 (百万円)	会社	場所	用途	種類	金額 (百万円)
(1) D・I・L・Aリアプロジェクションテレビ事業					(1) フロントプロジェクター事業				
当社	神奈川県 横浜市	遊休資産	建物	56	当社	神奈川県 横浜市	事業用資産	建物	0
			構築物	0				機械装置	2
			機械装置	6				工具器具備品	26
			工具器具備品	12				無形固定資産	23
			金型	98				リース資産	1
			無形固定資産	1				合計	53
			合計	177					
当社	神奈川県 横須賀市	遊休資産	建物	22	当社	神奈川県 横須賀市	事業用資産	建物	558
			構築物	3				構築物	0
			機械装置	355				機械装置	500
			工具器具備品	54				工具器具備品	57
			金型	164				金型	315
			無形固定資産	0				無形固定資産	14
			リース資産	15				リース資産	2
合計	615	合計	1,448						
D・I・L・Aリアプロジェクションテレビ事業 減損損失計				793	フロントプロジェクター事業 減損損失計				1,502
(2) オーディオ事業					(2) ディスプレイ事業				
当社	群馬県 前橋市	事業用資産	構築物	8	当社	神奈川県 横浜市	事業用資産	機械装置	58
			機械装置	3				工具器具備品	144
			工具器具備品	14				金型	1,564
			金型	437				無形固定資産	33
			無形固定資産	108				リース資産	8
			リース資産	70					
オーディオ事業 減損損失計				644	ディスプレイ事業 減損損失計				1,809
(3) ディスプレイ事業					(3) ODD事業				
当社	神奈川県 横浜市	事業用資産	建物	95	当社	静岡県 藤枝市	遊休資産	機械装置	9
			機械装置	31				工具器具備品	1
			工具器具備品	38				金型	17
			金型	1,659				無形固定資産	3
			無形固定資産	41				リース資産	42
			リース資産	42				合計	42
合計	1,909								
ディスプレイ事業 減損損失計				2,405	ODD事業 減損損失計				75
(4) 記録メディア事業					(4) 連結子会社				
当社	茨城県 水戸市	事業用資産	機械装置	1,267	Guangzhou, China	遊休資産	構築物	18	
			車両運搬具	0			機械装置	391	
			工具器具備品	56			車両運搬具	0	
			金型	25			工具器具備品	35	
			無形固定資産	6			無形固定資産	2	
			リース資産	4			リース資産	111	
合計	1,361	合計	560						
記録メディア事業 減損損失計				1,361	Beijing, China 遊休資産				147
					機械装置				147
					車両運搬具				4
					工具器具備品				151
					金型				136
					合計				439
					連結子会社 減損損失計				999
					減損損失 合計				4,387

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
会社	場所	用途	種類	金額 (百万円)					
(5) DVDピックアップ事業									
当社	神奈川県 大和市	遊休資産	機械装置	548					
			金型	176					
DVDピックアップ事業 減損損失 計				724					
(6) DVD事業									
当社	神奈川県 横浜市	遊休資産	機械装置	18					
			合計	18					
当社	神奈川県 横須賀市	遊休資産	機械装置	123					
			金型	249					
			合計	373					
DVD事業 減損損失 計				392					
当社 減損損失 計				6,321					
(7) D-I L Aリアプロジェクションテレビ事業									
連結子会社	San Diego, California, U.S.A	遊休資産	機械装置	104					
			工具器具備品	127					
			金型	217					
			合計	449					
連結子会社	Tijuana, Mexico	遊休資産	構築物	49					
			機械装置	1					
			工具器具備品	11					
			合計	63					
連結子会社	Beijing, China	遊休資産	工具器具備品	12					
			金型	1					
			合計	13					
D-I L Aリアプロジェクションテレビ事業 減損損失 計				526					
(8) ディスプレイ事業									
連結子会社	群馬県 伊勢崎市	事業用資産	建物	131					
			構築物	0					
			機械装置	19					
			工具器具備品	2					
			無形固定資産	0					
合計	153								
連結子会社	East Kilbride, Scotland, U.K.	事業用資産	建物	333					
			構築物	130					
			機械装置	524					
			車両運搬具	1					
			工具器具備品	188					
			金型	518					
			無形固定資産	17					
合計	1,713								
ディスプレイ事業 減損損失 計				1,866					
連結子会社 減損損失 計				2,393					
減損損失 合計				8,715					

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(減損損失の認識に至った経緯)</p> <p>(1) D・I・L・Aリアプロジェクションテレビ事業 当社及び連結子会社は、D・I・L・Aリアプロジェクションテレビ事業用資産の稼働率の低下に伴い遊休となった固定資産に対し減損損失を計上した。</p> <p>(2) オーディオ事業 当社は、市場の急速な変化により売上が減少、収益性の回復が遅れ、当事業の将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(3) ディスプレイ事業 当社は、市場の伸張と共に売価下落が加速する中で、液晶パネルのコスト下げ止まり、開発投資コスト負担が増加するなどの要因により、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。また事業構造改革並びに生産拠点の再編により、国内と欧州の連結子会社は当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上した。</p> <p>(4) 記録メディア事業 当社は国外メーカーの低価格攻勢及び原材料価格の高騰により、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(5) DVDピックアップ事業 当社はDVDピックアップ事業における事業戦略の見直しに伴い遊休となった専用設備に対し減損損失を計上した。</p> <p>(6) DVD事業 当社はDVD事業における開発戦略の見直しに伴い遊休となった資産に対し減損損失を計上した。</p> <p>(資産のグルーピングの方法) 事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎としつつ、収支把握単位・経営管理単位を勘案しグルーピングを行っている。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としている。なお、連結子会社については、主として会計単位を基準にグルーピングを行っている。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 遊休資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上している。事業用資産については、合理的に算定した正味売却価額もしくは使用価値により測定している。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価している。</p>	<p>(減損損失の認識に至った経緯)</p> <p>(1) 当社 フロントプロジェクター事業 消費の低迷による売上の伸び悩みが、開発コスト負担を増加する要因となり、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(2) 当社 ディスプレイ事業 国内向け販売の絞込み、欧州生産のEMS化等の事業構造改革を進めてきたものの、市場環境が予想以上に悪化したことにより将来キャッシュ・フローの回復が見込まれず、当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(3) 当社 ODD事業 ODD事業の終息に伴い遊休となった専用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(4) 連結子会社 広州の生産子会社の清算決定に伴い遊休となった専用設備に対し、減損損失を計上した。また北京の生産子会社において、一部の生産品目の生産活動中止に伴い遊休となった専用設備に対し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上した。</p> <p>(資産のグルーピングの方法) 当社は、事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎としつつ、収支把握単位・経営管理単位を勘案しグルーピングを行っている。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としている。なお、連結子会社については、主として会計単位を基準にグルーピングを行っている。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 遊休資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上している。事業用資産については、合理的に算定した正味売却価額もしくは使用価値により測定しているが、当連結会計年度においては回収可能価額を零として評価している。</p>

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	254,230	107,693	-	361,923
合計	254,230	107,693	-	361,923
自己株式				
普通株式（注）2	281	35	3	314
合計	281	35	3	314

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加107,693千株は第三者割当による新株の発行による増加である。

2. 自己株式の増加35千株は単元未満株式の買取、減少3千株は単元未満株式の売却である。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

3. 配当に関する事項

該当事項はない。

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	361,923	-	324	361,598
合計	361,923	-	324	361,598
自己株式				
普通株式（注）2	314	20	334	-
合計	314	20	334	-

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の減少324千株は自己株式の消却による減少である。

2. 普通株式の自己株式の増加20千株は単元未満株式の買取、減少のうち10千株は単元未満株式の売却、324千株は自己株式の消却である。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

3. 配当に関する事項

該当事項はない。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																				
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">43,434百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">43,434</td> </tr> </table> <p>2 事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内容 モータ事業(平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">14,227百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">7,390</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">21,617</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">16,373</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">556</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">16,930</td> </tr> </table> <p>サーキット事業(平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">298百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">857</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,155</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>3</p>	現金及び預金勘定	43,434百万円	現金及び現金同等物	43,434	流動資産	14,227百万円	固定資産	7,390	資産合計	21,617	流動負債	16,373	固定負債	556	負債合計	16,930	流動資産	298百万円	固定資産	857	資産合計	1,155	流動負債	-	固定負債	-	負債合計	-	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">35,285百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">35,285</td> </tr> </table> <p>2</p> <p>3 株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却により連結子会社でなくなったビクターアドバンスメディア(株)の連結除外時の資産及び負債の内訳並びに同社株式売却による支出との関係は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">5,114百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">63</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">4,818</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>持分法による投資評価額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">153</td> </tr> <tr> <td>ビクターアドバンスメディア(株)</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>株式売却価額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ビクターアドバンスメディア(株)</td> <td style="text-align: right;">1,418</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">1,418</td> </tr> <tr> <td>差引：売却による支出</td> <td style="text-align: right;">1,218</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	35,285百万円	現金及び現金同等物	35,285	流動資産	5,114百万円	固定資産	63	流動負債	4,818	固定負債	6	持分法による投資評価額	153	ビクターアドバンスメディア(株)	200	株式売却価額	-	ビクターアドバンスメディア(株)	1,418	現金及び現金同等物	1,418	差引：売却による支出	1,218
現金及び預金勘定	43,434百万円																																																				
現金及び現金同等物	43,434																																																				
流動資産	14,227百万円																																																				
固定資産	7,390																																																				
資産合計	21,617																																																				
流動負債	16,373																																																				
固定負債	556																																																				
負債合計	16,930																																																				
流動資産	298百万円																																																				
固定資産	857																																																				
資産合計	1,155																																																				
流動負債	-																																																				
固定負債	-																																																				
負債合計	-																																																				
現金及び預金勘定	35,285百万円																																																				
現金及び現金同等物	35,285																																																				
流動資産	5,114百万円																																																				
固定資産	63																																																				
流動負債	4,818																																																				
固定負債	6																																																				
持分法による投資評価額	153																																																				
ビクターアドバンスメディア(株)	200																																																				
株式売却価額	-																																																				
ビクターアドバンスメディア(株)	1,418																																																				
現金及び現金同等物	1,418																																																				
差引：売却による支出	1,218																																																				

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
4	<p>4 新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>会社分割により新たに連結子会社となったJ & Kテクノロジーズ(株)とその他4社から引き継いだ現金及び現金同等物は合わせて1,654百万円であり、引き継いだ現金及び現金同等物以外の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>12,617百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>3,860</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>16,478</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>10,703</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>11,343</td> </tr> </table> <p>なお上記の他に、取引の拡大に伴う重要性の増加により新たに連結子会社となった000 JVC CISより引き継いだ現金及び現金同等物が25百万円ある。</p>	流動資産	12,617百万円	固定資産	3,860	資産合計	16,478	流動負債	10,703	固定負債	640	負債合計	11,343
流動資産	12,617百万円												
固定資産	3,860												
資産合計	16,478												
流動負債	10,703												
固定負債	640												
負債合計	11,343												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr> <td></td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物及び構築物</td> <td>取得価額相当額</td> <td>1,548</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>912</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>636</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機械装置及び運搬具</td> <td>取得価額相当額</td> <td>1,380</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期末残高相当額</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工具・器具及び備品</td> <td>取得価額相当額</td> <td>5,387</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,765</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期末残高相当額</td> <td>2,487</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>取得価額相当額</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期末残高相当額</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">合計</td> <td>取得価額相当額</td> <td>8,503</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,679</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>3,634</td> </tr> </table>			百万円	建物及び構築物	取得価額相当額	1,548	減価償却累計額相当額	912	期末残高相当額	636	機械装置及び運搬具	取得価額相当額	1,380	減価償却累計額相当額	896	減損損失累計額相当額	51		期末残高相当額	431	工具・器具及び備品	取得価額相当額	5,387	減価償却累計額相当額	2,765	減損損失累計額相当額	134		期末残高相当額	2,487	その他	取得価額相当額	187	減価償却累計額相当額	105	減損損失累計額相当額	3		期末残高相当額	78	合計	取得価額相当額	8,503	減価償却累計額相当額	4,679	減損損失累計額相当額	189	期末残高相当額	3,634	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 主として、ホストコンピューター、サーバーである。</p> <p>無形固定資産 ソフトウェアである。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。</p>
		百万円																																																
建物及び構築物	取得価額相当額	1,548																																																
	減価償却累計額相当額	912																																																
	期末残高相当額	636																																																
機械装置及び運搬具	取得価額相当額	1,380																																																
	減価償却累計額相当額	896																																																
	減損損失累計額相当額	51																																																
	期末残高相当額	431																																																
工具・器具及び備品	取得価額相当額	5,387																																																
	減価償却累計額相当額	2,765																																																
	減損損失累計額相当額	134																																																
	期末残高相当額	2,487																																																
その他	取得価額相当額	187																																																
	減価償却累計額相当額	105																																																
	減損損失累計額相当額	3																																																
	期末残高相当額	78																																																
合計	取得価額相当額	8,503																																																
	減価償却累計額相当額	4,679																																																
	減損損失累計額相当額	189																																																
	期末残高相当額	3,634																																																

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																		
<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">1,969百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,913</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 189百万円</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,977百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,780</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">187</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定している。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引(借主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">932百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,497</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,430</td> </tr> </table> <p>3. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">67百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">76</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">143</td> </tr> </table> <p>上記は転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額である。</p> <p>なお、借主側の残高はほぼ同額であり上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれている。</p>	1年以内	1,969百万円	1年超	1,913	合計	3,882	支払リース料	1,977百万円	リース資産減損勘定の取崩額	32	減価償却費相当額	1,780	支払利息相当額	187	減損損失	163	1年以内	932百万円	1年超	1,497	合計	2,430	1年以内	67百万円	1年超	76	合計	143	<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">582百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">947</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,529</td> </tr> </table>	1年以内	582百万円	1年超	947	合計	1,529
1年以内	1,969百万円																																		
1年超	1,913																																		
合計	3,882																																		
支払リース料	1,977百万円																																		
リース資産減損勘定の取崩額	32																																		
減価償却費相当額	1,780																																		
支払利息相当額	187																																		
減損損失	163																																		
1年以内	932百万円																																		
1年超	1,497																																		
合計	2,430																																		
1年以内	67百万円																																		
1年超	76																																		
合計	143																																		
1年以内	582百万円																																		
1年超	947																																		
合計	1,529																																		

（有価証券関係）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成20年3月31日）			当連結会計年度（平成21年3月31日）		
		取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）	取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(1) 株式	1,069	1,819	750	264	522	258
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	1,069	1,819	750	264	522	258
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) 株式	146	109	36	378	362	16
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	146	109	36	378	362	16
合計		1,215	1,929	714	642	884	242

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 （自平成19年4月1日至平成20年3月31日）			当連結会計年度 （自平成20年4月1日至平成21年3月31日）		
売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
4,436	4,233	8	330	285	4

3. 時価のない有価証券の主な内容

	前連結会計年度（平成20年3月31日）	当連結会計年度（平成21年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	
(1) その他有価証券		
非上場株式	855	838
非上場外国債券	6	4
(2) 子会社株式及び関連会社株式	611	287

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>(1) 取引の内容 当社グループは、為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を利用している。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当社グループは、外貨建営業債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、1年を超える長期契約及び投機的な取引は行っていない。また、金融債務に係る将来の市場金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引及び金利キャップ取引を行っており、投機的な取引は行っていない。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。</p> <p>1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。</p> <p>2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ手段</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">為替予約及び 通貨オプション</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">外貨建営業債権債務及び 外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">金利スワップ</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">社債利息</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">金利キャップ</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">社債利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしている。為替予約及び通貨オプションについては原則として1年を超える長期契約は行わず、実需のみの契約を行う方針である。</p> <p>4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としている。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社グループが利用している為替予約取引及び通貨オプション取引は、為替相場の変動によるリスクを有している。また、金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有している。なお、取引の契約先はいずれも大手金融機関であるため、契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断している。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約及び 通貨オプション	外貨建営業債権債務及び 外貨建予定取引	金利スワップ	社債利息	金利キャップ	社債利息	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ手段</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">同左</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) ヘッジ方針 同左</p> <p>4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	同左	同左
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約及び 通貨オプション	外貨建営業債権債務及び 外貨建予定取引												
金利スワップ	社債利息												
金利キャップ	社債利息												
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
同左	同左												

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(4) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループはデリバティブ取引に関して、取引権限等を定めた取引規定を設け、取引の実行は当社経理部及び当社経理担当役員の指名した者が行っている。その結果は都度当社経理担当役員に報告されている。 (5) 定量的情報の補足説明 「取引の時価等に関する事項」における「契約額等」は、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクの大きさを表すものではない。	(4) 取引に係るリスクの管理体制 同左 (5) 定量的情報の補足説明 同左

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-	638	-	582	56

(注) 1. 時価の算定方法 先物相場によっている。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は記載対象から除いている。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成20年3月31日)

該当事項はない。

当連結会計年度(平成21年3月31日)

該当事項はない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、平成16年10月1日に厚生年金制度、適格退職年金制度を統合した企業年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

一部の在外連結子会社は、確定給付型制度の他、確定拠出型制度を設けている。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
イ. 退職給付債務(百万円)	107,267	99,971
ロ. 年金資産(百万円)	98,417	81,839
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)(百万円)	8,849	18,132
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	9,680	8,369
ホ. 未認識数理計算上の差異(百万円)	16,179	30,491
ヘ. 未認識過去勤務債務(百万円)	10,533	8,913
ト. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)(百万円)	6,477	11,815
チ. 前払年金費用(百万円)	11,983	16,327
リ. 退職給付引当金(ト-チ)(百万円)	5,506	4,512

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

また、総合設立型厚生年金基金制度を採用している連結子会社の年金資産の額は、前連結会計年度末において569百万円、当連結会計年度末において456百万円であり、上記年金資産には含まれていない。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
イ. 勤務費用(百万円)	4,340	3,481
ロ. 利息費用(百万円)	3,141	2,759
ハ. 期待運用収益(百万円)	5,637	3,421
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	1,529	1,388
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	2,162	3,327
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	1,794	1,620
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)(百万円)	3,741	5,915

(注) 1. 上記退職給付費用以外に割増退職金として、当連結会計年度において特別損失の「事業構造改革費用」、
「雇用構造改革費用」、「その他」に合計6,673百万円を計上している。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上している。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ. 割引率	2.7%	同左
ハ. 期待運用収益率	主として5.0%	主として3.5%
ニ. 過去勤務債務の処理年数	10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法による。)	同左
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生の翌期から費用処理することとしている。)	同左
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	15年	同左

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. US JVC Corp.のJVC Americas Corp.への吸収合併について

(1)結合当事企業の名称、結合した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び法的形式を含む企業結合の概要

結合当事企業の名称

取得企業 JVC Americas Corp.

被取得企業 US JVC Corp.

結合当事企業の事業の内容

JVC Americas Corp. 米州統括会社

US JVC Corp. 米国統括会社

企業結合を行った主な理由

従来US JVC Corp.にあった管理機能が、JVC Americas Corp.に移管されたため。

企業結合日

平成19年4月15日

法的形式を含む企業結合の概要

取得企業(JVC Americas Corp.)が被取得企業(US JVC Corp.)の株式を100%保有している共通支配下の取引である。

(2)実施した会計処理の概要

共通支配下の取引に該当するため、内部取引として消去される。

2. モータ事業分離について

(1)分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

日本産業パートナーズ株式会社

分離した事業の内容

HDD、FDD搭載のスピンドルモータの製造・販売及び関連技術の開発

事業分離を行った主な理由

当社の経営再建策「アクションプラン2007」に基づき、部品事業の抜本的な構造改革の一環として事業分離を行った。

事業分離日

平成20年3月31日

法的形式を含む事業分離の概要

当社100%出資で設立した「JVCモータ株式会社」へモータ事業を分割し、その後日本産業パートナーズ株式会社が設立した新会社へ全株式を譲渡した。

(2)実施した会計処理の概要

移転損益の金額	89百万円
受取対価の種類	現金
移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその内訳	
資産の部	21,617百万円
(主な内訳) 流動資産	14,227百万円
固定資産	7,390百万円
負債の部	16,930百万円
(主な内訳) 流動負債	16,373百万円
固定負債	556百万円

上記移転損益は、特別利益の「その他」として計上している。

上記移転損益には固定資産減損損失16百万円が含まれている。

移転損益は譲渡契約の当該条項にしたがって修正される可能性がある。

(3)事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称

電子デバイス事業

(4)当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	24,957百万円
営業利益	867百万円

3.サーキット事業分離について

(1)分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

株式会社メイコー

分離した事業の内容

高密度ビルドアップ多層基板(VIL基板)の設計、製造、販売及び関連技術の開発

事業分離を行った主な理由

当社の経営再建策「アクションプラン2007」に基づき、部品事業の抜本的な構造改革の一環として事業分離を行った。

事業分離日

平成20年3月31日

法的形式を含む事業分離の概要

当社が保有するサーキット事業のたな卸資産及び固定資産を、株式会社メイコーへ分割譲渡した。

(2)実施した会計処理の概要

移転損益の金額	2,118百万円
受取対価の種類	現金
移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその内訳	
資産の部	1,155百万円
(主な内訳) たな卸資産	298百万円
固定資産	857百万円
負債の部	-百万円

上記移転損益は、特別損失の「サーキット事業売却に伴う損失」として計上している。

上記移転損益には固定資産減損損失194百万円が含まれている。

(3)事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称

電子デバイス事業

(4)当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	3,340百万円
営業利益	1,670百万円

4. ソフトメディア事業の事業分離について

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

ビクタークリエイティブメディア株式会社

分離した事業の内容

記録済み光ディスクの開発・製造・販売及び付帯関連事業

事業分離を行った主な理由

ソフトメディア事業において、機動力のあるコンパクトな経営を行い、業界内でのアライアンスの構築、安定顧客の確保を図り顧客へのサービス力を高めるため、またネットワークビジネス等異業種との連携や新規顧客・技術・人材確保を図るために事業分離を行った。

事業分離日

平成19年12月3日

法的形式を含む事業分離の概要

当社を分割会社とし、当社の完全子会社として設立されたビクタークリエイティブメディア株式会社を承継会社とする簡易分割を、共通支配下の取引として実施した。

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引に該当するため、内部取引として消去される。

(3) 承継会社の資産、負債及び純資産の額

資産の部		5,016百万円
負債の部		2,816百万円
純資産の部	資本金	1,100百万円
	資本準備金	1,100百万円

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 記録メディア事業の事業分離について

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

太陽誘電株式会社

分離した事業の内容

記録用磁気テープ及び記録用光ディスクの開発・製造・販売及び付帯関連事業

事業分離を行った主な理由

新中期計画のもと、記録メディア事業の抜本的な構造改革の一環として会社分割し、株式の一部を太陽誘電株式会社へ譲渡することが、事業継続に最適であり、当社がこれまで培ったブランド力・技術・ノウハウの最大限の活用、既存顧客への供給責任の継承、記録メディア事業に従事する従業員の雇用確保につながると判断し、事業分離を行った。

事業分離日

平成20年10月1日

法的形式を含む事業分離の概要

当社を分割会社とし、当社の完全子会社として設立されたビクターアドバンストメディア株式会社を承継会社とする簡易分割を平成20年7月1日に共通支配下の取引として実施した上で、平成20年10月1日付でビクターアドバンストメディア株式会社の株式の65%を、太陽誘電株式会社へ譲渡した。

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額	認識していない。
受取対価の種類	現金
移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその内訳	
資産の部	
(主な内訳)流動資産	5,114百万円
固定資産	63百万円
負債の部	
(主な内訳)流動負債	4,818百万円
固定負債	6百万円

2. J & Kテクノロジー株式会社の子会社化及び同社へのカーエレクトロニクス事業の承継について

当社及び株式会社ケンウッド(以下「ケンウッド」)は、平成20年10月1日を効力発生日として、会社分割(簡易吸収分割)の方法により、両社のカーエレクトロニクス事業に関して有する権利義務の一部及び両社子会社株式等の管理事業に関して有する権利義務の一部を、両社の共同出資による技術開発合弁会社であるJ & Kテクノロジー株式会社(以下「J & Kテクノロジー」)に承継させた。本吸収分割に係る持分比率の変更により、J & Kテクノロジーは当社の持分法適用関連会社から連結子会社となった。

(1) 本吸収分割の目的

本吸収分割により両社は、もっとも大きなシナジー効果が見込めるカーエレクトロニクス事業に関して、両社の開発・設計・調達・生産機能をJ & Kテクノロジーに統合し、これにより、両社リソースの有効活用やスケールメリットの増大、知的財産の相互利用によるメリットも活かしながら、売上・収益の両面からシナジー効果の早期最大化をはかり、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社において同事業を強固な最大売上の事業分野(ジャンル)へと成長させることをねらいとしている。

(2) 本吸収分割の概要

本吸収分割の形態

両社を分割会社とし、両社が発行済株式のすべてを保有するJ & Kテクノロジーを承継会社とする吸収分割

本吸収分割に係る割当ての内容及びその算定根拠

J & Kテクノロジーは、両社から承継する対象権利義務の時価に鑑み、普通株式771,548株を発行し、当社に415,716株、ケンウッドに355,832株を割当交付した。この結果、所有株式数の割合は当社が53.9%、ケンウッドが46.1%となった。

本吸収分割に係る部門の事業内容及び経営成績

事業内容 両社のカーエレクトロニクス事業に関する開発・設計・調達・生産機能
経営成績(平成20年中間会計期間)

当社	単体売上高	130,759百万円
	対象部門売上高	22,663百万円
ケンウッド	単体売上高	57,747百万円
	対象部門売上高	38,278百万円

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の総資産・純資産の額等

当社(分割会社)

総資産	301,856百万円
純資産	106,280百万円

ケンウッド(分割会社)

総資産	115,350百万円
純資産	25,351百万円

J & Kテクノロジー(承継会社)

総資産	402百万円
純資産	306百万円

本吸収分割により承継された資産・負債の内容及び金額

当社より承継した資産・負債の内容及び金額

固定資産	1,621百万円
子会社株式	5,005百万円
合計	6,627百万円

ケンウッドより承継した資産・負債の内容及び金額

固定資産	607百万円
子会社株式	4,023百万円
合計	4,630百万円

当該吸収分割の実施日(効力発生日) 平成20年10月1日

(注) 両社においては、会社法第784条第3項の規定により、株主総会の承認を受けずに当該吸収分割を実施した。

会計処理の概要

共通支配下の取引に該当するため、内部取引として消去される。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はない。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はない。

[次△](#)

（税効果会計関係）

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)		
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)		
たな卸資産評価	4,226	たな卸資産評価	3,617
未払費用	7,037	未払費用	5,795
減価償却	8,578	減価償却	7,878
退職給付引当金	538	退職給付引当金	701
繰越欠損金	36,252	繰越欠損金	38,818
投資有価証券	607	投資有価証券	1,277
その他	5,545	その他	4,358
繰延税金資産小計	62,785	繰延税金資産小計	62,446
評価性引当額	56,042	評価性引当額	56,680
繰延税金資産合計	6,743	繰延税金資産合計	5,765
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	261	その他有価証券評価差額金	100
前払年金費用	2,499	前払年金費用	3,375
その他	491	その他	412
繰延税金負債合計	3,251	繰延税金負債合計	3,887
繰延税金資産の純額	3,491	繰延税金資産の純額	1,878
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。	
流動資産 - 繰延税金資産	2,896	流動資産 - 繰延税金資産	1,367
固定資産 - 繰延税金資産	1,158	固定資産 - 繰延税金資産	814
流動負債 - 繰延税金負債	205	流動負債 - 繰延税金負債	95
固定負債 - 繰延税金負債	357	固定負債 - 繰延税金負債	207
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失のため注記を省略している。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失のため注記を省略している。	

（セグメント情報）

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	民生用機器 事業 （百万円）	エンタテインメント事 業 （百万円）	産業用機器 事業 （百万円）	電子デバイ ス事業 （百万円）	その他事業 （百万円）	計 （百万円）	消去又は全 社 （百万円）	連結 （百万円）
・売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	469,500	71,125	65,205	36,455	16,161	658,449	-	658,449
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,916	146	2,401	3,371	8,421	27,256	(27,256)	-
計	482,417	71,272	67,606	39,827	24,582	685,705	(27,256)	658,449
営業費用	478,254	70,783	65,256	41,779	25,285	681,359	(26,172)	655,186
営業利益又は営業損失 （ ）	4,162	488	2,350	1,952	702	4,346	(1,084)	3,262
・資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出								
資産	178,796	57,290	27,959	10,181	46,396	320,623	(5,620)	315,003
減価償却費	16,389	2,074	872	4,240	1,789	25,367	492	25,859
減損損失	6,629	-	-	724	1,361	8,715	-	8,715
資本的支出	14,190	1,445	807	3,789	1,203	21,436	470	21,906

当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	民生用機器 事業 （百万円）	エンタテインメント事 業 （百万円）	産業用機器 事業 （百万円）	電子デバイ ス事業 （百万円）	その他事業 （百万円）	計 （百万円）	消去又は全 社 （百万円）	連結 （百万円）
・売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	333,661	62,447	52,885	5,135	7,955	462,086	-	462,086
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,084	409	1,086	1,010	2,669	17,260	(17,260)	-
計	345,745	62,857	53,971	6,145	10,625	479,346	(17,260)	462,086
営業費用	344,977	63,150	54,215	6,294	10,572	479,210	(16,190)	463,019
営業利益又は営業損失 （ ）	768	292	243	148	53	135	(1,069)	933
・資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出								
資産	131,717	51,346	24,065	6,149	23,414	236,693	21,283	257,977
減価償却費	12,876	1,886	1,339	668	1,706	18,478	130	18,608
減損損失	3,751	-	-	635	-	4,387	-	4,387
資本的支出	13,031	3,365	1,738	1,122	2,382	21,641	53	21,694

（注）1．当グループの社内管理区分を基に製品・サービスの種類・性質等の類似性を考慮して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な製品の名称

事業区分	主要製品
民生用機器事業	液晶テレビ、プロジェクションテレビ、ブラウン管テレビ、プロジェクター、デジタルビデオカメラ、ビデオデッキ、DVDプレーヤー/レコーダー、MD・CD・DVDコンボ他オーディオ関連機器、カーAVシステム、AVアクセサリ
エンタテインメント事業	CD、DVD等の音楽・映像ソフト
産業用機器事業	業務用映像監視機器、業務用オーディオ機器、業務用ビデオ機器、業務用プロジェクター
電子デバイス事業	光ピックアップ
その他事業	記録メディア、インテリア家具、生産設備他

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、1,113百万円及び1,112百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用である。

4. 前連結会計年度及び当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、32,831百万円及び40,681百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5. 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については、原価法から原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)に変更している。また、本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を「たな卸資産評価損」として特別損失に2,519百万円計上している。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益は、民生用機器事業が823百万円、その他事業が30百万円それぞれ増加し、営業損失は、エンタテインメント事業が10百万円増加し、産業用機器事業が256百万円、電子デバイス事業が190百万円それぞれ減少している。

また、当下期より、従来は販売費及び一般管理費として計上していた販売促進費や価格対策費のうち値引や割戻しと認められるものについては、売上高から控除する方法に変更している。この変更により、従来の方法によった場合に比べて売上高が25,526百万円減少しているが、営業利益又は営業損失に与える影響はない。各セグメント売上高への影響額は、民生用機器事業が21,028百万円、産業用機器事業が3,085百万円、エンタテインメント事業が1,412百万円それぞれ減少している。

なお、当中間連結会計期間は従来の方法によっているため、売上高は変更後の方法に比べて30,398百万円が多く計上されている。各セグメント売上高への影響額は、民生用機器事業が26,179百万円、産業用機器事業が2,829百万円、エンタテインメント事業が1,390百万円それぞれ多く計上されている。

所在地別セグメント情報

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	225,237	149,762	183,882	99,566	658,449	-	658,449
(2) セグメント間の内部売上高	165,743	252	1,157	123,194	290,347	(290,347)	-
計	390,981	150,014	185,040	222,760	948,796	(290,347)	658,449
営業費用	386,937	149,103	185,225	223,466	944,733	(289,546)	655,186
営業利益又は営業損失 ()	4,043	911	185	706	4,063	(800)	3,262
・資産	228,709	41,488	69,391	64,260	403,848	(88,845)	315,003

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	182,397	106,300	119,281	54,106	462,086	-	462,086
(2) セグメント間の内部売上高	132,104	10	1,407	106,976	240,499	(240,499)	-
計	314,501	106,311	120,689	161,083	702,586	(240,499)	462,086
営業費用	317,831	106,340	121,379	159,182	704,733	(241,713)	463,019
営業利益又は営業損失 ()	3,329	29	689	1,900	2,147	1,214	933
・資産	183,717	35,701	43,733	58,159	321,311	(63,334)	257,977

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、1,113百万円及び1,112百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用である。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、32,831百万円及び40,681百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等である。

3. 国又は地域の区分の方法事業活動の相互関連性により区分している。

4. 各区分に属する主な国又は地域.....米州：米国、カナダ、メキシコ等

欧州：イギリス、ドイツ、フランス等

アジア：シンガポール、マレーシア、タイ等

5. 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については、原価法から原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）に変更している。また、本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を「たな卸資産評価損」として特別損失に2,519百万円計上している。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業損失は、日本が1,159百万円減少し、営業利益は、アジアが131百万円増加している。

また、当下期より、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費や価格対策費のうち値引や割戻しと認められるものについては、売上高から控除する方法に変更している。この変更により、従来の方法によった場合に比べて売上高が25,526百万円減少しているが、営業利益又は営業損失に与える影響はない。各セグメント売上高への影響額は、日本が9,429百万円、米州が9,953百万円、欧州が4,874百万円、アジアが1,268百万円それぞれ減少している。

なお、当中間連結会計期間は従来の方法によっているため、売上高は変更後の方法に比べて30,398百万円が多く計上されている。各セグメント売上高への影響額は、日本が9,570百万円、米州が10,355百万円、欧州が8,838百万円、アジアが1,633百万円それぞれ多く計上されている。

海外売上高

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	米州	欧州	アジア	その他	計
・海外売上高(百万円)	155,963	187,975	110,805	7,559	462,303
・連結売上高(百万円)					658,449
・海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	23.7	28.6	16.8	1.1	70.2

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	米州	欧州	アジア	その他	計
・海外売上高(百万円)	112,385	122,583	61,176	5,699	301,845
・連結売上高(百万円)					462,086
・海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	24.3	26.5	13.3	1.2	65.3

(注) 1. 国又は地域の区分の方法事業活動の相互関連性により区分している。

2. 各区分に属する主な国又は地域.....米州: 米国、カナダ、メキシコ等

欧州: イギリス、ドイツ、フランス等

アジア: シンガポール、マレーシア、タイ等

その他: オセアニア等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額(ただし、連結会社間の内部売上は除く)である。

(関連当事者情報)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

属性	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	営業 上の 取引				
主要株主	㈱ケンウッド	東京都 八王子市	11,059	AV機器の製 造販売	17.0	なし	なし	第三者割当 増資	20,000	資本金 資本準備金	10,000 10,000

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社である。

2. 議決権の被所有割合は平成20年3月31日現在の被所有割合である。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用している。

この結果、従来より開示対象となる取引の範囲が拡充され、連結子会社と関連当事者との取引が開示対象に追加されている。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社 を持つ会社	㈱ケンウッド	東京都 八王子市	22,059	AV機器の製 造販売	なし	商品の販売	商品の販売	19,216	売掛金	3,504

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (1) 商品の販売については、一般の取引条件と同様に決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	309円03銭	1株当たり純資産額	224円88銭
1株当たり当期純損失	147円09銭	1株当たり当期純損失	67円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。		同左	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(百万円)	47,521	24,350
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(百万円)	47,521	24,350
期中平均株式数(千株)	323,078	361,602

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 重要な連結子会社の操業停止について

平成20年4月25日の取締役会において、当社英国子会社である JVC Manufacturing U.K. Limited の生産活動終了を決議した。

(決定の理由)

当該子会社は欧州域内向けのテレビ関連商品の生産拠点として1987年12月に設立され、これまでブラウン管テレビ、液晶テレビなどの生産を行ってきた。

しかし、ここ数年急激に液晶テレビへのシフトが進む中、市場競争の激化に伴う価格下落により採算が悪化しており、今後の英国内での生産継続が困難と判断し、平成20年7月末をもって生産活動を終了することとした。なお、これに伴い、今後の域内向け液晶テレビの生産は、東欧地域での外部委託に移行する。

(当該子会社の概要)

会社名 : JVC Manufacturing U.K. Limited
 所在地 : 英国 イーストキルブライト市
 資本金 : 10,000千ポンド
 事業内容 : 液晶テレビ、ブラウン管テレビ等の生産

(当該事象の損益に与える影響額)

当該子会社の生産活動終了に伴い、発生が見込まれる固定資産減損損失、たな卸資産評価減等2,658百万円は、平成20年3月期連結財務諸表へ織込まれている。

2. 株式会社ケンウッドとの経営統合決議について

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、株式会社ケンウッドとの株式移転による共同持株会社設立及び経営統合についての最終合意を受け、同社と統合契約を締結することを決議した。

（当該株式移転の目的）

これまで共通事業であるカーエレクトロニクス及びホームオーディオにおける開発、生産・調達面などに限定していた連携を他の現行事業領域や新事業領域、マーケティング・販売などの活動領域へと拡大し、シナジー効果の最大化を図るとともに、両社一体としてのグローバルな企業価値の拡大と新たな企業価値の創造に取り組み、新たな統合ビジョンのもと、世界のAV業界をリードする専門メーカーとしての地位確立を目指すことを目的として、当該株式移転を決議した。

（当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の概要等）

当該株式移転の方法

当社及び株式会社ケンウッドは、平成20年10月1日をもって共同株式移転を行い、両社の発行済株式の全部を新たに設立する共同持株会社に移転させて共同持株会社の完全子会社となり、当社及び株式会社ケンウッドの株主に対し、共同持株会社が株式移転に際して発行する株式を割当てる予定である。ただし、今後の手続きを進める中で、両社協議の上、日程又は統合形態を変更する可能性がある。

株式移転にかかる比率

当社の株式1株に対して共同持株会社の株式2株、株式会社ケンウッドの株式1株に対して共同持株会社の株式1株を割当て交付する。ただし、上記移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがある。

株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成20年3月31日
株式移転決議取締役会	平成20年5月12日
統合契約締結	平成20年5月12日
株式移転計画書作成	平成20年5月12日
株式移転承認株主総会（定時）	平成20年6月27日
大阪証券取引所上場廃止日	平成20年7月下旬（予定）
東京証券取引所上場廃止日	平成20年9月25日（予定）
共同持株会社設立登記日（効力発生日）	平成20年10月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	平成20年10月1日（予定）
株券交付日	平成20年11月下旬（予定）

（当該株式移転により新たに設立する会社の概要）

(1)商号	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 (英文名：JVC KENWOOD Holdings, Inc.)
(2)本店の所在地	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
(3)代表者の氏名	代表取締役会長 河原 春郎 代表取締役社長 佐藤 国彦
(4)資本金の金額	100億円
(5)事業の内容	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、業務用システム事業、エンタテインメント事業等を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

（当該株式移転に伴う会計処理の概要）

本株式移転は企業結合会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法を適用することになるため、被取得会社である当社及び当社の関係会社の資産及び負債は、共同持株会社の連結財務諸表上において時価で計上されることが見込まれている。

3. 重要な連結子会社の清算について

平成20年5月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるビクター伊勢崎電子株式会社の清算を決議した。

（決定の理由）

当該子会社は主に当社横須賀工場で生産されるVTR、カムコーダー等に使用する基板の生産拠点として昭和56年4月に設立され、これまで生産を行ってきた。

しかし、VTRの国内生産終息及び液晶テレビの国内販売縮小を受け基板生産の減少、採算の悪化が予想され、今後の同社での生産継続が困難と判断し、平成20年6月末をもって生産活動を終了することとした。生産終息後は、速やかに会社の清算活動に入る。

なお、同社にて予定されていた基板生産は、横須賀工場及び海外工場に生産移管予定である。

(当該子会社の概要)

商号 : ビクター伊勢崎電子株式会社
 所在地 : 群馬県伊勢崎市日乃出町710番地
 資本金 : 50百万円
 事業内容 : 液晶テレビ、カムコーダー等の基板の組立・調整

(当該事象の損益に与える影響額)

当該事象により、発生が見込まれる固定資産減損損失等682百万円は、平成20年3月期の連結財務諸表へ織込まれている。

4. 重要な会社分割及び株式譲渡について

平成20年5月26日開催の取締役会において、平成20年7月1日をもって、下記のとおり記録メディア事業を会社分割し、ビクターアドバンスメディア株式会社(新設会社)に分割した上で、新設会社の株式の一部を太陽誘電株式会社に譲渡することを決議した。

(当該会社分割及び株式一部譲渡の目的)

当社は現在、新中期計画のもと、民生、エンタテインメント、プロシステムを今後の当社の基幹3事業に定め、その集中強化を図るとともに、その他の事業について抜本的な見直しを行う等、全社の事業構造と経営体質の改革に取り組んでいる。

このうち、記録メディア事業については、事業譲渡や分社化を視野に入れた抜本的な構造改革の検討を進めてきた。

その結果、上記新設会社の株式の一部を太陽誘電株式会社へ譲渡することが、事業継続に最適であり、当社がこれまで培ってきたブランド力・技術・ノウハウの最大限の活用、既存顧客への供給責任の継承、なおかつ記録メディア事業に従事する当社従業員の雇用確保にもつながると判断し、決議した。

(分割する事業の内容)

記録用磁気テープ及び記録用光ディスクの開発・製造・販売及び付帯関連事業

(分割する事業の経営成績)(平成20年3月期)

	分割する事業(a)	当社実績(b)	比率(a/b)
売上高	16,992	658,449	2.6%
売上総利益	2,495	221,924	1.1%
営業利益	2,325	3,262	-
経常利益	2,703	7,951	-

(法的形式を含む会社分割の形態)

共通支配下の取引(当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする簡易分割)。

(会社分割に係る承継会社の概要)

承継会社の名称 : ビクターアドバンスメディア株式会社
 総資産 : 4,743百万円
 負債 : 3,793百万円
 資本金 : 200百万円
 資本準備金 : 750百万円
 従業員数 : 119名

(株式の一部譲渡の方法)

平成20年7月1日に、当社の記録メディア事業を会社分割し、当社100%出資でビクターアドバンスメディア株式会社が設立され、その後、太陽誘電株式会社へ新設会社の株式の65%を譲渡する。

(譲渡価額及び決済方法)

譲渡価額は平成20年9月末における事業評価額をベースに決定し、現金による決済を予定している。

(譲渡先の概要)

名称 : 太陽誘電株式会社
 主な事業内容 : コンデンサ、フェライト応用製品、モジュール、記録製品など各種電子部品の製造販売
 設立年月日 : 昭和25年3月23日
 本店所在地 : 東京都台東区上野六丁目16番20号
 代表者 : 代表取締役社長 神崎 芳郎
 資本金 : 23,555百万円
 当社との関係 : 資本関係及び人的関係はない

(分割及び譲渡の日程)

分割決議取締役会	平成20年5月26日(月)
分割契約締結	平成20年5月26日(月)
分割承認株主総会	簡易分割につき開催しない
株式譲渡契約締結	平成20年5月26日(月)
分割の予定日(効力発生日)	平成20年7月1日(火)(予定)
株式譲渡期日	平成20年10月1日(水)(予定)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 重要な連結子会社の清算について

当社は、平成21年4月24日の取締役会において、連結子会社である北京JVC電子産業有限公司の清算を決議した。

(決定の理由)

中国(北京)生産の優位性及び将来性を勘案した結果、当該子会社を清算することとした。

(当該子会社の概要)

商号	: 北京JVC電子産業有限公司
所在地	: 中国北京市天竺空港工業区天柱路26号
代表者	: 総経理 平岡 康司
事業内容	: 民生用機器の製造・販売
設立年月	: 1993年7月
資本金	: 227,907千人民元(約3,350百万円)
決算期	: 12月
主要株主	: 日本ビクター株式会社(73.4%)、傑偉世(中国)投資有限公司(26.6%)

(清算の時期)

平成21年	北京JVC董事会、株主総会決議(予定)
平成22年	清算終了(予定)

(当該事象の損益に与える影響額)

当該事象により、将来の発生金額が合理的に見積れるものについては、平成21年3月期の連結財務諸表へ織込んでおり、今後清算に伴う事務費用が発生するものと見込まれるが、連結財務諸表へ与える影響は僅少であると考えている。

2. 社債の買入償還について

平成21年5月26日の取締役会において、当社発行の無担保社債の一部買入償還を決議し、平成21年6月5日に同償還を実施した。

(償還の理由)

社債権者の一部より償還の依頼があり、期限前償還の実施による支払利息減少のメリット等を総合的に勘案した結果、社債の一部買入償還を実施した。

(償還した社債の種類、銘柄、償還額)

償還銘柄	日本ビクター株式会社第6回無担保社債
償還額	3,000百万円(額面金額の100%)

(償還の方法、償還の時期)

償還の方法	買入償還
償還の時期	平成21年6月5日

(償還のための資金調達の方法)

自己資金より充当

(社債の減少による支払利息の減少見込額)

支払利息が減少するが、損益に与える影響は軽微である。

連結附属明細表
社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本ビクター㈱	第6回無担保社債	平成18年 9月14日	20,000	20,000 (20,000)	年2.00	無担保社債	平成21年 9月14日
日本ビクター㈱	第7回無担保社債	平成19年 8月2日	12,000	12,000	年2.66	無担保社債	平成24年 8月2日
日本ビクター㈱	第8回無担保変動利付 社債	平成19年 8月2日	8,000	8,000	年0.85 (注)2	無担保社債	平成24年 8月2日
日本ビクター㈱	第9回無担保社債	平成19年 9月28日	2,520 (960)	1,560 (960)	年2.12	無担保社債	平成22年 9月28日
合計	-	-	42,520 (960)	41,560 (20,960)	-	-	-

(注)1. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は1年内償還予定額の金額である。

2. 変動金利6ヶ月ユーロ円LIBOR+年1.00%

利率0.85%の計算期間は、平成21年2月3日～平成21年8月3日である。

3. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額は次のとおりである。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20,960	600	-	20,000	-

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	27,045	37,480	2.81	-
1年以内に返済予定の長期借入金	80	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,475	5.94	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	1,618	6.17	平成22年4月30日～ 平成28年9月30日
その他有利子負債 預り金(流動負債「その他」に含まれる。)	2,909	2,282	0.66	-
合計	30,035	42,857	-	-

(注)1. 「平均利率」については期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定総額は次のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	937	385	220	54

(株式会社ケンウッド)

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		14,988		16,870	
2 受取手形及び売掛金		28,467		20,970	
3 たな卸資産		27,119			
4 商品および製品				13,511	
5 仕掛品				284	
6 原材料及び貯蔵品				2,669	
7 前払費用		810		540	
8 繰延税金資産		529		535	
9 その他		4,486		8,098	
10 貸倒引当金		583		452	
流動資産合計		75,818	60.1	63,029	53.4
固定資産					
(1) 有形固定資産					
1 建物及び構築物		16,753		14,195	
2 機械装置及び運搬具		19,525		4,643	
3 工具器具及び備品		13,738		6,624	
4 土地	4	9,414		9,185	
計		59,431		34,648	
減価償却累計額	1	39,522		19,941	
有形固定資産合計		19,908	15.8	14,706	12.5
(2) 無形固定資産					
1 のれん		6,009		5,580	
2 ソフトウェア		5,654		3,954	
3 その他		1,299		1,015	
無形固定資産合計		12,963	10.3	10,551	8.9
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券		15,947		5,053	
2 関係会社長期貸付金	2, 3			22,000	
3 繰延税金資産		379		346	
4 その他		1,129		2,256	
5 貸倒引当金		59		52	
投資その他の資産合計		17,397	13.8	29,603	25.1
固定資産合計		50,269	39.9	54,861	46.5
繰延資産					
1 株式交付費		0		75	
繰延資産合計		0	0.0	75	0.1
資産合計		126,088	100.0	117,966	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形及び買掛金		15,675		9,112	
2 短期借入金	6, 7 8, 9	31,420		54,801	
3 未払金		6,899		6,900	
4 未払法人税等		569		545	
5 未払費用		7,655		5,047	
6 製品保証引当金				944	
7 繰延税金負債				17	
8 その他	3	1,611		1,931	
流動負債合計		63,831	50.6	79,301	67.2
固定負債					
1 長期借入金	9	20,000			
2 再評価に係る繰延税金負債	4	2,027		2,027	
3 繰延税金負債		364		149	
4 退職給付引当金		9,622		8,961	
5 その他		316		266	
固定負債合計		32,331	25.7	11,404	9.7
負債合計		96,162	76.3	90,706	76.9
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		11,059	8.8	22,059	18.7
2 資本剰余金		13,373	10.6	5,388	4.5
3 利益剰余金		21,534	17.1	12,364	10.5
4 自己株式		118	0.1		
株主資本合計		45,848	36.4	39,812	33.7
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		7,319	5.8	162	0.1
2 土地再評価差額金	4	2,954	2.3	2,954	2.5
3 為替換算調整勘定		11,558	9.2	15,344	13.0
評価・換算差額等合計		15,923	12.7	12,552	10.6
純資産合計		29,925	23.7	27,260	23.1
負債純資産合計		126,088	100.0	117,966	100.0

連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高			165,262	100.0	139,523	100.0	
売上原価	1, 3		122,634	74.2	104,190	74.7	
売上総利益			42,628	25.8	35,333	25.3	
販売費及び一般管理費	2, 3		36,368	22.0	34,439	24.7	
営業利益			6,259	3.8	893	0.6	
営業外収益							
1 受取利息		258			181		
2 受取配当金		34			48		
3 受取製造保証					284		
4 受取保険配当金		103			108		
5 特許料収入		268			134		
6 その他		452	1,116	0.6	392	1,150	0.8
営業外費用							
1 支払利息		800			911		
2 売上割引		991			846		
3 たな卸資産廃棄損及び評価 損		765					
4 為替差損		280			197		
5 持分法による投資損失		147			1,438		
6 その他		513	3,498	2.1	562	3,958	2.8
経常利益又は損失()			3,876	2.3		1,914	1.4
特別利益							
1 固定資産売却益	4	53			11		
2 貸倒引当金戻入益		33			6		
3 投資有価証券売却益		472			372		
4 関係会社株式売却益			560	0.4	16	406	0.3
特別損失							
1 投資有価証券評価損		46			235		
2 固定資産売却損	5	7			2		
3 固定資産除却損	6	310			457		
4 たな卸資産評価損					740		
5 特別退職金					790		
6 製品保証引当金繰入額					195		
7 減損損失	7		363	0.2	214	2,636	1.9
税金等調整前当期純利益又 は純損失()			4,072	2.5		4,144	3.0
法人税、住民税及び事業税		806			890		
法人税等調整額		84	891	0.6	59	831	0.6
当期純利益又は純損失 ()			3,181	1.9		4,975	3.6

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高（百万円）	11,059	13,373	19,096	105	43,424
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			733		733
当期純利益			3,181		3,181
自己株式の取得				13	13
従業員福利奨励基金の積立			9		9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）			2,437	13	2,424
平成20年3月31日残高（百万円）	11,059	13,373	21,534	118	45,848

	評価・換算差額等					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	1,096	71	2,954	8,480	4,358	39,066
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						733
当期純利益						3,181
自己株式の取得						13
従業員福利奨励基金の積立						9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	8,416	71		3,077	11,565	11,565
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	8,416	71		3,077	11,565	9,140
平成20年3月31日残高（百万円）	7,319		2,954	11,558	15,923	29,925

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高（百万円）	11,059	13,373	21,534	118	45,848
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			96		96
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	11,000	11,000			22,000
剰余金の配当（注）		18,860	2,867		21,727
当期純損失			4,975		4,975
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		125		125	
連結除外に伴う利益剰余金の減少高			1,228		1,228
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	11,000	7,985	9,073	118	5,940
平成21年3月31日残高（百万円）	22,059	5,388	12,364		39,812

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高（百万円）	7,319	2,954	11,558	15,923	29,925
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					96
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					22,000
剰余金の配当（注）					21,727
当期純損失					4,975
自己株式の取得					6
自己株式の処分					
連結除外に伴う利益剰余金の減少高					1,228
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	7,157		3,786	3,370	3,370
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	7,157		3,786	3,370	2,569
平成21年3月31日残高（百万円）	162	2,954	15,344	12,552	27,260

（注）平成20年5月12日の取締役会決議に基づく現金の配当733百万円（利益剰余金からの配当）、平成20年9月30日の取締役会決議に基づく現金の配当733百万円（利益剰余金からの配当）及び平成21年3月19日の臨時株主総会決議に基づくJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社による現物配当20,260百万円（資本剰余金からの配当18,860百万円、利益剰余金からの配当1,400百万円）であります。

連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1		4,072	4,144
2		6,896	5,480
3		394	404
4			214
5		142	56
6		12	36
7		292	230
8		800	911
9		472	372
10		46	235
11		147	1,438
12		310	457
13		46	8
14		32	5,324
15		1,532	4,618
16		2,678	5,065
17		100	6
18		71	99
19		89	2,154
小計		7,745	7,122
20		292	494
21		582	1,072
22		671	939
営業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1		0	
2		0	3
3		2,526	1,818
4		39	46
5		3,471	2,559
6		21,306	1
7		702	1,195
8	2	8,024	
9			77
10		2	484
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1		27,385	3,203
2		721	1,452
3		98	499
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額(は減少)			
		743	1,158
現金及び現金同等物の増減額(は減少)			
		1,982	3,156
現金及び現金同等物の期首残高			
		16,934	14,952
連結範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額			
	3		1,262
現金及び現金同等物の期末残高			
	1	14,952	16,846

[次へ](#)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 42社 (株)駒ヶ根ケンウッドは、当連結会計年度中に清算終了したため、連結の対象から除外しました。Zetron, Inc., Zetron UK Ltd., Zetron Australasia Pty Ltd.及びZetron Air Systems Pty Ltd.は平成19年5月10日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しています。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社 Kenwood International Investments B.V. 非連結子会社は小規模であると共に、その合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社 1社 J&Kテクノロジーズ(株)は、持分法適用の関連会社として、当連結会計年度中に設立されました。</p> <p>(2) 持分法非適用会社 ・非連結子会社 主要子会社 Kenwood International Investments B.V. ・関連会社 主要関連会社 株式会社アインブリック等 上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としてもその影響の重要性が乏しいため持分法の適用から除外しました。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 38社 Kenwood Logistics (M) Sdn.Bhd.は、当連結会計年度中に清算終了したため、連結の対象から除外しました。 Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn. Bhd.、Kenwood Electronics Bretagne S.A.、上海建伍電子有限公司及び(株)長野ケンウッドは、関連会社であるJ&Kテクノロジーズ(株)へ株式が承継されたため、連結の範囲から除外しました。 (株)ケンウッド・アドミは、親会社であるJVC・ケンウッド・ホールディングス(株)へ株式を売却したため、連結の範囲から除外しました。 Kenwood Electronics CIS Limited Liability Company及び(株)ケンウッド・ホームエレクトロニクスは新たに設立したため、当連結会計年度より連結子会社となりました。主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しています。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社 7社 P.T. JVC Electronics Indonesia, JVC Electronics Singapore Pte.Ltd., Kenwood Electronics Technologies (M) Sdn.Bhd., Kenwood Electronics Bretagne S.A., 上海建伍電子有限公司及び(株)長野ケンウッドは、持分法適用の関連会社であるJ&Kテクノロジーズ(株)の子会社となったため、当連結会計年度より持分法を適用しています。</p> <p>(2) 持分法非適用会社 ・非連結子会社 主要子会社 同左 ・関連会社 主要関連会社 同左</p>

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、上海建伍電子有限公司及びKenwood Electronics Trading (Shanghai) Co.,Ltd.の決算日は12月31日です。</p> <p>連結財務諸表の作成にあたっては、いずれも連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。</p> <p>なお、Zetron Inc.、Zetron UK Ltd.、Zetron Australasia Pty Ltd.及びZetron Air System Pty Ltd.については当連結会計年度において決算期変更を行い、決算日を12月31日から3月31日に変更しています。</p> <p>また、前連結会計年度で仮決算を行っていたKenwood Electronics (Thailand) Co., Ltd.は決算期を変更し、差異は解消されました。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1) 有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 当連結会計年度末前1ヶ月間の平均市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)によっています。</p> <p> 時価のないもの</p> <p> 移動平均法に基づく原価法によっています。</p> <p>2) デリバティブ</p> <p> 原則として時価法によっています。</p> <p>3) たな卸資産</p> <p> 主として総平均法による原価法で評価していますが、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法で評価しています。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、Kenwood Electronics Trading (Shanghai) Co.,Ltd.及びKenwood Electronics CIS Limited Liability Companyの決算日は12月31日です。</p> <p>連結財務諸表の作成にあたっては、いずれも連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1) 有価証券</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却価格は移動平均法)によっています。</p> <p> (会計方針の変更)</p> <p> その他有価証券のうち、時価のあるものについては、連結会計年度末前1ヶ月間の平均市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却価格は移動平均法)にやっていたが、平成20年10月1日のピクターとケンウッドとの経営統合を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、グループの会計処理方法を統一することとしました。</p> <p> この結果、当第3四半期連結会計期間より、その他有価証券のうち時価のあるものについては、四半期連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に、売却原価は移動平均法により処理)により算定しています。</p> <p> この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p> 時価のないもの</p> <p> 同左</p> <p>2) デリバティブ</p> <p> 同左</p> <p>3) たな卸資産</p> <p> 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価していますが、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法で評価しています。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は定率法により、在外連結子会社は主として定額法によっています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>2～16年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ142百万円減少しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業利益が83百万円、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ88百万円減少しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び運搬具	2～16年	工具器具及び備品	2～20年	<p>(会計方針の変更)</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていますが、当連結会計年度より、平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しています。</p> <p>また、これに伴い、当社及び連結子会社は、従来営業外費用に計上していたたな卸資産廃棄損を、当連結会計年度から売上原価に計上しています。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益が689百万円減少し、経常損失は77百万円増加し、税金等調整前当期純損失が818百万円増加しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載をしております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
建物及び構築物	2～60年						
機械装置及び運搬具	2～16年						
工具器具及び備品	2～20年						

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては製品の特性に応じ、見込販売数量又は見込販売期間（1年から5年）に基づく方法、のれんについては原則として5年から20年の定額法、それ以外の無形固定資産については主として5年から15年の定額法によっています。</p> <p>(3)繰延資産の処理方法 株式交付費については、3年間の定額法により償却を行っています。</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 連結会計年度末現在における債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。在外連結子会社は債権の回収不能見込額を計上しています。</p> <p>2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法で按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。</p>	<p>2)無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>(3)繰延資産の処理方法 同左</p> <p>(4)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 同左</p> <p>2)退職給付引当金 同左</p>

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務（為替予約の振当処理したものを除く）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社等の資産負債及び収益費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。</p>	<p>3) 製品保証引当金</p> <p>販売製品に係る一定期間内の無償サービスを対象とし、無償サービスの発生割合に基づいて見積もった額を計上しています。</p> <p>（追加情報）</p> <p>製品の無償保証期間中の修理・交換等に要する費用については、在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より、過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。また、前連結会計年度末まで「未払費用」に含めて表示していた在外連結子会社の製品保証引当金については、ビクターとケンウッドとの経営統合を機に、グループの表示方法を統一することとしたため、当連結会計年度から「製品保証引当金」に含めて表示しています。</p> <p>これに伴い、期首時点での要引当額195百万円を製品保証引当金繰入額として特別損失に計上し、当連結会計年度に支出したアフターサービス費用に対応する取崩額195百万円及び当連結会計年度の繰入額170百万円を販売費及び一般管理費に計上しています。この結果、従来の方法によった場合に比較して、当連結会計年度の営業利益は24百万円増加し、経常損失は24百万円減少し、税金等調整前当期純損失は170百万円増加しています。また、前連結会計年度末の「未払費用」に含まれる在外子会社の製品保証引当金は848百万円であり、当連結会計年度末の「製品保証引当金」に含まれる当該金額は773百万円です。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務（為替予約の振当処理したものを除く）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。</p>

前連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>(6) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については主として通常の売買取引に準じた会計処理によっています。</p>	<p>（会計方針の変更）</p> <p>従来、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準のうち、一部の在外連結子会社等の収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、当連結会計年度より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しています。この変更は、連結会計年度を通じて発生する在外連結子会社等の業績をより実態に合わせて財務諸表に反映させるため、及び当期より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）が適用されたことに伴い、四半期決算と年度決算を整合させるために行ったものです。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については主として通常の売買取引に準じた会計処理によっています。</p> <p>なお、当社及び国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を、当連結会計年度より適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微です。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法については繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が振当処理の要件を満たしている場合は振当処理、金利スワップが特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっています。</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。</p> <p>a.ヘッジ手段.....為替予約 ヘッジ対象.....外貨建債権・債務及び外貨建予定取引</p> <p>b.ヘッジ手段.....金利スワップ ヘッジ対象.....借入金</p> <p>3)ヘッジ方針</p> <p>a.輸出入取引により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ、適切な利益管理を行う目的から先物為替予約を行い、為替変動リスクをヘッジしています。取引は外貨建取引額の範囲内で行い、同一通貨で輸出入取引を行っている場合には差額に対して予約を行っています。</p> <p>b.借入金に係る金利変動リスクを回避するためにヘッジを行っています。</p> <p>4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しています。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しています。</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>1)在外子会社等の採用する会計処理基準 在外子会社等の採用する会計処理基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っています。</p>	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>3)ヘッジ方針 同左</p> <p>4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>1)在外子会社等の採用する会計処理基準 在外子会社等の財務諸表が、各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠している場合には、国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に準拠して修正しています。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 この変更による損益への影響は軽微です。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>2)消費税等にかかわる会計処理方法 税抜方式によっています。</p> <p>3)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 原則として5年から20年の定額法により償却を行っています。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっています。</p>	<p>2)消費税等にかかわる会計処理方法 同左</p> <p>3)連結納税制度の適用 同左</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1</p> <p>2</p> <p>3 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において区分掲記していました投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」、「長期貸付けによる支出」、「長期貸付金の回収による収入」は、その金額に重要性がないため「その他」に含めることとしました。なお、当連結会計年度の「貸付金の回収による収入」は0百万円、「長期貸付けによる支出」は0百万円、「長期貸付金の回収による収入」は0百万円です。</p>	<p>1 (連結貸借対照表関係) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品および製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しています。なお、前連結会計年度の、「たな卸資産」に含まれる「商品および製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ18,477百万円、2,075百万円、6,565百万円です。</p> <p>2 (連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において、流動負債の「未払費用」に含まれていた「製品保証引当金」（前連結会計年度末残高：848百万円）は重要性が増加したため、当連結会計年度から区分掲記することとしました。</p> <p>3</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1</p> <p>2 非連結子会社及び関連会社に係る注記 各科目に含まれている非連結子会社及び関連会社に対するものは以下のとおりです。 投資有価証券（株式） 299百万円</p> <p>3</p> <p>4 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金2,954百万円、再評価に係る繰延税金負債2,027百万円を計上しています。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法」によっています。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,373百万円</p> <p>5 偶発債務 当社グループのKenwood Electronics Tech-nologies (M) Sdn.Bhd.は平成12年3月期から平成17年3月期の6会計期間における当社との取引に関しマレーシア税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けていますが、調査の最終的な結果を得ていません。現時点において、その調査により生ずるかも知れない影響額を合理的に見積もることは困難です。従って、当該事象による影響は当連結財務諸表には反映されていません。</p> <p>6 リボルビング・ローン契約 当社は主要金融機関との間にリボルビング・ローン契約を締結しています。当連結会計年度末におけるリボルビング・ローン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。 リボルビング・ローン 契約の借入枠 20,000百万円 借入金実行残高 1,800百万円 差引額 18,199百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額に含まれる減損損失累計額 194百万円</p> <p>2 非連結子会社及び関連会社に係る注記 各科目に含まれている非連結子会社及び関連会社に対するものは以下のとおりです。 投資有価証券（株式） 3,794百万円</p> <p>3 株券等賃借取引 投資有価証券には貸付有価証券704百万円が含まれており、その担保として受け入れた金額を流動負債のその他として520百万円を計上しています。</p> <p>4 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金2,954百万円、再評価に係る繰延税金負債2,027百万円を計上しています。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法」によっています。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,656百万円</p> <p>5</p> <p>6 リボルビング・ローン契約 当社は主要金融機関との間にリボルビング・ローン契約を締結しています。当連結会計年度末におけるリボルビング・ローン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。 リボルビング・ローン 契約の借入枠 19,500百万円 借入金実行残高 10,817百万円 差引額 8,682百万円</p>

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)						
<p>7 貸出コミットメントライン契約</p> <p>当社は主要金融機関との間に貸出コミットメントライン契約を締結しています。当連結会計年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。</p> <p>貸出コミットメントライン</p> <table border="0" data-bbox="220 405 756 510"> <tr> <td>契約の借入枠</td> <td style="text-align: right;">30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">28,100百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,900百万円</td> </tr> </table>	契約の借入枠	30,000百万円	借入金実行残高	28,100百万円	差引額	1,900百万円	<p>7</p>
契約の借入枠	30,000百万円						
借入金実行残高	28,100百万円						
差引額	1,900百万円						
<p>8</p>	<p>8 ターム・ローン契約</p> <p>当社は主要金融機関との間にターム・ローン契約を締結しています。当連結会計年度末におけるターム・ローン契約に係る借入金実行残高は以下のとおりです。</p> <p>ターム・ローン</p> <table border="0" data-bbox="874 730 1410 763"> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">41,900百万円</td> </tr> </table>	借入金実行残高	41,900百万円				
借入金実行残高	41,900百万円						
<p>9 財務制限条項</p> <p>当連結会計年度末の主要な借入金にかかる金融機関との契約には、財務制限条項が付されています。内容は以下のとおりですが、これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められ、未実行借入枠の利用ができなくなる可能性があります。（各契約とも内容は、ほぼ同一ですが、異なる場合は条件の厳しい方を記載しています。）</p> <p>各年度の決算期及び中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期末の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額（但し、平成18年3月決算期の末日及び平成17年9月中間決算日の末日における連結の貸借対照表については、資本の部の金額に「新株予約権」、「少数株主持分」、及び「繰延ヘッジ損益」の合計を加えた金額、単体の貸借対照表については、資本の部の金額に「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計額を加えた金額）の75%以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>各年度の決算期及び中間期の末日における連結有利子負債（長期借入金、短期借入金、社債、及び手形割引）の金額を800億円以下にそれぞれ維持すること。各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業利益が損失とならないようにすること。</p>	<p>9 財務制限条項</p> <p>当連結会計年度末の主要な借入金にかかる金融機関との契約には、財務制限条項が付されています。内容は以下のとおりですが、これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められ、未実行借入枠の利用ができなくなる可能性があります。（各契約とも内容は、ほぼ同一ですが、異なる場合は条件の厳しい方を記載しています。）</p> <p>各年度の決算期及び中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期末の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額（但し、平成18年3月決算期の末日及び平成17年9月中間決算日の末日における連結の貸借対照表については、資本の部の金額に「新株予約権」、「少数株主持分」、及び「繰延ヘッジ損益」の合計を加えた金額、単体の貸借対照表については、資本の部の金額に「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計額を加えた金額）の75%以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>各年度の決算期及び中間期の末日における連結有利子負債（長期借入金、短期借入金、社債、及び手形割引）の金額を800億円以下にそれぞれ維持すること。各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業利益を損失としないこと。</p> <p>親会社であるJVC・ケンウッド・ホールディングス（株）について各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業利益を損失としないこと。</p>						

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																												
<p>1 売上原価には、主に在外連結子会社のたな卸資産の低価法（洗替法）による戻入額39百万円が含まれています。</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は以下の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝販促費</td> <td style="text-align: right;">5,839百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">68</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">14,790</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,057</td> </tr> <tr> <td>サービス費</td> <td style="text-align: right;">1,370</td> </tr> </table> <p>3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、1,293百万円です。</p> <p>4 固定資産売却益のうち主要な費目及び金額は建物及び構築物33百万円、機械装置及び運搬具20百万円、工具器具及び備品0百万円です。</p> <p>5 固定資産売却損のうち主要な費目及び金額は機械装置及び運搬具6百万円、工具器具及び備品0百万円です。</p> <p>6 固定資産除却損のうち主要な費目及び金額は建物及び構築物23百万円、機械装置及び運搬具22百万円、工具器具及び備品76百万円、ソフトウェア176百万円、その他の無形固定資産12百万円です。</p> <p>7</p>	宣伝販促費	5,839百万円	貸倒引当金繰入額	68	人件費	14,790	減価償却費	1,057	サービス費	1,370	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下にともなう簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損の前連結会計年度洗替後の繰入額が、売上原価に含まれています。 31百万円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は以下の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">宣伝販促費</td> <td style="text-align: right;">5,063百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">12,864</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,056</td> </tr> <tr> <td>サービス費</td> <td style="text-align: right;">1,261</td> </tr> </table> <p>3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、923百万円です。</p> <p>4 固定資産売却益のうち主要な費目及び金額は建物及び構築物1百万円、機械装置及び運搬具10百万円、工具器具及び備品0百万円です。</p> <p>5 固定資産売却損のうち主要な費目及び金額は機械装置及び運搬具2百万円、工具器具及び備品0百万円です。</p> <p>6 固定資産除却損のうち主要な費目及び金額は建物及び構築物8百万円、機械装置及び運搬具3百万円、工具器具及び備品15百万円、ソフトウェア426百万円、その他の無形固定資産3百万円です。</p> <p>7 減損損失 ホームエレクトロニクス事業の以下の事業用資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 15%;">用 途</th> <th style="width: 40%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">金 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">東京都 八王子市 他</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">事業用資産</td> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>運搬具</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">98</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td colspan="3">リース資産</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">減損損失 合計</td> <td style="text-align: right;">214</td> </tr> </tbody> </table> <p>（減損損失の認識に至った経緯） 消費の低迷による売上の伸び悩みが、収益を圧迫する要因となり、同事業における将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を下回ると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しました。</p> <p>（資産のグルーピングの方法） 事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎としつつ、収支把握単位・経営管理単位を勘案しグルーピングを行っています。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行い、本社等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。</p> <p>（回収可能価額の算定方法） 事業用資産については使用価値により測定していますが、当連結会計年度においては、回収可能価額を零として評価しています。</p>	宣伝販促費	5,063百万円	貸倒引当金繰入額	118	人件費	12,864	減価償却費	1,056	サービス費	1,261	場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)	東京都 八王子市 他	事業用資産	建物及び構築物	15	機械装置	70	運搬具	7	工具、器具及び備品	98	無形固定資産	19	リース資産			2	減損損失 合計			214
宣伝販促費	5,839百万円																																												
貸倒引当金繰入額	68																																												
人件費	14,790																																												
減価償却費	1,057																																												
サービス費	1,370																																												
宣伝販促費	5,063百万円																																												
貸倒引当金繰入額	118																																												
人件費	12,864																																												
減価償却費	1,056																																												
サービス費	1,261																																												
場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)																																										
東京都 八王子市 他	事業用資産	建物及び構築物	15																																										
		機械装置	70																																										
		運搬具	7																																										
		工具、器具及び備品	98																																										
		無形固定資産	19																																										
リース資産			2																																										
減損損失 合計			214																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	367,524			367,524
合計	367,524			367,524
自己株式				
普通株式	576	75		651
合計	576	75		651

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加75千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	733百万円	2円	平成19年3月31日	平成19年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	733百万円	利益剰余金	2円	平成20年3月31日	平成20年6月3日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	367,524	0	719	366,805
合計	367,524	0	719	366,805
自己株式				
普通株式	651	68	719	
合計	651	68	719	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加68千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。
2. 普通株式の自己株式は、ビクターとケンウッドとの経営統合に伴い、すべて消却しました。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	733百万円	2円	平成20年3月31日	平成20年6月3日
平成20年9月30日 取締役会	普通株式	733百万円	2円	平成20年9月30日	平成20年12月9日
平成21年3月19日 臨時株主総会	普通株式	20,260百万円	55円		平成21年3月23日
計		21,727百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">14,988百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">14,952百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,988百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	36	現金及び現金同等物	14,952百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,870百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">16,846百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	16,870百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24	現金及び現金同等物	16,846百万円				
現金及び預金勘定	14,988百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	36																
現金及び現金同等物	14,952百万円																
現金及び預金勘定	16,870百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24																
現金及び現金同等物	16,846百万円																
<p>2 株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに連結子会社になった会社の連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに当該株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,648百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,457百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">6,077百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">883百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>株式取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,274百万円</td> </tr> <tr> <td>被買収会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td>差引:取得による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">8,024百万円</td> </tr> </table>	流動資産	1,648百万円	固定資産	1,457百万円	のれん	6,077百万円	流動負債	883百万円	固定負債	25百万円	株式取得価額	8,274百万円	被買収会社の現金及び現金同等物	250百万円	差引:取得による支出	8,024百万円	<p>2</p>
流動資産	1,648百万円																
固定資産	1,457百万円																
のれん	6,077百万円																
流動負債	883百万円																
固定負債	25百万円																
株式取得価額	8,274百万円																
被買収会社の現金及び現金同等物	250百万円																
差引:取得による支出	8,024百万円																
<p>3</p>	<p>3 連結範囲の変更により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>連結範囲の変更により連結子会社でなくなった会社の連結除外時の現金及び現金同等物は1,262百万円であり、現金及び現金同等物以外の資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">12,663百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,890百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,554百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">10,651百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">11,291百万円</td> </tr> </table>	流動資産	12,663百万円	固定資産	3,890百万円	資産合計	16,554百万円	流動負債	10,651百万円	固定負債	640百万円	負債合計	11,291百万円				
流動資産	12,663百万円																
固定資産	3,890百万円																
資産合計	16,554百万円																
流動負債	10,651百万円																
固定負債	640百万円																
負債合計	11,291百万円																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置 及び運搬具	33	30	3	機械装置 及び運搬具	3	2	0
2)未経過リース料期末残高相当額				2)未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
3百万円				0百万円			
1年超				1年超			
0百万円				百万円			
合計				合計			
3百万円				0百万円			
3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
52百万円				3百万円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
48百万円				2百万円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
0百万円				0百万円			
4)減価償却費相当額の算定方法				4)減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっています。				同左			
5)利息相当額の算定方法				5)利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分は利息法によっています。				同左			

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,059	2,562	502
小計	2,059	2,562	502
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	20,631	12,996	7,634
小計	20,631	12,996	7,634
合計	22,690	15,558	7,132

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

2. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について4百万円減損処理を行っています。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
703	472	

3 時価のない有価証券の主な内容

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	88
合計	88

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について41百万円減損処理を行っています。

当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの

	当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1	2	0
小計	1	2	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,393	1,230	162
小計	1,393	1,230	162
合計	1,394	1,232	162

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

2. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について214百万円減損処理を行っています。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
1,195	372	

3 時価のない有価証券の主な内容

	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	47
合計	47

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について21百万円減損処理を行っています。

（デリバティブ取引関係）

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
<p>取引の状況に関する事項</p> <p>当社グループは、輸出入取引により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ適切な利益管理を行う目的から主として当社において先物為替予約取引を行っています。取引は外貨建取引額の範囲内で行い、特に同一通貨で輸出入取引を行っている場合には、差額に対して予約を行っています。なお、投機目的でのデリバティブの使用は行わない方針です。</p> <p>また、借入金は金利上昇リスクを回避するため、変動金利での調達分を対象に、先行き金利上昇が予想される局面での調達時に、変動リスクを限定した金利スワップを一部利用しています。</p> <p>なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行等であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しています。</p> <p>これらの管理は、当社財務部で行っているが、基本方針はCEOが決定し、取引結果は執行役員及び取締役会に報告しています。</p>	<p>取引の状況に関する事項</p> <p>当社グループは、輸出入取引により生ずる外貨建債権債務及び将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ適切な利益管理を行う目的から主として当社において先物為替予約取引を行っています。取引は外貨建取引額の範囲内で行い、特に同一通貨で輸出入取引を行っている場合には、差額に対して予約を行っています。なお、投機目的でのデリバティブの使用は行わない方針です。</p> <p>また、借入金は金利上昇リスクを回避するため、変動金利での調達分を対象に、先行き金利上昇が予想される局面での調達時に、変動リスクを限定した金利スワップを一部利用しています。</p> <p>なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行等であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しています。</p> <p>当社グループはデリバティブ取引に関して、取引権限等を定めた取引規定を設け、取引の実行は当社の財務担当部門及び同部門担当役員の指名した者が行っています。取引については、都度CEOの承認が行われています。</p>

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前連結会計年度

当社グループは、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っていますが、いずれもヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

当連結会計年度

通貨関連

区分	種類	当連結会計年度末 （平成21年3月31日）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち1 年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	3,388	-	3,525	136
	英ポンド	196	-	207	11
	カナダドル	242	-	246	4
	オーストラリア ドル	158	-	168	10
	香港ドル	430	-	430	0
	買建				
	シンガポール ドル	643	-	654	10
合計	-	-	-	150	

（注）1 時価は連結会計年度末日現在の先物為替相場を使用して算出しています。

2 ヘッジ会計が適用されているもの及び振当処理されているものは開示の対象から除いています。

（退職給付関係）

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）																																																																																																								
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。 なお、一部の海外連結子会社でも確定給付型の制度を設けています。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">22,547百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">7,021</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）</td> <td style="text-align: right;">15,526</td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">3,184</td> </tr> <tr> <td>(5) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td>(6) 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">2,752</td> </tr> <tr> <td>(7) 前払年金費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(8) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,622百万円</td> </tr> </table> <p>（注）一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を適用しています。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">856百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">401</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">454</td> </tr> <tr> <td>(5) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>(6) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">280</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(7) 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,772百万円</td> </tr> </table> <p>（注）簡便法を適用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めています。</p> <p>4 退職給付債務等の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2) 割引率</td> <td style="text-align: right;">主として2.0%</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">主として3.0%</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）</td> </tr> <tr> <td>(6) 会計基準変更時差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	22,547百万円	(2) 年金資産	7,021	<hr/>		(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）	15,526	(4) 会計基準変更時差異の未処理額	3,184	(5) 未認識過去勤務債務	33	(6) 未認識数理計算上の差異	2,752	(7) 前払年金費用		<hr/>		(8) 退職給付引当金	9,622百万円	(1) 勤務費用	856百万円	(2) 利息費用	401	(3) 期待運用収益	205	(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	454	(5) 過去勤務債務の費用処理額	14	(6) 数理計算上の差異の費用処理額	280	<hr/>		(7) 退職給付費用	1,772百万円	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	主として2.0%	(3) 期待運用収益率	主として3.0%	(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）		(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）		(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">21,723百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;">6,505</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）</td> <td style="text-align: right;">15,217</td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,626</td> </tr> <tr> <td>(5) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>(6) 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">3,648</td> </tr> <tr> <td>(7) 前払年金費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(8) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">8,961百万円</td> </tr> </table> <p>（注）一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を適用しています。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">948百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">424</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">207</td> </tr> <tr> <td>(4) 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">445</td> </tr> <tr> <td>(5) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>(6) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">471</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>(7) 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,068百万円</td> </tr> </table> <p>（注）1．簡便法を適用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めています。 2．上記退職給付費用以外に割増退職金として、特別損失の「特別退職金」に790百万円を計上しています。</p> <p>4 退職給付債務等の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2) 割引率</td> <td style="text-align: right;">主として2.0%</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">主として3.0%</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）</td> </tr> <tr> <td>(6) 会計基準変更時差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">15年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	21,723百万円	(2) 年金資産	6,505	<hr/>		(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）	15,217	(4) 会計基準変更時差異の未処理額	2,626	(5) 未認識過去勤務債務	18	(6) 未認識数理計算上の差異	3,648	(7) 前払年金費用		<hr/>		(8) 退職給付引当金	8,961百万円	(1) 勤務費用	948百万円	(2) 利息費用	424	(3) 期待運用収益	207	(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	445	(5) 過去勤務債務の費用処理額	14	(6) 数理計算上の差異の費用処理額	471	<hr/>		(7) 退職給付費用	2,068百万円	(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2) 割引率	主として2.0%	(3) 期待運用収益率	主として3.0%	(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）		(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）		(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年
(1) 退職給付債務	22,547百万円																																																																																																								
(2) 年金資産	7,021																																																																																																								
<hr/>																																																																																																									
(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）	15,526																																																																																																								
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	3,184																																																																																																								
(5) 未認識過去勤務債務	33																																																																																																								
(6) 未認識数理計算上の差異	2,752																																																																																																								
(7) 前払年金費用																																																																																																									
<hr/>																																																																																																									
(8) 退職給付引当金	9,622百万円																																																																																																								
(1) 勤務費用	856百万円																																																																																																								
(2) 利息費用	401																																																																																																								
(3) 期待運用収益	205																																																																																																								
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	454																																																																																																								
(5) 過去勤務債務の費用処理額	14																																																																																																								
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	280																																																																																																								
<hr/>																																																																																																									
(7) 退職給付費用	1,772百万円																																																																																																								
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																								
(2) 割引率	主として2.0%																																																																																																								
(3) 期待運用収益率	主として3.0%																																																																																																								
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年																																																																																																								
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）																																																																																																									
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																																																																								
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）																																																																																																									
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																																								
(1) 退職給付債務	21,723百万円																																																																																																								
(2) 年金資産	6,505																																																																																																								
<hr/>																																																																																																									
(3) 未積立退職給付債務 （(1) + (2)）	15,217																																																																																																								
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	2,626																																																																																																								
(5) 未認識過去勤務債務	18																																																																																																								
(6) 未認識数理計算上の差異	3,648																																																																																																								
(7) 前払年金費用																																																																																																									
<hr/>																																																																																																									
(8) 退職給付引当金	8,961百万円																																																																																																								
(1) 勤務費用	948百万円																																																																																																								
(2) 利息費用	424																																																																																																								
(3) 期待運用収益	207																																																																																																								
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	445																																																																																																								
(5) 過去勤務債務の費用処理額	14																																																																																																								
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	471																																																																																																								
<hr/>																																																																																																									
(7) 退職給付費用	2,068百万円																																																																																																								
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																								
(2) 割引率	主として2.0%																																																																																																								
(3) 期待運用収益率	主として3.0%																																																																																																								
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年																																																																																																								
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した期より費用処理しています。）																																																																																																									
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																																																																								
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しています。）																																																																																																									
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																																								

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">842百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">7,628 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,821 "</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,827 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,120 "</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">14,211 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">908 "</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">187 "</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式認定損</td> <td style="text-align: right;">30 "</td> </tr> <tr> <td>投資控除</td> <td style="text-align: right;">120 "</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">26 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">364 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">544 "</td> </tr> </table>	有価証券評価損	842百万円	繰越欠損金	7,628 "	退職給付引当金	3,821 "	その他	2,827 "	繰延税金資産小計	15,120 "	評価性引当額	14,211 "	繰延税金資産合計	908 "	その他有価証券評価差額金	187 "	関係会社株式認定損	30 "	投資控除	120 "	その他	26 "	繰延税金負債合計	364 "	差引：繰延税金資産の純額	544 "	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">938百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">12,211 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,559 "</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,425 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,134 "</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">18,251 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">882 "</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">0 "</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式認定損</td> <td style="text-align: right;">30 "</td> </tr> <tr> <td>投資控除</td> <td style="text-align: right;">118 "</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">18 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">166 "</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">715 "</td> </tr> </table>	有価証券評価損	938百万円	繰越欠損金	12,211 "	退職給付引当金	3,559 "	その他	2,425 "	繰延税金資産小計	19,134 "	評価性引当額	18,251 "	繰延税金資産合計	882 "	その他有価証券評価差額金	0 "	関係会社株式認定損	30 "	投資控除	118 "	その他	18 "	繰延税金負債合計	166 "	差引：繰延税金資産の純額	715 "
有価証券評価損	842百万円																																																				
繰越欠損金	7,628 "																																																				
退職給付引当金	3,821 "																																																				
その他	2,827 "																																																				
繰延税金資産小計	15,120 "																																																				
評価性引当額	14,211 "																																																				
繰延税金資産合計	908 "																																																				
その他有価証券評価差額金	187 "																																																				
関係会社株式認定損	30 "																																																				
投資控除	120 "																																																				
その他	26 "																																																				
繰延税金負債合計	364 "																																																				
差引：繰延税金資産の純額	544 "																																																				
有価証券評価損	938百万円																																																				
繰越欠損金	12,211 "																																																				
退職給付引当金	3,559 "																																																				
その他	2,425 "																																																				
繰延税金資産小計	19,134 "																																																				
評価性引当額	18,251 "																																																				
繰延税金資産合計	882 "																																																				
その他有価証券評価差額金	0 "																																																				
関係会社株式認定損	30 "																																																				
投資控除	118 "																																																				
その他	18 "																																																				
繰延税金負債合計	166 "																																																				
差引：繰延税金資産の純額	715 "																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>税効果を認識していない欠損金</td> <td style="text-align: right;">4.0</td> </tr> <tr> <td>税効果を認識していない一時差異</td> <td style="text-align: right;">13.6</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の計上</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>外国における法定実効税率の差異</td> <td style="text-align: right;">10.8</td> </tr> <tr> <td>税効果を認識しない連結調整項目</td> <td style="text-align: right;">8.5</td> </tr> <tr> <td>連結納税による税額の減少</td> <td style="text-align: right;">6.1</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>税額控除されない外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">1.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21.9</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9	税効果を認識していない欠損金	4.0	税効果を認識していない一時差異	13.6	評価性引当額の計上	1.1	外国における法定実効税率の差異	10.8	税効果を認識しない連結調整項目	8.5	連結納税による税額の減少	6.1	住民税均等割	0.8	税額控除されない外国源泉税	1.0	その他	0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失のため注記を省略しています。</p>																								
法定実効税率	40.7%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9																																																				
税効果を認識していない欠損金	4.0																																																				
税効果を認識していない一時差異	13.6																																																				
評価性引当額の計上	1.1																																																				
外国における法定実効税率の差異	10.8																																																				
税効果を認識しない連結調整項目	8.5																																																				
連結納税による税額の減少	6.1																																																				
住民税均等割	0.8																																																				
税額控除されない外国源泉税	1.0																																																				
その他	0.9																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9																																																				

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(パーチェス法適用)

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

Zetron, Inc. 公官庁向け及び一般業務用の無線通信指令・管制システムや無線ネットワークシステムの開発・生産・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

業務無線分野において、無線通信トータルシステムとしてのターンキーシステム(*)受注の拡大により世界市場におけるプレゼンスをさらに増大して、無線端末の供給からシステムソリューションへと事業領域の拡大をはかるため。

*ターンキーシステム：基地局設置から端末までを備えた包括的な無線通信トータルシステムで、納入後すぐに顧客が使用可能なようにセットアップされたもの。

(3) 企業結合日

平成19年5月10日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

Zetron, Inc.

(6) 取得した議決権比率

100%

2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年5月10日から平成20年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

現金	8,144百万円
取得に直接要した支出額	130百万円
取得原価	8,274百万円

4 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) のれん金額 6,077百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものです。

(3) 償却の方法及び償却期間

20年間で均等償却

5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,648百万円
固定資産	1,457百万円
のれん	6,077百万円
流動負債	883百万円
固定負債	25百万円
合計	8,274百万円

6 のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

主要な種類別の内訳	加重平均償却期間
商標関連	1,219百万円 15年

7 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該影響額に重要性が乏しいため省略しています。

なお、当該注記は、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けていません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. J & Kテクノロジーズ株式会社へのカーエレクトロニクス事業の承継について

当社及び日本ビクター株式会社(以下「ビクター」)は、平成20年10月1日を効力発生日として、会社分割(簡易吸収分割)の方法により、両社のカーエレクトロニクス事業に関して有する権利義務の一部及び両子会社株式等の管理事業に関して有する権利義務の一部を、両社の共同出資による技術開発合弁会社であるJ & Kテクノロジーズ株式会社(以下「J & Kテクノロジーズ」)に承継させました。本吸収分割に係る持分比率の変更がありました。

(1) 本吸収分割の目的

本吸収分割により両社は、もっとも大きなシナジー効果が見込めるカーエレクトロニクス事業に関して、両社の開発・設計・調達・生産機能をJ & Kテクノロジーズに統合し、これにより、両社リソースの有効活用やスケールメリットの増大、知的財産の相互利用によるメリットも活かしながら、売上・収益の両面からシナジー効果の早期最大化をはかり、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社において同事業を強固な最大売上の事業分野(ジャンル)へと成長させることをねらいとしています。

(2) 本吸収分割の概要

本吸収分割の形態

両社を分割会社とし、両社が発行株式のすべてを保有するJ & Kテクノロジーズを承継会社とする吸収分割

本吸収分割に係る割当ての内容及びその算定根拠

J & Kテクノロジーズは、両社から承継する対象権利義務の時価に鑑み、普通株式771,548株を発行し、当社に355,832株、ビクターに415,716株を割当交付しました。この結果、所有株式数の割合は当社が46.1%、ビクターが53.9%となりました。

本吸収分割に係る部門の事業内容及び経営成績

事業内容 両社のカーエレクトロニクス事業に関する開発・設計・調達・生産機能

経営成績(平成20年中間会計期間)

当社	単体売上高	57,747百万円
	対象部門売上高	38,278百万円
ビクター	単体売上高	130,759百万円
	対象部門売上高	22,663百万円

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の総資産・純資産の額等

当社(分割会社)

総資産	115,350百万円
純資産	25,351百万円

ビクター(分割会社)

総資産	301,856百万円
純資産	106,280百万円

J & Kテクノロジーズ(承継会社)

総資産	402百万円
純資産	306百万円

本吸収分割により承継された資産・負債の内容及び金額

当社より承継した資産・負債の内容及び金額

固定資産	607百万円
子会社株式	4,023百万円
合計	4,630百万円

ビクターより承継した資産・負債の内容及び金額

固定資産	1,621百万円
子会社株式	5,005百万円
合計	6,627百万円

当該吸収分割の実施日(効力発生日) 平成20年10月1日

(注)両社においては、会社法第784条第3項の規定により、株主総会の承認を受けずに当該吸収分割を実施しました。

会計処理の概要

関連会社に該当するため、損益について持分法による投資損益を計上。

2. ホームエレクトロニクス事業の新設会社分割について

(1) 新設分割企業の名称、分割した事業の内容、分割を行った主な理由、分割設立日及び法的形式を含む分割の概要

新設分割企業の名称

株式会社ケンウッド・ホームエレクトロニクス

分割した事業の内容

音響機器、映像機器、通信機器の製造販売及び設置工事、電器・電子機械器具の製造販売、これらに附帯または関連する物品の製造販売及び輸出入、ならびにこれらに附帯または関連する一切の事業

分割を行った主な理由

商品企画・販売に特化したファブレスな会社とし、市場環境に柔軟に対応できる体制を構築して競争力を高め、高付加価値型事業構造への転換を進めてきたケンウッドのホームエレクトロニクス事業の収益事業化を目指し、事業分割を行いました。

企業結合日

平成20年12月1日

法的形式を含む事業結合の概要

当社を分割会社とし、当社の完全子会社として新設された株式会社ケンウッド・ホームエレクトロニクスを承継会社とする簡易設立分割(分社型)

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引に該当するため、内部取引として消去されます。

(3) 承継会社の資産、負債及び金額

資産の部	20百万円
負債の部	百万円
純資産の部	20百万円

（セグメント情報）

事業の種類別セグメント情報

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
	カーエレクトロニクス事業 (百万円)	コミュニケーションズ事業 (百万円)	ホームエレクトロニクス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	89,666	62,940	9,680	2,976	165,262		165,262
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高							
合計	89,666	62,940	9,680	2,976	165,262		165,262
営業費用	90,697	55,260	10,225	2,821	159,003		159,003
営業利益又は 営業損失()	1,031	7,680	545	155	6,259		6,259
資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出							
資産	60,904	36,032	7,610	1,683	106,230	19,858	126,088
減価償却費	4,799	1,652	430	14	6,896		6,896
減損損失							
資本的支出	3,997	1,596	363	4	5,961		5,961

(注) 1 事業区分の方法

当社グループの事業区分は、製品の種類・販売市場の類似性を考慮して区分しています。

2 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ、カーナビゲーション等のカーエレクトロニクス関連製品
コミュニケーションズ事業	アマチュア無線機、業務用無線機、特定小電力トランシーバー等の通信機器関連製品、無線通信指令・管制システム、無線ネットワークシステム、携帯電話回線販売
ホームエレクトロニクス事業	ステレオ（システムコンポーネント、セパレートコンポーネント）、ホームシアターシステム、DVDプレーヤー、ポータブルオーディオ等のホームエレクトロニクス関連製品
その他	非接触移動体識別システム、気象衛星データ受信システム、他電子機器等

3 当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は19,858百万円で、その主なものは、当社での現金預金及び長期投資資産（投資有価証券）です。

5 有形固定資産の減価償却の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法（会計方針の変更）に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

同じく（追加情報）に記載のとおり、平成19年3月31日以前に取得した資産については改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。この変更に伴い、従来の償却方法によった場合と比較して、当連結会計年度における営業費用はカーエレクトロニクス事業121百万円、コミュニケーションズ事業71百万円、ホームエレクトロニクス事業32百万円、その他0百万円増加し、コミュニケーションズ事業及びその他については、営業利益がそれぞれ同額減少し、カーエレクトロニクス事業及びホームエレクトロニクス事業については、営業損失がそれぞれ同額増加しています。

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
	カーエレクトロニクス事業 (百万円)	コミュニケーションズ事業 (百万円)	ホームエレクトロニクス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	74,727	55,030	7,483	2,283	139,523		139,523
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高							
合計	74,727	55,030	7,483	2,283	139,523		139,523
営業費用	76,951	50,987	8,363	2,328	138,629		138,629
営業利益又は 営業損失()	2,224	4,043	881	45	893		893
資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出							
資産	57,202	39,797	6,357	1,214	104,571	13,395	117,966
減価償却費	3,376	1,741	355	7	5,480		5,480
減損損失			214		214		214
資本的支出	2,097	1,574	237	7	3,916		3,916

(注) 1 事業区分の方法

当社グループの事業区分は、製品の種類・販売市場の類似性を考慮して区分しています。

2 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
カーエレクトロニクス事業	カーオーディオ、カーナビゲーション等のカーエレクトロニクス関連製品
コミュニケーションズ事業	アマチュア無線機、業務用無線機、特定小電力トランシーバー等の通信機器関連製品、無線通信指令・管制システム、無線ネットワークシステム、携帯電話回線販売
ホームエレクトロニクス事業	ステレオ（システムコンポーネント、セパレートコンポーネント）、ホームシアターシステム、DVDプレーヤー、ポータブルオーディオ等のホームエレクトロニクス関連製品
その他	非接触移動体識別システム、気象衛星データ受信システム、他電子機器等

3 当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は13,395百万円で、その主なものは、当社での現金預金及び長期投資資産（投資有価証券）です。

5 会計処理の方法の変更

たな卸資産の評価の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法 3 たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しています。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度のカーエレクトロニクス事業、ホームエレクトロニクス事業及びその他の営業損失はそれぞれ462百万円、75百万円、6百万円増加し、コミュニケーションズ事業の営業利益は144百万円減少しています。

製品保証引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項（4）重要な引当金の計上基準 3）製品保証引当金」（追加情報）に記載のとおり、製品の無償保証期間中の修理費用については、在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度のカーエレクトロニクス事業の営業損失は25百万円減少し、コミュニケーションズ事業の営業利益は5百万円減少し、ホームエレクトロニクス事業の営業損失は4百万円減少しています。

所在地別セグメント情報

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	58,731	49,980	36,852	16,332	3,365	165,262		165,262
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	83,445	66	1,931	54,568	11	140,024	(140,024)	
合計	142,176	50,047	38,784	70,901	3,377	305,287	(140,024)	165,262
営業費用	140,972	48,998	37,797	68,505	3,311	299,584	(140,581)	159,003
営業利益	1,204	1,049	987	2,395	65	5,702	557	6,259
資産	100,325	25,723	13,602	22,214	1,549	163,416	(37,327)	126,088

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
(2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
(3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
(4) その他の地域 オーストラリア

3 当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は19,858百万円で、その主なものは、当社での現金預金及び長期投資資金(投資有価証券)です。

5 有形固定資産の減価償却の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 4 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法(会計方針の変更)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

同じく(追加情報)に記載のとおり、平成19年3月31日以前に取得した資産については改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。この変更に伴い、従来の償却方法によった場合と比較して、当連結会計年度の日本の営業費用は225百万円増加し、営業利益は同額減少しています。

	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	41,723	49,465	29,754	16,155	2,424	139,523		139,523
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	67,853	124	889	32,036	24	100,928	(100,928)	
合計	109,577	49,589	30,643	48,192	2,448	240,451	(100,928)	139,523
営業費用	112,416	48,337	30,537	47,066	2,460	240,818	(102,188)	138,629
営業利益又は 営業損失()	2,838	1,252	105	1,125	11	366	1,260	893
資産	106,004	25,364	8,182	7,791	1,052	148,396	(30,429)	117,966

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
(2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
(3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
(4) その他の地域 オーストラリア

3 当連結会計年度において、配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は13,395百万円で、その主なものは、当社での現金預金及び長期投資資金(投資有価証券)です。

5 会計処理の方法の変更

たな卸資産の評価の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 3) たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、たな卸資産の評価基準については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しています。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度は、日本の営業損失が355百万円増加し、米州、欧州及びアジアの営業利益がそれぞれ240百万円、31百万円、62百万円減少しています。

製品保証引当金

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 3) 製品保証引当金」(追加情報)に記載のとおり、製品の無償保証期間中の修理費用については、在外連結子会社を除き、従来は修理作業等の発生時に費用として処理していましたが、無償修理費用の金額的重要性が増したこと及び将来の修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より、過去の支出実績を基礎として算出した見積額を製品保証引当金として計上することとしています。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の日本の営業損失は、24百万円減少しています。

海外売上高

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
	米州	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	50,121	35,549	18,205	4,329	108,204
連結売上高(百万円)	165,262				
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.4	21.5	11.0	2.6	65.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
(2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
(3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
(4) その他の地域 オーストラリア、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高(ただし、連結会社間の内部売上高は除く)です。

	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
	米州	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	48,461	29,527	17,201	4,413	99,603
連結売上高(百万円)	139,523				
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	34.7	21.2	12.3	3.2	71.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州 アメリカ、カナダ、パナマ
(2) 欧州 ドイツ、フランス、イギリス
(3) アジア 中国、シンガポール、アラブ首長国連邦
(4) その他の地域 オーストラリア、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高(ただし、連結会社間の内部売上高は除く)です。

(関連当事者情報)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

関連当事者との重要な取引がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	横浜市 神奈川区	10,000	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、業務用システム事業、エンタテインメント事業等を営む会社の保有を通じた事業活動の支配・管理	(被所有) 100.0	持株会社	資金の貸付 利息の受取 第三者割当増資株式の現物配当	22,189 14 22,000 20,260	長期貸付金 短期貸付金 未収入金	22,000 89 14

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高には消費税が含まれています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

(2) 関連会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	J&Kテクノロジーズ(株)	東京都 八王子市	445	カーエレクトロニクス関連機器の技術開発	(所有) 46.1	当社製品の生産 役員のパ派遣	当社製品の購入 会社分割による資産の譲渡	20,495 4,630	買掛金 関係会社 株式 その他流動資産	3,342 5,075 2,994

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高には消費税が含まれています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しています。

(2) 当社製品の購入については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	81円57銭	74円32銭
1株当たり当期純利益又は純損失 ()金額	8円67銭	13円56銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、当連結会計年度は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益又は純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	3,181	4,975
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	3,181	4,975
普通株式の期中平均株式数(千株)	366,902	366,827

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	29,925	27,260
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	29,925	27,260
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	366,873	366,805

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>日本ビクター株式会社と当社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について</p> <p>日本ビクター株式会社(以下「ビクター」)及び当社は、平成20年10月1日を期して、株式移転によりJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」)を設立(以下「本株式移転」)することについて合意に達し、平成20年5月12日開催の両社取締役会において本株式移転に関する「株式移転計画書」の作成、及び「統合契約書」(以下「統合契約」)の締結を決議いたしました。</p> <p>なお、上記株式移転計画は、平成20年6月27日開催の両社の株主総会で承認されています。</p> <p>1. 株式移転による経営統合の概要</p> <p>(1) 経営統合の背景</p> <p>近年のコンシューマーエレクトロニクス業界は、デジタル化の進展にともなって、企業の設備投資やソフト開発負担が増加する一方、汎用部品による商品化が容易になり商品の差別化が難しくなったことから韓国・台湾・中国などのメーカーが台頭し、世界市場でシェア競争と価格競争が激化しています。さらにAV業界ではIT業界からの参入などもあり、市場競争が一層熾烈なものとなっています。</p> <p>ビクター及び当社は、このような厳しい競争環境を勝ち残り、企業価値の拡大・創造をはかるためには日本のAV専門メーカーの再編が不可欠だと考えました。</p> <p>(2) 経営統合のスキーム</p> <p>本経営統合では、本株式移転により新設される共同持株会社が、事業会社であるビクター及び当社の株式を100%保有する形態を予定しております。</p> <p>なお、本経営統合にともない、共同持株会社を東京証券取引所市場第一部に新規上場すべく速やかに申請手続きを行う予定です。また、ビクターは現在の東京証券取引所市場第一部の上場と大阪証券取引所市場第一部の上場を、当社は現在の東京証券取引所市場第一部の上場を廃止し、それぞれの株式に対し所定の株式移転比率で東京証券取引所市場第一部に新規上場する共同持株会社の株式が交付される予定です。</p> <p>(3) 経営統合の目的</p> <p>本経営統合により両社は、これまで共通事業であるカーエレクトロニクス及びホームオーディオにおける開発、生産・調達面などに限定していた連携を他の現行事業領域や新事業領域、マーケティング・販売などの活動領域へと拡大します。</p> <p>また、共通事業については、J&Kテクノロジーズを将来は両社と並ぶ事業会社にすることを視野に、その役割を全面的な調達・生産分野にまで拡大することにより、カーエレクトロニクス事業を強固な収益の柱へと成長させるとともに、ホームオーディオ事業の早期の収益事業化をはかります。</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>両社はこれらの取り組みを通じてシナジー効果の最大化をはかるとともに、両社一体としてのグローバルな企業価値の拡大と新たな企業価値の創造に取り組んでいきます。そして、新たな統合ビジョンのもと、世界のAV業界をリードする専門メーカーとしての地位確立をめざします。</p> <p>2. 株式移転の要旨</p> <p>(1) 株式移転の日程</p> <p>平成20年3月31日 定時株主総会基準日 (両社)</p> <p>平成20年5月12日 株式移転決議取締役会 (両社)</p> <p>平成20年5月12日 統合契約締結(両社)</p> <p>平成20年5月12日 株式移転計画書作成 (両社)</p> <p>平成20年6月27日 ビクター株式移転承認 株主総会(定時)</p> <p>平成20年6月27日 当社株式移転承認株主 総会(定時)</p> <p>平成20年7月下旬 大阪証券取引所上場 (予定) 廃止日(ビクター)</p> <p>平成20年9月25日 東京証券取引所上場 (予定) 廃止日(両社)</p> <p>平成20年10月1日 共同持株会社設立登記日 (予定) (効力発生日)</p> <p>平成20年10月1日 共同持株会社株式上場日 (予定)</p> <p>平成20年11月下旬 共同持株会社株券交付日 (予定)</p> <p>(2) 株式移転に係る割当ての内容</p> <table border="1" data-bbox="175 1182 756 1279"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>ビクター</th> <th>当社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式移転に係る割当ての内容</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ビクターの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。 また、共同持株会社の株式売買単位は100株とします。(現在の両社の株式売買単位は1,000株です。) ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。</p> <p>(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定) 普通株式 1,091,371千株 上記は平成20年3月31日現在におけるビクター及び当社の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、ビクター及び当社は共同持株会社設立の前日までにそれぞれが保有する自己株式のすべてを消却する予定ですので、共同持株会社が交付する株式数は変動いたします。</p>	会社名	ビクター	当社	株式移転に係る割当ての内容	2	1	
会社名	ビクター	当社					
株式移転に係る割当ての内容	2	1					

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) 株式移転比率の算定根拠等</p> <p>a) 算定の基礎及び経緯</p> <p>ビクター及び当社は、株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ、ビクターはUBS証券会社(以下「UBS」)を、当社はGCAサヴィアン株式会社(以下「GCAサヴィアン」)を、本経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。</p> <p>ビクターの取締役会は、UBSより平成20年5月12日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率がビクター株主にとり財務的見地から公正である旨の意見書(以下「意見書(1)」)を入手しております。</p> <p>UBSは本経営統合の諸条件等を分析した上で、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、市場株価法分析、類似企業比較分析、利益貢献度分析、過去の統合事例分析、希薄化増大化分析などを総合的に勘案して意見表明を行っております。</p> <p>UBSが意見書(1)の作成にあたって、使用した主要な株式移転比率の評価方法及び概略は下記の通りです。</p> <p>DCF法による株式移転比率は当社株式1株に対して共同持株会社株式1株を交付する場合に、ビクター株式1株に対しては1.70から2.27までの範囲と算定されております。</p> <p>市場株価法による株式移転比率は当社株式1株に対して共同持株会社株式1株を交付する場合に、ビクター株式1株に対しては1.99から2.15までの範囲と算定されております。</p> <p>類似企業比較分析、利益貢献度分析、過去の統合事例分析及び希薄化増大化分析を実施しております。</p> <p>市場株価法については、平成20年5月9日を評価基準日として、評価基準日の株価、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月の平均株価、及びビクターならびに当社が平成20年3月期業績予想の修正を発表した平成20年4月15日の翌日からの平均株価に当社の平成20年3月期末基準日及び平成20年9月末基準日に予定されている配当を勘案したものを採用いたしました。</p> <p>なお、UBSは、意見書(1)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、入手した公開情報、ビクター及び当社よりUBSに提供された情報、及びその他意見書(1)を作成するにあたり調査、分析した情報が、正確かつ完全であることを前提としております。</p> <p>(本UBSの意見は、末尾の(注)も含めてご覧下さい。)</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>当社の取締役会はG C A サヴィアンより平成20年5月12日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が当社株主にとり財務的な観点から見て妥当である旨の意見書(以下「意見書(2)」)を入手しております。G C A サヴィアンはピクター及び当社の財務情報並びに本経営統合の諸条件、またデュー・デリジェンスの結果等を分析した上で、市場株価法、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法を主たる分析手法として採用いたしました。さらに多面的な評価を行うため株価倍率法、時価純資産法による分析も参考とし、各手法の結果を総合的に勘案して意見書(2)を作成いたしました。なお、市場株価法については、平成20年5月9日を基準日として、ピクターのディスプレイ事業の国内撤退に関する一部報道機関による憶測報道が行われた平成20年4月16日まで遡る直近15営業日の期間、直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の株価終値平均ならびに出来高加重平均の分析を行っております。</p> <p>G C A サヴィアンが意見書(2)の作成にあたって使用した、主な株式移転比率の評価方法及び概略は下記の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="223 940 753 1041"> <thead> <tr> <th>採用手法</th> <th>株式移転比率の評価レンジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場株価法</td> <td>1.76 ~ 2.15</td> </tr> <tr> <td>DCF法</td> <td>1.98 ~ 2.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(本G C A サヴィアンの意見は、末尾の(注)も含めてご覧下さい。)</p> <p>ピクターは、U B Sによる株式移転比率の算定結果を参考に、当社は、G C A サヴィアンによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成20年5月12日付にて、最終的に上記株式移転比率を合意・決定いたしました。</p> <p>b) ファイナンシャル・アドバイザーとの関係 U B S及びG C A サヴィアンは、いずれもピクター及び当社の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者(以下総称して「関連当事者」)には該当いたしません。</p> <p>(4) 完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。</p> <p>(5) 完全子会社となる会社の自己株式に関する取扱い 当社及びピクターは、共同持株会社成立日の前日までに、それぞれが保有する自己株式のすべてを消却するものいたします。</p>	採用手法	株式移転比率の評価レンジ	市場株価法	1.76 ~ 2.15	DCF法	1.98 ~ 2.50	
採用手法	株式移転比率の評価レンジ						
市場株価法	1.76 ~ 2.15						
DCF法	1.98 ~ 2.50						

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
3. 株式移転の当事会社の概要					
(1) 商号	日本ビクター 株式会社	株式会社 ケンウッド			
(2) 事業内容	オーディオ・ビジュアル・コンピュータ関連の民生用・業務用機器、並びに磁気テープ・ディスク等の研究・開発・製造・販売	カーエレクトロニクス関連、コミュニケーションズ関連、及びホームエレクトロニクス関連の製造・販売、並びにこれに附帯関連する事業			
(3) 設立年月日	昭和2年9月13日	昭和21年12月21日			
(4) 本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地	東京都八王子市石川町2967番地3			
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 国彦	代表取締役社長 塩畑 一男			
(6) 資本金	51,615百万円	11,059百万円			
(7) 発行済株式数	361,923千株	367,524千株			
(8) 純資産 (連結)	114,126百万円 (平成20年3月末)	29,925百万円 (平成20年3月末)			
(9) 総資産 (連結)	315,003百万円 (平成20年3月末)	126,088百万円 (平成20年3月末)			
(10) 決算期	3月31日	3月31日			
(11) 従業員数	4,423名(単体) (平成20年3月末)	1,622名(単体) (平成20年3月末)			
(12) 主要取引先	(株)ヤマダ電機 Best Buy Co., Inc. Metro A.G.	(株)デンソー 富士重工業(株) Best Buy Co., Inc.			
(13) 大株主及び持株比率	松下電器産業(株) 36.81% 当社 17.00% エイチエスピーシー ファンド サービス シズ スパークス アセット マネジ メント コーポレ イテッド 6.57% (平成20年3月末日)	エイチエスピーシー ファンド サービス シズ スパークス アセット マネジ メント コーポレ イテッド 10.41% エイチエスピーシー ファンド サービス シズ スパークス アセット マネジ メント リミテッド ユーエス クライ アント 7.65% (株)りそな銀行 3.73% (平成20年3月末日)			

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）			当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		
(14) 主要取引銀行	(株)三井住友銀行 住友信託銀行(株) 三菱UFJ銀行(株) (株)みずほコーポレート銀行 (株)横浜銀行	(株)りそな銀行 三菱UFJ信託銀行(株) 中央三井信託銀行(株) (株)三井住友銀行 (株)八十二銀行 住友信託銀行(株)			
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	ビクターは当社に対して平成19年8月10日に第三者割当増資を実施しており、当社はビクターの株式61,539,000株（発行済株式総数の17.0%）を保有しております。			
	人的関係	ビクターは、非常勤の構造改革会議アドバイザーとして当社の代表取締役会長河原春郎を受け入れておりました。			
	取引関係	該当事項はありません。			
	関連当事者への該当状況	当社はビクターの主要株主であるため、関連当事者に該当いたします。			
4. 株式移転により新たに設立する会社の状況					
(1) 商号	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 （英文名：JVC KENWOOD Holdings, Inc.）				
(2) 事業内容	カーエレクトロニクス事業、ホーム&モバイルエレクトロニクス事業、業務用システム事業、エンタテインメント事業等を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること				
(3) 本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地				

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>代表取締役 河原 春郎 (現:当社代表取締役会長 (最高経営責任者))</p> <p>代表取締役 佐藤 国彦 (現:日本ビクター株式会社代表取締役社長)</p> <p>取締役副社長 尾高 宏 (前:第一化成株式会社代表取締役社長 現:当社執行役員待遇)</p> <p>取締役 足立 元美 (現:日本ビクター株式会社取締役)</p> <p>取締役(社外取締役) 柏谷 光司 (元:世界銀行副総裁)</p> <p>取締役(社外取締役) 松尾 眞 (現:日本ビクター株式会社社外監査役)</p> <p>取締役(社外取締役) 岩崎 二郎 (現:T D K株式会社顧問、G C Aサヴィアングループ株式会社社外監査役)</p> <p>監査役 土谷 繁晴 (現:日本ビクター株式会社常勤監査役)</p> <p>監査役 加藤 英明 (現:当社常勤監査役)</p> <p>監査役(社外監査役) 庄山 範行 (現:日本ビクター株式会社社外監査役)</p> <p>監査役(社外監査役) 鷲田 彰彦 (現:当社社外監査役)</p> <p>監査役(社外監査役) 齋藤 憲道 (現:松下電器産業株式会社法務本部審議役) () 会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
(5) 資本金	100億円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	3月末日		
<p>(注) UBSは、ビクター、当社及びその関連会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む)及び本案件によるビクターへの会計上ならびに税務上の影響について独立した評価又は検分を行っておりません。</p> <p>UBSの意見書(1)の前提となる事項は、全てビクターとの協議を経ており、それぞれの事項の影響について独立の評価又は検分を行っておりません。UBSによる各分析及び評価は、多数の前提に基づくものであり、本質的に重大な不確実性が伴います。また、UBSは、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っており、かかる分析及び評価の一部分のみを抽出することにより、その基礎となる過程の理解を誤る虞れがあります。UBSの意見書(1)は、経済環境、規制環境、市場環境を始めとした現時点の諸条件、及び意見書(1)の日付時点においてUBSが入手した情報にのみ基づいています。</p> <p>UBSの意見書(1)は、ビクター取締役会が、本案件を検討されることに関連して、又は、それを目的として、ビクター取締役会に対してのみ提出されるものであり、ビクターの株主その他の者の権利救済のために使用されるものではありません。</p> <p>GCA サヴィアンは、意見書(2)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、当社、ビクターの経営陣よりGCA サヴィアンに提供された情報及び一般に公開された情報が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報及び予想シナジー効果については両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。GCA サヴィアンの意見は、意見書(2)の提出日時点においてGCA サヴィアンが認識している情報と経済条件を前提としたものです。</p> <p>GCA サヴィアンの意見書(2)は、当社取締役会が本案件を検討する際の情報及び助言として提供されるものです。</p>			

連結附属明細表

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	31,420	34,801	1.61	
1年以内に返済予定の長期借入金		20,000	1.50	
1年以内に返済予定のリース債務		23	4.45	
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,000			
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）		79	4.45	平成22年7月30日～ 平成26年3月31日
その他有利子負債		520	2.12	
計	51,420	55,424		

（注）1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定総額は次のとおりです。

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務（百万円）	28	23	17	9

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日 上記基準日の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができます。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 当社の公告は、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL http://www.jk-holdings.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | |
|---------------------|---|-------------------------|
| (1) 四半期報告書
及び確認書 | (第1期第3四半期
自平成20年10月1日
至平成20年12月31日) | 平成21年2月12日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書 | | 平成21年3月13日
関東財務局長に提出 |

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書です。

- | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------|
| (3) 有価証券報告書及び
その添付書類並びに
確認書及び内部統制
報告書 | (第1期
自平成20年10月1日
至平成21年3月31日) | 平成21年6月24日
関東財務局長に提出 |
|--|-------------------------------------|-------------------------|

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	川 村	博 印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	小 野	敏 幸 印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	松 浦	利 治 印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	白 田	英 生 印
業 務 執 行 社 員			

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しています。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員
公認会計士 川村 博 印

指定社員
業務執行社員
公認会計士 小野 敏 幸 印

指定社員
業務執行社員
公認会計士 松浦 利 治 印

指定社員
業務執行社員
公認会計士 白田 英 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しています。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。